

# GCAS Report

Vol.4

Graduate Course in Archival Science  
Gakushuin University

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報



ISSN 2186-8778

2015

GCAS Report Vol.4 2015

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報



目次

[講演]	006	韓国におけるオープンソース・ソフトウェア記録システムの普及活動—— 〈記録文化〉を浸透させるために 任眞嬉(イム・ジンヒ) [訳:元ナミ、金甫榮]
[研究ノート]	024	近現代文化アーカイブズの地元への継承と活用—— 現代舞踊アーカイブズとまんが <sup>3</sup> アーカイブズを事例として 進沼素子
	042	国際標準記録史料記述 (ISAD(G))の小規模史料群への適用による 編成記述の試み——好善社文書調査より 松山龍彦
[書評]	064	国文学研究資料館編『アーカイブズの構造認識と編成記述』 橋本陽
	070	久保亨・瀬畑源『国家と秘密——隠される公文書』 青木祐一
	078	山本清『アカウントビリティを考える——どうして「説明責任」になったのか』 中臺綾子
	084	吉田憲司『文化の「発見」——驚異の部屋からヴァーチャル・ミュージアムまで』 池永禎子
	090	ピーター・シリングスバーク、(訳)明星聖子/大久保讓/神崎正英 『ゲーテンベルクからグーグルへ——文学テキストのデジタル化と編集文献学』 渡辺彩香
[報告]	098	〔働きながらアーカイブズ学を学びませんか?——1〕アーカイブズ学専攻で学んだこと 坂口貴弘
	103	〔働きながらアーカイブズ学を学びませんか?——2〕アーカイブズ学を現場に活かす 土屋昌子
	108	日本建築学会によるレコード・サーヴェイを分析する——アーカイブズ学の観点から 齋藤歩
	116	日本の舞踊アーカイブズ——慶應義塾大学アート・センターの事例 朱宣映
[彙報]	124	
[専攻主任より]	132	保坂裕興

<u>Title of Contents</u>	[lecture]	006	Beginning to Disseminate Records Systems Based on Open Source Software for Popularization of Records Culture in Korea: AtoM, Archivemata, Omeka and WordPress Jin-Hee Yim   Nami Won, Boyoung Kim(translation)
	[research note]	024	The Accession and Use of Modern Cultural Archives at Local Areas: A Case of Japanese Modern Dance and MANGA Motoko Hasunuma
		042	Arrangement and Description by Applying ISAD(G) to Small Organizational Archives: Case of the Kozensha Archives Tatsuhiko Matsuyama
	[review]	064	National Institute of Japanese Literature, <i>Archives no Kozo Ninshiki to Hensei Kijyutsu</i> Yo Hashimoto
		070	Toru Kobo, Hajime Sebata, <i>Kokka to Himitsu: Kakusareru Koubunsho</i> Yuichi Aoki
		078	Kiyoshi Yamamoto, <i>Accountability wo Kangaeru: Doushite "Setsumei Sekinin" ni Nattanoka</i> Ayako Nakadai
		084	Kenji Yoshida, <i>Bunka no Hakken: Kyoji no Heya kara Virtual Museum made</i> Sachiko Ikenaga
		090	Peter L. Shillingsburg   Kiyoko Myojo, Yuzuru Okubo, Masahide Kanzaki(translation), <i>From Gutenberg to Google: Electronic Representations of Literary Texts</i> Ayaka Watanabe
	[report]	098	Let's Study Archival Science: From a Graduate — 1 Takahiro Sakaguchi
		103	Let's Study Archival Science: From a Graduate — 2 Masako Tsuchiya
		108	An Analysis of Record Survey by Architectural Institute of Japan: From a Perspective of Archival Science Ayumu Saito
		116	Dance Archives in Japan: A Case of Keio University Art Center Sun-Yung Joo
	[miscellany]	124	
	[Message from Course Director]	132	Hiroomi Hosaka

講演

---

lecture

# 韓国におけるオープンソース・ソフトウェア 記録システムの普及活動

〈記録文化〉を浸透させるために [1]

Beginning to Disseminate Records Systems Based on Open Source Software for  
Popularization of Records Culture in Korea : AtoM, Archivematica, Omeka and WordPress



任眞嬉(イム・ジンヒ) | Jin-Hee Yim

[訳 | translation] 元ナミ | Nami Won

金甫榮 | Boyoung Kim

| 韓国 | 記録システム | オープンソース・ソフトウェア | AtoM | セウォル号事故 |  
South Korea / records systems / open source software / AtoM / the SEWOL ferry disaster

韓国では、1999年「公共機関の記録物管理に関する法律」の制定と相まって電子政府が進められ、多くの公共記録が電子文書で作成されるようになった。この法律は2007年に「公共記録物の管理に関する法律」と改正され、電子記録管理システムを中心に更新された。公共部門の記録管理の発展とともに、民間分野におけるアーカイブズへの関心も高まり、さまざまな民間アーカイブズが構築されつつあるが、その過程で公共記録の管理方法やツールをそのまま適用することは難しいという学問的、実践的課題が提起された。特に記録システムの構築には多くの課題が存在している。本講演では、その解決策の一つとして「AtoM」や「Archivematica」「Omeka」などのオープンソース・ソフトウェアを利用して構築された記録システム「人間と記憶のアーカイブ」、「マウル・アーカイブ」「セウォル号アーカイブ」の事例を紹介する。このような民間アーカイブズのための記録システムの普及活動は、記録保存の重要性に対する共感を広げ、記録文化を浸透させることに大きく貢献している。

In South Korea, many electronic public records were created when the Public Records and Archives Management Act went into effect in 1999. This law was updated in 2007 to focus on electronic records management system. With the development of records management in the public sector, interest in creating archives increased in the private sector. As a result, various private archives have recently been built. However, many challenges exist in directly applying the methods and tools of public records management. In particular, the construction of a records management system is hindered by numerous difficulties. Open-source software can help resolve some of these issues. The "Human and Memory Archives," "Maeul Archives," and "Sewolho Archives" are examples of archives that use open-source software such as "AtoM," "Archivematica," and "Omeka." Activities aimed at disseminating the records management system for use by private archives contribute greatly toward expanding people's understanding of the importance of record keeping.

はじめに

こんにちは。韓国から参りました、任眞嬉(イム・ジンヒ)と申します。先ほどご紹介をいただきましたが、私は大学と大学院修士課程で、コンピュータ工学を専攻しました。15年ほどプログラミング、データベース設計、ITコンサルティングをしていましたが、2004年から記録管理システムの仕事を始めました。記録管理に関わる仕事を始めてから、今年で満10年になります。これまで、主に公共部門の電子記録管理システムを作る過程に参加してきました。

しかし最近では、公共部門の記録管理よりも一般の人たちの生活をアーカイブングすること、共同体の記録や個人記録を管理することに最も関心を持っています。記録管理を盛んにするためには、「記録文化」の普及が必要だと考えたからです。そのため、去年から記録文化普及のための具体的な実践を始めました。これまで私が実践してきた内容を本日、皆さんと共有したいと思います。

本日の報告テーマは、「韓国におけるオープンソース・ソフトウェア記録システムの普及活動——〈記録文化〉を浸透させるために」です。まず、皆さんに情報を提供するため、韓国の公共機関における記録管理システムについて、簡単に紹介したいと思います。

## 1 —— オープンソース・ソフトウェア記録システム：議論の背景

韓国では、1999年に初めて「公共機関の記録物管理に関する法律」を制定しました。この時期韓国では、電子政府が強力に推進され、ほとんどの公共記録が電子文書で作成されるようになりました。2004年には公共機関の記録管理のために、「資料館システム」というものが導入されました。「資料館システム」の開発目標は、記録物管理の電算システムを確立し、システムを標準化し、「公共機関の記録物管理に関する法律」を円滑に施行することによって、電子政府実現の一翼を担おうとするものでした。

2007年には「資料館システム」に代わって、新しい記録管理システムが導入されました。電子記録の真正性確保と、長期保存の可能性を備えたシステムです。この時点で法律も「公共記録物の管理に関する法律」と改正されました。法律の内容も、電子記録管理システムを中心に変更されました。公共部門の記録管理が発展していく中で、さまざまな民間分野においてもアーカイブズに対する関心が高まっていました。個人の日常、共同体の活動、文化・芸術など、さまざまなテーマに基づいた民間アーカイブズが構築される必要があるという、共通認識が形成されていきました。これによって韓国の記録学界は、公共部門から民間へと記録管理の地平を拡大するための努力を始めました。

1 —— 2014年6月21日(土)14:30-17:00、  
学習院大学中央教育研究棟303教室  
で行われた講演。参加者は、37名であっ  
た。当日の通訳およびスライドの翻訳、テ  
ープ起こしは元ナミ(博士後期課程3年)、金  
南榮(博士前期課程2年)が担当して行った。



例えば、2013年11月の第5回「全国記録人大会」では、「記録管理、地平の拡大」というテーマで、民間アーカイブズの構築事例を取り上げました。その間、早いスピードで発展を繰り返してきた韓国記録管理の世界が、公共部門を越えて民間分野にまで拡大されることによって、さまざまな学問的課題、実践的課題が提起されました。公共記録の管理方法やツールを、民間アーカイブズの管理にそのまま適用するのは難しいという問題があったからです。

民間アーカイブズの実務者たちは、各自が現場で抱える問題を共有するために、2013年12月から「マニユスクリプト・キャンプ」という集会を始めました。民間アーカイブズの構築にあたって困難を生じる部分の一つが、まさに「システム」の問題でした。

民間アーカイブズでは、システムを構築するにあたって、さまざまな困難に直面していました。サーバーの確保やソフトウェア購入費用などは、民間アーカイブズにとって大きな負担でした。システムを構築するとしても、持続的に維持することが可能なのかという問題がありました。また、記録システムをまったく扱ったことのないアーキビストが、備えていなければならない機能要件を整理することは不可能でした。私は多くの民間アーカイブズをコンサルティングする中で、このようなシステムの問題の存在を知ることができました。

結局、私は2013年春、一つの決心をします。オープンソース・ソフトウェアを利用して記録システムを構築してみようということでした。そうすればまず、システムの構築費用は安く済むでしょう。そして、多くのアーカイブズが共通のオープンソース・ソフトウェアを使うことによって、技術的な問題を共同で解決していくことも可能となります。さらに、アーキビストたちがシステムを経験することによって、今後、高度なシステムを設計する能力を身につけることもできるでしょう。

私は、民間アーカイブズにオープンソースで構築した記録システムを普及させることを決めました。去年からICAの「AtoM」(アトム)をはじめとする、オープンソース・ソフトウェアを発掘し、テストする作業を開始しました。もちろん、この作業は私ひとりでは不可能です。博士課程の授業でも一緒に勉強し、社団法人・韓国国家記録研究院の内部プロジェクトとしても取り組んでいます。韓国国家記録研究院の院長が金翼漢(キム・イッカ)ン教授であり、副院長が私です。

オープンソース・ソフトウェアというのは、本体にあたる「ソース」を公開することを示します。ソフトウェアを開発したグローバル企業が市場を独占することに対する、「反撃の武器」として登場しました。オープンソース・ソフトウェアが増え、ユーザたちはさまざまな選択肢を持つことができるようになりました。ソフトウェアの研究者、開発者には立派な先生がいたり、教材として活用されることもあります。オープンソース・ソフトウェアは韓国ソフトウェアの発展にも良い材料となっています。アーキビストたちは無料で使うことができるため、システムの構築費用を最小限に抑えることができます。また、各アーカイブズの特性に適合するように、カスタマイズして使

うこともできます。したがって、システムの構築予算がとれず、適合したシステムを導入する自信が持てない民間アーカイブズは、経験のためにもオープンソース・ソフトウェアを使ってみることをお勧めします。

## 2 — AtoM 記録システム

私はオープンソース・ソフトウェアとして、記録の登録および記述のために「AtoM」を、長期保存のために「Archivematica」を、基本目録の管理およびオンライン展示のために「Omeka」を選択し、記録システム構築に向けた研究をしています。本日は「AtoM」について詳しく紹介し、オープンソース・ソフトウェアだけを使用して記録システムを構築した事例を紹介します。

まず「AtoM」について紹介します。「AtoM」は、「Access to Memory」の略語です。ICA(International Council on Archives / 国際公文書館会議)とArtefactualという企業が協力して開発した、ウェブ・ベースの記録システムです。無料配布のオープンソース・ソフトウェアであり、さまざまな国で利用できるよう、多国語に対応しています。2008年7月に1.0 Betaバージョンが開発され、2013年末に2.0バージョンが公開されました。2013年現在、世界で250余りの機関が「AtoM」を使用しています。

「AtoM」のシステムとしての特徴について検討します。第一に、ウェブ・ベースであるということです。ですから、個々のPCにプログラムをインストールする必要がありません。第二に、オープンソースなので誰でも無料で使うことができます。第三に、ICAが定めた記録記述標準によってメタデータを入力することができます。第四に、翻訳を提供すれば自国の言語でも使用可能となります。第五に、さまざまなデジタル記録物を管理・公開することができます。

「AtoM」のユーザは、管理者と一般ユーザに分けられます。どちらもWebブラウザを通じてアクセスすることになります。「AtoM」のWebサーバーでは、「Apache」と「nginx」という、2つのオープンソース・ソフトウェアを搭載することができます。データベース管理システムも「MySQL」というオープンソース・ソフトウェアが使われます。「AtoM」は、他のシステムとの互換性を維持するため、エクスポート/インポートの機能を備えています。メタデータは、ダブリンコア、EAD、MODSなどまでカバーしています。記録記述規則の標準テンプレートを選択して使うこともできます。典拠レコードの管理や、所蔵先についての記述も可能です。管理者機能を使って、各アーカイブズの特性に合わせたカスタマイズも可能です。メニューを作成、削除、移動する機能もあります。レイアウト編集、特定フィールドを隠す機能、IPアドレスによって受信範囲を制限する機能も備えています。「AtoM」は、Windows系列よりLinux系列のOSで最もよく動作す



るというのが私の経験からわかったことです。

### 3 —— AtoM構築事例：「人間と記憶のアーカイブ」

それではこれから、「AtoM」とオープンソース・ソフトウェアのみを使用して構築した、アーカイブズ・システムの事例をご紹介します。それは「人間と記憶のアーカイブ」です。「人間と記憶のアーカイブ」は2013年7月、社団法人・韓国国家記録研究院、明知大学校記録情報科学専門大学院、デジタルアーカイビング研究所が共同で設立しました。

まず、アーカイブズの収集範囲とコレクションをご紹介します。「人間と記憶のアーカイブ」は、主に寄贈と企画イベントを通じて記録を収集しています。現在、「日常コレクション」「明知大コレクション」「記録人コレクション」の3つのアーカイブズを構築しています。

「日常コレクション」では、一般の人たちの生活に関するすべての記録が収集対象となります。「明知大コレクション」には、毎学期の記録情報科学専門大学院の授業とイベント記録を収集しています。「記録人コレクション」は、記録専門家たちから個人記録物の寄贈を受ける形で収集しています。

これは「日常コレクション」記録の事例です（スライド5）。この手紙はイ・チャンユンさんが書いたものです。韓国の20代男性たちは、義務として兵役に就くこととなります。30年余り前、軍隊に入隊したチャンユンさんは、入隊直後に私服を脱いで訓練服に着替えます。脱いだ私服は、実家に小包みで送り返されます。軍隊に入隊した息子の私服を受け取ったすべての韓国の母親たちは、息子を思いながら小包みを抱きしめ、大声で泣くこともあります。さらに当時の軍隊生活というのは、今より苦しく、危険だったので、母親たちはとても心配をしていたような時代です。

母親が自分のことを心配して泣くことが分かっていたチャンユンさんは、そばにあった便箋を破り、短い手紙を書きました。

| お母さん、私は元気でやっています、チャンユン

現代のように電話やメールがなかった時代ですから、たった1行だけでも手書きの手紙で母親を安心させたかったのでしょう。チャンユンさんのお母さんはこの手紙を大事に保管していました。そして除隊後のチャンユンさんに渡され、彼は軍隊生活に関わるユニークな手紙として、私たちの「人間と記憶のアーカイブ」に寄贈してくださいました。この手紙が、私たちのアーカイブズの寄贈記録物、第一号です。

次は60年余り前、イム・チャンゼさんがアン・スンフンさんに送ったラブレターです

〈スライド6〉。私たちのアーカイブズを紹介する新聞記事に掲載されたこともあります。結婚を間近に控えた若者たちの切実な愛が感じられます。書体も素敵です。

実はこの手紙は、私の父が母に送った手紙です。母は恥ずかしいから捨てようとしたのですが、私がやっとの思いで確保して、第二号の記録物として寄贈しました。この熱い愛が結実して、今日の私が存在するのだと思います。ですから、私にとってこの手紙はただの手紙ではなく、特別な記録物なのです。

「日常コレクション」の中には、「5月12日の日記」シリーズというものがあります。「人間と記憶のアーカイブ」では、2013年から毎年5月12日の日常を記録した日記を収集しています。この収集を始めることになったきっかけをお話します。

イギリスのサセックス大学(University of Sussex)には、「Mass Observation Archive」というものがあります。70年余りにわたるイギリス人たちの日常生活を表す記録物が収集されています。1936年、イギリスの社会学者3人が「大衆観察」、すなわち「mass observation」を始めたといわれています。その結果がアーカイブズとして蓄積されました。一時は市場調査のように変質させられたこともあったようですが、1970年、サセックス大学にコレクションが移され、1981年から「大衆観察プロジェクト」が再開されました。2000年までの成果物が集められ、「Mass Observation Archive」となりました。若い映画監督やドキュメンタリー作家たちが、こちらにある過去の時代の記録からインスピレーションを得て、良い作品を作ったということもあります。また、授業教材として活用し、「ベストティーチャー」の賞を受けた教師もいるそうです。

2012年、明知大学校で開かれた国際学術大会に、このアーカイブズの担当者が発表者として参加しました。この担当者の方が後に、明知大学校に「5月12日の日記」収集イベントを共同で開催することを提案してくれました。5月12日は、1936年に初めて「大衆観察」が行われた日だそうです。この日を記念して、2011年から収集が始まりました。明知大学校も参加を表明し、2013年5月12日、初めて日記収集イベントを行いました。

これが2013年の日記提供を呼びかけるポスターです〈スライド8〉。オンラインで応募できるようにし、合計560件余りの日記が収集されました。収集した日記を分析した結果、よく出てくる言葉は次のようでした。

| 日曜日 アイアンマン3 二日酔い 外食

2013年5月12日はちょうど日曜日でした。映画を見に行った方々が多かったようです。特に「アイアンマン3」が面白かったという評価です。日本もそうでしたか? 「二日酔い……」、若者たちは前日の土曜の夜から朝まで熱く「走って」から、日曜日に寝坊し、二日酔いに苦労したという話が多かったです。韓国語では「走る」といいますが、日本語にもこういう表現はあるのでしょうか。「外食……」、5月

は「家庭の月」でもあるので、「母の日」「子供の日」などを理由に、家族で外食をしたという話も多かったです。高校生の誰かは、教会の中で「ジェントルマン」というミュージック・ビデオを撮影したといいます。皆さん、サイ(PSY)という韓国の歌手をご存じですか？ サイは「江南(カンナム)スタイル」に続き、「ジェントルマン」という曲で国際的なアーティストとして知られるようになりました。サイのミュージック・ビデオをパロディーするのが当時の流行でした。小学生はテレビを見て、思う存分食べて、遊んだという話が多かったし、幼稚園児の絵日記を見ると派手なカラーで、幸せな日常をうかがうことができました。

次に、「明知大コレクション」の中の授業記録物シリーズを紹介します。2013年の1学期初めに各授業科目の受講学生から一人を「アーキビスト」に選び、その学生が中心になって授業内容をアーカイビングすることにしました。

なぜアーカイビングをするのか？ /何をアーカイビングするのか？ /その記録物は誰がどのように利用することになるのか？

このような理由については、何も説明しませんでした。学生たちが自らドキュメンテーション戦略を組み、悩むようにしました。2013年2学期、2014年1学期まで、現在3学期目まで進行中です。今後も毎学期行う予定です。2013年1学期のみで11科目、総計3千件余りの記録物が収集されました。講義計画書、授業の発表資料、報告書、写真、受講生のインタビュー、講義の録音、試験問題など、さまざまな記録物が収集されています。

次に「記録人コレクション」を紹介します。キム・イッカン教授、イ・ヘヨン教授、そして私やファン・チンヒョン研究員などが、個人的に意味があると思う記録物を寄贈しました。今後も継続して寄贈を受けて行く予定です。

実は今年の3月、「人間と記憶のアーカイブ」にアーキビスト3名を採用しました。記録物収集を戦略的に実行していく計画だったからです。

ところが、アーカイビング計画を立てている最中に、あの4月16日の「セウォル(SEWOL)号事故」が起きました。3週間ほど戦々恐々としていた私たちアーカイブ・チームは、居ても立っても居られなくなり、「セウォル号アーカイブ」構築作業に挑むことにしました。したがって現在、「人間と記憶のアーカイブ」のすべての活動は中断状態です。私たちのアーカイブ・チームの人員すべては、「セウォル号アーカイブ」構築作業に「200%」投入されています。なぜ、「200%」でしょうか？ 5月13日以降、朝から晩まで週末の休日もないまま、キム・イッカン教授と私、そして5人の常勤研究員たちを総動員して働き続けているからです。

実物記録を保管するための臨時書庫も用意しました。予算がないため、既存の空間を活用する事になりました。使用した部屋は明知大学校記録情報科学専門大学院の院長室です。あのキム・イッカン院長の部屋ですね。ここを臨時に占拠する事にしました(笑)。書棚にあった学会誌は、全部処分しました(笑)。書棚をいくつか用意して臨時の収蔵庫を作りました。

「人間と記憶のアーカイブ」は大学院の授業に積極的に活用されています。キム・イッカン教授が担当する「日常アーカイブ実行演習」の授業や、私が担当する「上級記録物管理プロジェクト実習」では、日常におけるアーカイブのテーマを決めて収集企画書を作り、直接100件以上の記録物を生産あるいは収集することを進めています。記録物は学生たちが「AtoM」システムに直接登録して記述します。イ・ヘヨン教授が担当する「記録分類記述論」の授業では、「5月12日の日記」シリーズと「記録人寄贈記録物」「授業アーカイブ記録物」を分類して記述する実習をします。私が担当している「電子オブジェクト管理論」の授業や、イ・ヨンチャン教授が担当する「記録情報システムパッケージ研究」の授業では、学生たちが直接「AtoM」のソフトウェアをインストールし、自ら使ってみた後、インストール過程と使用してみた感想について報告書を提出させています。

実は「人間と記憶のアーカイブ」を設立する際に、2つの目的を設定しました。第一の目的は、公共記録物中心から脱却し、日常を記録する方向へと実践領域の重心を移そうとしたことでした。これまで研究者たちは、公共記録物管理に重点を置いてさまざまな研究と実践を行ってきました。おかげで、法制やシステム、記録物管理専門職員の配置など、たいへん大きな成果を挙げたと言えます。

しかし、これからは権力によって残される記録から作られる一方的な歴史ではなく、一般の人々の生活記録に基づいて、バランスの良い歴史を作っていく時代だという意識が広がりました。韓国では日常のアーカイブズを研究し、コミュニティ・アーカイブズに身を投じる研究者たちが増えています。私たち明知大学校と社団法人・韓国国家記録研究院もこのような流れに積極的に参加しようと、「人間と記憶のアーカイブ」を設立することになったのです。

第二の目的は、明知大学校の大学院の学生たちが実習として直接やっていくことのできるアーカイブズが必要だったということです。大学院で理論だけを身につけても、現場で専門家としての役割を果たすことは難しいです。したがって、大学院の課程の中でさまざまな実務を経験できるようにアーカイブズを構築したのです。授業科目とアーカイブズを緊密に結合する方向でこの目的を達成しています。

ここからは、「人間と記憶のアーカイブ」の記録システムについて紹介します。記録システムを構築する際に2つの原則を立てました。まず一つ目は、オープンソースソフトウェアを中心とするということです。二つ目は、システム構築の経験をアーカイブズ・コミュニティと共有するということです。一つ目の原則に従って、ホームページは「WordPress」というオープンソースソフトウェアを利用して構築しました。記録物管理のためのメインのソフトウェアとして「AtoM」を、記録物保存のために「Archivematica」を、そしてオンライン展示のために「Omeka」を採用しました。「人間と記憶のアーカイブ」は2014年4月、ICAの「AtoM」サイトに公式利用者として登録し、韓国で「AtoM」システムを導入した初めての事例

となりました。

ホームページをご覧ください(<http://www.hmarchives.com>)〈スライド 12〉。アーカイブメニューを選択すると「AtoM」に接続され、オンライン展示館メニューを選択すると「Omeka」へ接続されます。

まず「AtoM」へ接続してみましょう。メニューにある「所蔵記録物情報」をクリックしてみると、「5月12日の日記」コレクションが最初に見えます。次に「個人寄贈コレクション」があります。「5月12日の日記」コレクションをクリックしてみると、コレクションレベルの記述情報が表示されます。コンテキスト・エリアでは前に説明した内容、すなわちイギリスのサセックス大学と共同イベントを開催した際に始まったコレクションであることが記されています。パブリケーション・ノートには、日記寄贈者から公開許可を得ているものだけを公開していることを明記しています。

「個人寄贈コレクション」をクリックしてみましょう。「イム・ジンヒ」というフォンドが見えます。その下に「家族記録シリーズ」があり、「両親に関するファイル」があります。ここには先ほど紹介した私の父から母に宛てたラブレターだけがあるわけではありません。父が70歳の時、友達と遊んで家に帰って来なかった際に、母に怒られて書いた反省文も2枚あります(笑)。とても面白い一方で、私にとっては大切な思い出を呼び起こす記録です。

次は「デジタル記録物」のメニューをクリックしてみましょう。現在「AtoM」システムに登録、記述されているデジタル・オブジェクトが見えます。

次は「オンライン展示館」です(<http://omeka.hmarchives.com>)〈スライド 14〉。こちらは「Omeka」というオープンソース・ソフトウェアで作ったサイトです。現在「5月12日の日記」が展示してあります。「成長日記」「特別な日曜日」「両親の愛」など、テーマ別に展示されています。「成長日記」というテーマは、特徴的なイメージを大きく配置したレイアウトとなっています。「特別な日曜日」は、すべてが同じ大きさのサムネイルの画像を配置したレイアウトです。「Omeka」では、10種類のレイアウトを提供しています。一つのテーマを構築する際に、記録物の特性を考慮して適切なレイアウトを選択することが出来ます。「両親の愛」というテーマには、音声の記録物もあります。これは、ある娘が80歳の母親に電話をし、5月12日の出来事について話した内容を記録したものです。その隣には娘の日記があります。このふたつの記録物をつなげてみれば、異なる世代の二人の女性の人生、そして独特な親子関係を読み解くことができます。実は、こちらの80歳の女性は私の母親で、この娘の日記というは私のものです。

それでは、二つ目の原則をどのように実践したかについてお話したいと思えます。システム構築の経験をアーカイブズ・コミュニティと共有することが、私たちの原則だと申し上げました。「人間と記憶のアーカイブ」は、まずチャレンジしてみて成功したことを韓国の小規模ながら多様な民間アーカイブズと共有するという趣旨で設立されました。特に、記録システムの場合、経験の共有、ノウハウの共有

が必要です。私はコンピュータ工学を専攻しているので、様々なアーカイブズから質問を受けることがあります。記録システムをどのように構築すればよいかということについてです。そういった質問を受ける度に、私はとても悩みました。システム構築には相当な費用がかかるため、小規模のアーカイブズでは十分な費用を捻出することができません。また、構築後にもメンテナンスに相当のコストが必要になります。また、アーキビストは記録システムが必要であると言いながらも、どのような機能が、どうやって実行されればよいかを具体的に示すことができないのが一般的な状況でした。

#### 4 — オープンソース・ソフトウェア記録システムの普及活動

2011年から朴元淳(パクウォンスン)、ソウル市長は革新市政の一つとして「マウル(町)づくり」事業を積極的に推進しています。現代化した巨大都市のソウルで「マウル」という共同体を復元する事業です。要するに「人間臭い都市」として、ソウルをリモデリングするため、過去の「マウル」を甦らせるということです。

キム・イッカン教授は、「マウルづくり」事業の軸として、「マウル・アーカイブ」の構築を提案しました。韓国アーカイブズ界のさまざまな専門家たちが、木洞(モクドン)、貞陵(チョンルン)、三角山(サムカクサン)など、多くの町でアーカイブズ構築のコンサルティングを行っています。「マウル・アーカイブ・プログラム」を進めて、多くの記録が集まりましたが、そこで集まった記録をどのように管理し、共有するかという問題に直面しました。そのため、私が記録システムの構築に関する問題に対応することになり、その答えを出さなければなりません。私が悩んだ末に出した答えが、オープンソース・ソフトウェアを利用して記録システムを構築するというものでした。PC級のサーバー 1台さえあれば構築可能な記録システム、100万ウォンあれば構築可能な記録システムが「マウル・アーカイブ」には適切だと判断しました。そこで「AtoM」の検討に着手しました。「AtoM」が記録管理に必要な機能を十分備えているのかを、まず確認しなければなりません。そこでまず「人間と記憶のアーカイブ」に適応してみれば、使えるかどうかの判断ができるだろうと考えたのです。実際に利用してみてさまざまな問題が発生しましたが、解決策も見つけることができました。ノウハウが徐々に蓄積され、多くのアーカイブズと協力しながらこのシステムを発展させていけるのではないかという可能性も感じました。「人間と記憶のアーカイブ」は「AtoM」でのシステム構築に成功し、フォーラムサイトも運営しています(<http://osaf.net>)。フォーラムサイトは、オープンソース・ソフトウェアを利用して記録システムを構築する人達のための意見交換の場です。

現在では主に、「AtoM」「Archivematica」「Omeka」の3つに関する各種の技術的資料を共有し、意見交換が行われています。「AtoM」を紹介した講義

の動画もアップしています。このフォーラムは、アーカイブズ・コミュニティの積極的な共有と協力が行われている空間なのです。このフォーラムを通じて「AtoM」のハンゲル化も完了することが出来ました。「AtoM」には記録物を記述するためのフィールドが画面に表示されます。該当フィールドにどのような内容を入力するのかという指示も出ます。ISAD(G)、ISAAR(CPF)など、記録記述の標準です。

しかし、「マウル・アーカイブ」で例えば70歳のお年寄りが記録物を登録しようとしても、フィールド名や解説が英語だけでは利用することが出来ません。民間アーカイブズのオープンソース・ソフトウェアを普及するために、ハンゲル化は必須でした。2013年の段階で「AtoM」のハンゲルへの翻訳割合は14%にすぎませんでした。一方、日本語翻訳の割合は48%にも達していました。そこで私たちはフォーラムで、ハンゲル化作業を手伝ってくれるボランティアを募集しました。学生や大学の教授たちがたくさん参加してくれました。その結果、今年の4月末にはハンゲル化を完了させることができました。ハンゲルが搭載された「AtoM」がリリースされたのです。しかし、残念ながら私たちはまだその新しいバージョンをインストールすることができていません。それは「セウォル号事故」のために、すべての作業が中止された状態だからです。

先ほど述べた二つ目の原則、経験やノウハウの共有のために、ホスティング・サービスも計画しました。一人でサーバーを準備し、ソフトウェアをインストールするのは大変です。そうした負担を感じる利用者たちのために、10個の「AtoM」をインストールしてサービスしています。月3万ウォンという安い費用で利用することができます。とても親切ですよ(笑)。

ICAの「AtoM」もホスティング・サービスを提供しています。しかし最も安い場合でも、1年に約1,500ドル程度の料金がかかります。私たちはより安く、ハンゲルバージョンで提供しています。単にシステムだけを提供しているわけではありません。記録物を登録し、記述するプロセスについてコンサルティングも行っています。さまざまなアーカイブズでのすべての経験を、フォーラムへ投稿するように呼びかけています。他の民間アーカイブズの参考にするためです。このような活動を3年くらい続けていけば、韓国の民間アーカイブズはとて活性化するのはないかと期待しています。

ここでまとめますと、「人間と記憶のアーカイブ」は、「AtoM」「Archivematica」「Omeka」「WordPress」などのオープンソース・ソフトウェアを連携させてシステムを構築したと言えます。「AtoM」は記述のため、「Archivematica」は長期保存のため、「Omeka」は展示のために利用し、この3つのプログラムがうまく連携できるようにしていく予定です。2013年の2学期には「AtoM」を韓国の記録学会で紹介しました。2014年の1学期には「Omeka」を取り上げ、2014年の2学期には「Archivematica」について検討し、紹介する予定です。

公共機関の記録物管理システムは国家記録院が開発し、各機関へ無料で

### 3. AtOM 構築事例 —— 「人間と記憶のアーカイブ」 (hmarchives.com)

・ ホームページとアーカイブシステムの構築内容

atomバージョンシステム		アーカイブシステム
メイン機能	アーカイブ紹介、お知らせ提供、オンライン展示	記録物記述/閲覧、保存、ウェブパブリッシング
基礎システム	World Press	AtOM, Archivematica, Omeka
主要機能	1. アーカイブ紹介 2. 寄附案内 3. 参加広場(お知らせ、市民アンケート、FAQ) 4. オンライン展示 5. アーカイブ(アーカイブシステムリンク)	AtOM 1. 記述 (ISAD(G), ISSAR(C/P), ISDIAH, ISDF) 2. 登録 (メタデータ、写真、ビデオ等のデジタルオブジェクト) 3. 検索/アプリケーション/閲覧 4. アーカイブ運営(入札記述、寄附者、番書管理) 5. 管理者機能(アクセス権限、言語、セキュリティ管理) Archivematica 1. 永久保存フォーマット生成(AIP) 2. 活用フォーマット生成(DIP) Omeka 1. オンライン展示コンテンツ制作 2. オンライン展示パブリッシング
主なユーザグループ	一般利用者	寄附者、大学院生/教授、市民アーキビスト、観覧者、一般人

10

スライド

11

### 4. オープンソース・ソフトウェア記録システムの普及活動 (Osasf.net)

10

スライド

16

### 3. AtOM 構築事例 —— 「人間と記憶のアーカイブ」 (hmarchives.com)

・ 「人間と記憶のアーカイブ」ホームページ [hmarchives.com](http://hmarchives.com)

10

12

### 5. 「セウォル号アーカイブ」の構築過程

・ 2014年4月16日 セウォル号沈没事故で、乗客476名のうち302名が犠牲に  
 ・ 大邱圏高校の学生325名のうち、生存は75名のみ

10

17

### 3. AtOM 構築事例 —— 「人間と記憶のアーカイブ」 (hmarchives.com)

・ アーカイブ目録記述 [atom.hmarchives.com](http://atom.hmarchives.com)

10

13

### 5. 「セウォル号アーカイブ」の構築過程

・ 行方不明者の無事帰還を祈る「黄色いリボン」キャンペーン

10

18

### 3. AtOM 構築事例 —— 「人間と記憶のアーカイブ」 (hmarchives.com)

・ アーカイブオンライン展示 [omeka.hmarchives.com](http://omeka.hmarchives.com)

10

14

### 5. 「セウォル号アーカイブ」の構築過程

・ 「セウォル号を忘れない市民ネットワーク」 SNS : facebook, twitter, band

10

19

### 4. オープンソース・ソフトウェア記録システムの普及活動 (Osasf.net)

10

15

### 5. 「セウォル号アーカイブ」の構築過程

・ 「セウォル号を忘れない市民ネットワーク」ホームページ [sewolso-archives.org](http://sewolso-archives.org)

10

20

配布しています。しかし、システムのソースコードやデータベースの構造などは公開していません。私たちのような研究者にも公開されていません。ですから、公共機関に所属する記録物管理専門職員がシステムを使用しながら直面している諸問題について、外部にいる私には分析しようがありません。このような閉鎖性について問題を感じます。国家記録院が公共記録物の管理ソフトウェアをオープンソースに転換することを、今後強く訴えていきたいと考えています。

ここまでは、韓国の民間アーカイブズの活性化、つまり記録文化の普及のためのオープンソースソフトウェアを利用した、記録システムの普及事例についてお話をさせていただきました。

## 5 —— 「セウォル号アーカイブ」の構築過程

ここからは、現在取り組んでいる「セウォル号アーカイブ」の構築作業について、現況を報告させていただきたいと思います。あまりにホットな問題のため、私を含む多くの韓国の記録管理に携わる者たちが参加している事業です。また、この事業でもオープンソースソフトウェアを採用しているので、紹介させていただきたいと思います。

まず、旅客船セウォル号沈没事故について簡単に紹介します。セウォル号の沈没事故は、2014年4月16日午前8時48分頃、韓国・全羅南道珍島(チョルナムド・チンド)付近の黄海上で、仁川発済州島行の国内線旅客船が起こした沈没事故です。セウォル号には、修学旅行で済州島へ向かっていた檀園(タンウォン)高等学校2年生ほかの乗客と乗組員30名、合計476名が乗船していたと言われています。事故が起きた当日に救助された172名の生存者以外は一人も救助することができなかったという点で、とても衝撃的な事故と言えます。また、多くの国民がテレビの生放送を通じて数百名の人間が命を落とす過程を目撃したという点で、人々の心に深い傷跡を残しました。事故の原因については、海洋官僚と船舶業者の癒着、管理監督機関の不適切な談合、新自由主義的な規制緩和、セウォル号を運行していた海運会社の違法な利益追求、船長をはじめとする乗組員の無責任な行動、「動かないでください」という誤った指示に従った学生など、さまざまな問題点が指摘されています。

本日、2014年6月21日現在も、この事故は終わっていません。未だ12名の行方不明者を捜索中だからです。犠牲者の家族が長期間、珍島に滞在している間、全国各地から約3万人のボランティアが現地を訪れ、食事や医薬品、生活用品を提供し、掃除や洗濯などさまざまな支援を行いました。なかなか進まない救助に不信を募らせた犠牲者の家族たちは、大統領に面会を要求し、街頭で抗議活動を行って警察に阻止されるという場面もありました。京機道安山(キョンギド・

アンサン)市のタンウォン高等学校2年生で乗船した325人のうち、救助されたのはたったの75名だけでした。2年生全体で10クラスありましたが、生存者がわずか1、2名しかいなかったクラスもあります。

事故が起きた後、不適切なメディアの報道姿勢が浮き彫りとなり、大きな問題となりました。これに対して怒りを覚えた犠牲者の家族たちは、主要メディアの取材を拒否し、市民メディア、独立メディアといった「もう一つのメディア」(オルタナティブ・メディア)だけを信頼するような状況まで起こりました。「動かないでください」という、誤った案内放送に従ったことにより多くの犠牲者が出たことに抗議する意味を込めて、「動かねばなりません」というスローガンを掲げたデモ隊も出現しました。その一方で、学校や家庭での青少年教育に問題があるといったことまでもが議論されました。日常生活に戻らなければならない遺族、未だ遺体が見つからない家族たちは、この事故が徐々に忘れ去られてしまうことを恐れ、悲しみ、自殺を図るといったことも起きました。こうしたことから、「忘れません」というメッセージを込めたキャンドル集会(約束の集い)も行われました。また、セウォル号事故が、朴槿恵(パク・クネ)政権の規制緩和、公共サービスの民営化、非正規職を大量に産み出す労働政策などの諸問題を総合的に示していると、政府の政策に対する抗議デモも増加しました。

そして、行方不明者の無事帰還を祈る意味が込められた、「黄色いリボンキャンペーン」が始まりました(スライド18,19)。特にSNSのプロフィール写真を黄色いリボンに変えるという運動が、急速に拡散されました。「KakaoTalk」や「Facebook」といったSNSに、多くの黄色いリボンが登場しました。今私が着ているこの服にも、黄色いリボンを付けています。

韓国の記録管理界も何もせずにはいられませんでした。今後事故についての徹底的な真相究明が必要ですが、そのためには事故の責任をもつ機関の記録がきちんと残っていないとなりません。しかし、すでに真相究明に必要な多くの対象機関の記録が無断で廃棄され、もしくは破壊される事態が発生し始めました。そのため、2014年5月12日、記録管理団体協議会は記録の無断廃棄の禁止、および事故関連記録の即時公開を求める緊急声明を発表しました。そしてセウォル号事故に対する、記録管理界のより積極的な介入が必要だという認識が広まりました。

事故発生から28日目、行方不明者27名を残した時点の2014年5月13日、社団法人・韓国国家記録研究院のキム・イッカン院長をはじめ、私と研究員たちは珍島の事故現場に初めて向かいました。到着した当日に珍島に滞在することを決め、テントを張り、記録収集活動を始めました。以後、明知大学校記録情報専門大学院の学生や、その他の大学教員、学生たちが交代で珍島に出向き、活動を続けています。ソウルから珍島までは約6時間かかります。

私たちアーカイブ・チームは、珍島の現場でボランティアを続けてきた人たち約

30名に会い、現地での活動経験について聞き取りを行いました。活動日誌や写真など約1千点にのぼる記録の寄贈も受けました。全国各地に作られた追悼所には、多くの市民が記した手紙と黄色いリボンが寄せられました。そして、私たちは「セウォル号事故記録保存ボランティア」を結成し、記録保存のための活動を始めました。

アーカイブ・チームによるさまざまな活動がメディアで紹介され、多くの団体や個人から記録保存活動に対する支持と声援をいただきました。記録を保存することは記憶を維持するために必須であるという点に、皆が共感しました。『ハンギョレ新聞』は私たちのチームに、「セウォル号記録収集キャンペーン」を一緒に実施すると申し出てくれました。アルムダウン(美しい)財団は支援金を提供してくれました。財団の支援を受け、私たちのチームは「セウォル号アーカイブ・システム」を開発し、事故の被害者を多く出したタンウォン高等学校があるアンサン市に、「セウォル号アーカイブ」の空間を設けています。記録保存について意志を共にするさまざまな団体と個人が集まり、「セウォル号を忘れない市民ネットワーク」を発足させました。これが6月5日のことです。

6月9日にはホームページが試験開設されました(<http://sewolho-archives.org>)〈スライド20〉。これも「WordPress」で開発しました。このトップページの文字は申栄福(シン・ヨンボク)先生が書いてくださいました。先生はスパイ疑惑で長い間投獄され、10年ほど前に社会に復帰した方です。ネットワークの紹介文は、次の通りです。

「セウォル号を忘れない市民ネットワーク」は、セウォル号の事故と関連するすべての記録を収集し、保管し、整理する市民記録団体です。全国の市民と専門家が自発的に集まり、私たちの社会がセウォル号の事故に関する記憶を維持できるよう、事故の記憶と記録を収集・整理し、共有する活動を展開します。

ネットワークでは「Facebook」「Twitter」「BAND」などのチャンネルを利用し、コミュニケーションをとり、協力合っています。「セウォル号アーカイブ」は、デジタル・アーカイブと収蔵庫および展示空間で構成されています。この中でデジタル・アーカイブは「DSpace」というオープンソース・ソフトウェアを利用して構築しています(<http://14.63.171.146:8080/>)。「DSpace」は、研究資料を登録し共有するために開発されたオープンソース・ソフトウェアです。韓国でもソウル大学など10数カ所の機関ですでに構築実績があるシステムです。現在、「DSpace」での構築経験を持つ開発チームと共同で「セウォル号アーカイブ」を構築中です。収蔵庫と展示空間は、アンサン市古棧洞(コジャンドン)という場所に事務室を借りています。ある建築家の方がボランティアで設計してくださいました。

このように「セウォル号アーカイブ」はアーカイブ・チームから提案されたもので



すが、現在ではさまざまな人々の力で構築している最中です。このアーカイブズには、「真相究明記録」「犠牲者記録」「市民追悼記録」が集まる予定です。私が日本に来てから決まったことですが、来週の月曜日、6月23日から「セウォル号記録収集キャンペーン」が始まります。

すでにワールドカップが始まり、インターネット上ではセウォル号の事故をただの「交通事故」として扱おうとする意見が出てきています。いわゆる、記憶を忘却と偽りで塗り固めようとする動きが始まったのです。それではこのような状況の中で、私たち「セウォル号アーカイブ」は何をすべきでしょうか？ その存在意義はどこにあるのでしょうか？ 私たちチームは信じます。「忘却」と「記憶」の対決構図の中で、アーカイブズだけが真実を確認し、記憶できるようにする役割を果たせると。

## おわりに

現在進行中のセウォル号事故に、私たちアーカイブ・チームが加わりました。社団法人・韓国国家記録研究院の職員5名はこの1カ月半の間、「セウォル号アーカイブ」の仕事だけをしてきました。キム・イッキン教授は3週間、珍島の現場を守ってくれました。多くの大学院生、教授たちが何度も珍島まで足を運びました。私たちの活動の結果、韓国では記録保存の重要性についての共感が広まり、これからの私たちに多くの期待が寄せられています。この先1年かかるか5年かかるかわかりませんが、「セウォル号アーカイブ」の事業について、日本のアーカイブズ学関係者のみなさんにも大きな関心を持っていただければ幸いです。

セウォル号の犠牲者たちのご冥福を心からお祈りしつつ、以上で私の発表を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。



## 〔補記〕

任眞嬉先生は学習院大学客員研究員として、2014年6月16日より6月29日まで日本に滞在された。その間、2回の特別講義(6月19日、6月27日)と今回の講演会を実施した。また、「セウォル号アーカイブ」への有志寄附金を当日の会場および学習院大学文学部で呼びかけたところ、合計254,500円と64,730ウォンの募金が集まり、帰国前先生にお渡した。募金くださった方々に、この場を借りて心よりお礼申し上げる。

研究ノート

---

research note

[タイトル]

# 近現代文化アーカイブズの 地元への継承と活用

現代舞踊アーカイブズとまんがアーカイブズを事例として

The Accession and Use of Modern Cultural Archives at Local Areas:  
A Case of Japanese Modern Dance and MANGA

[著者]

蓮沼素子 | Motoko Hasunuma

[キーワード]

| 近現代文化アーカイブズ | 現代舞踊 | まんが | 資料の編成 | 地元文化 |  
modern cultural archives / Japanese Modern Dance / MANGA / archival arrangement /  
local culture

[要旨]

近代以降、産業の発展と共に新しい文化が芽生え、現在ではポピュラー文化と呼ばれ、世界へと情報発信しながら進化を遂げている。過去に生まれた文化が同時代には新しい流行であったのと同様に、今まさに生まれている文化もまた、将来の日本文化を支える重要なパーツである。しかし、近現代の文化は日本において次世代へと継承する対象とは認識されておらず、保存・活用のための方法論も確立していない。本論は、このような近現代文化から生み出される文化資源を地元文化として次世代へと継承すべき文化資源と捉え、近現代文化アーカイブズと定義した。具体的な事例としては、地元自治体が継承している現代舞踊アーカイブズとまんがアーカイブズを取り上げ、それぞれの機関が所蔵する資料群の編成を試み、このような近現代文化資源を地元文化資源として地元自治体が継承し活用する意義と課題を提示した。

During modern times, a new culture called "Popular Culture" was created along with a new industry, and this culture developed by conveying information to the world. Newly created culture will be a key part of Japanese culture in the future, just as traditions of the past are important today. Despite this importance, modern culture hasn't been recognized as something to be passed down to the next generation, and as such, methods of preservation and utilization have not been established. In this paper, the resources created by modern culture, aptly named "Modern Cultural Resources," are discussed, and the author defines these archives as "Modern Cultural Archives." For example, the Japanese Modern Dance Archives and the MANGA Archives are covered, and an attempt is made by related administrations to preserve through recomposing records of these archives. Thus, this paper presents the purpose and agenda of modern cultural resources as local cultural resources to be taken over and used by local governments.

「クール・ジャパン」と聞いて何を思い浮かべるだろうか。2013年12月にユネスコ無形文化遺産に「和食」が登録され、日本文化を世界に発信しようという機運が大いに高まっている。ファッションでも日本の「カワイイ」という言葉は、もはや世界共通語の「KAWAII」となり、日本の文化は翻訳されずにそのまま輸出されている。その代表的な文化に「MANGA」がある。世界各国において翻訳された日本のまんがは、「MANGA」として販売され人気を博している。そこで思い出すのが、「国立メディア芸術センター（仮称）設立構想」の中止である。メディア芸術とは、「文化芸術振興基本法（平成13年12月7日法律第148号）」の定義に基づき、「映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術」とし、「国立メディア芸術総合センター（仮称）」は、メディア芸術作品の展示、資料の収集・保存、情報の収集・保存、調査研究、人材育成・普及啓発、連携体制構築を目指したものである[1]。

2009年4月にメディア芸術の国際的な拠点の整備に関する検討会が提出した「メディア芸術の国際的な拠点の整備について（報告）」を受けて、6月25日に設立準備委員会が発足し、8月に基本計画が打ち出された[2]。しかし、この計画は「国立漫画喫茶」であるなどと批判が相次ぎ、民主党政権下において中止が決定された[3]。つまり、近代以降の新しい文化であるポピュラー文化[4]として発展してきたまんが・アニメーションその他のメディア芸術の保存と活用は、日本において国の資金を投じる必要のないものだとして判断されたのである。

海外に目を向けてみると、隣国の韓国では2009年に政府のポピュラー文化支援策と、地方自治導入に伴う都市構想活性化の政策に基づいて公的資金が投入された「韓国漫画映像振興院」が設立されている[5]。フランスではまんがは「第9の芸術」として認められており、フランス語圏（フランス、ベルギー、スイスなど）のまんがは「バンド・デシネ」と称されている[6]。バンド・デシネとして有名な「タンタン」や「スマーフ」などの展示などを行っている「ベルギー漫画センター」では政府と連携をしながら、作家からの寄託あるいは亡くなった作家の原画等のアーカイブズ保存も行っている[7]。前述の韓国漫画映像振興院のあるキョンギド フジョン京畿道富川市では、バンド・デシネのフェスティバルを開催してミュージアムの運営や作家支援などを行っているフランスのアングレーム市に倣って、イラストを街並みに取り入れてフェスティバルを開催するなど、大いにバンド・デシネの影響を受けている。

公的資金によって設立されていなくとも、アメリカにおいては、ウォルトディズニー・アーカイブズやチャールズ・M・シュルツ・ミュージアム&リサーチセンターがあり、世界的に有名なミッキーマウスやスヌーピーを産んだ作家の作品や個人資料をアーキビストが取り扱っている[8]。欧米ではアーカイブズの対象は公的記録

1 ――メディア芸術の国際的な拠点の整備に関する検討会「メディア芸術の国際的な拠点の整備について（報告）」、文化庁、2014年3月、[http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/madiageijutsu/pdf/houkokusho\\_H210428.pdf](http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/madiageijutsu/pdf/houkokusho_H210428.pdf)(2014年11月20日入手)

2 ――文化庁HP「国立メディア芸術総合センター（仮称）設立準備委員会」、[http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/media\\_art/](http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/media_art/)(2014年11月20日閲覧)

3 ――文化庁HP「メディア芸術の国際的な拠点の整備について（国立メディア芸術総合センター（仮称）構想について）」、[http://www.bunka.go.jp/oshirase\\_other/2009/mediageijutsu\\_090514.html](http://www.bunka.go.jp/oshirase_other/2009/mediageijutsu_090514.html)(2014年11月20日閲覧)

4 ――ポピュラー文化とは、「大衆文化」とも言われ、一般大衆を担い手とする文化で、大量生産・大量消費されるもの。詳細は2-1を参照のこと。

5 ――山中千恵「コラム21 韓国漫画映像振興院 ――ナショナルな「漫画の殿堂」、石田佐恵子・村田麻里子・山中千恵編著『ポピュラー文化ミュージアム ――文化の収集・共有・消費』、ミネルヴァ書房、2013年、217頁

6 ――川又啓子「コンテンツの創造基盤の日仏比較に関する予備的考察：マンガを事例として」、『商學論究』60巻4号、関西学院大学商学研究会、2013年3月、185頁

7 ――The Belgian Comic Strip Center-Museum Brussels, *Conservation of original works*, Belgian Comic Strip Center HP, <http://www.comicscenter.net/en/conservation/conservation-of-original-works>(2014年11月20日閲覧)

8 — ウォルトディズニー・アーカイブズのアーキストの仕事については、財団法人 渋沢栄一記念財団実業史情報センター発行「ビジネス・アーカイブズ通信」第30号(2010年、<http://www.shibusawa.or.jp/center/ba/bn/20100628.html>、2014年9月17日閲覧)と、ウォルトディズニー・アーカイブズのHP(<https://d23.com/walt-disney-archives/>、2014年9月17日閲覧)を参考にした。また、チャールズ・M・シュルツ・ミュージアム&リサーチセンターのアーキストの仕事については、ミュージアムHP内のリサーチセンターのページ(<http://schulzmuseum.org/explore/research-center/>、2014年9月17日閲覧)を参考にした。

9 — 東京国立近代美術館フィルムセンターHP「収集・保存・復元」、<http://www.momat.go.jp/FC/hozon.html> (2014年11月20日閲覧)

10 — 鳥取県文化観光スポーツ局まんが王国官房の詳細は鳥取県HP(<http://www.pref.tottori.lg.jp/mangaoukouku/>)を参考にし(2014年11月20日閲覧)、高知県文化生活部まんが・コンテンツ課は高知県HP(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141701/>)を参考にした(2014年11月20日閲覧)。

11 — まんが王国元老院(有識者会議)において平成25年度に「マンガ原稿アーカイブ(仮称)」の設立が提案され、2014年3月に日本漫画家協会の会員に対してマンガ原稿の保存についてのアンケートを実施した。鳥取県まんが王国官房HP(<http://www.pref.tottori.lg.jp/item/927423.htm#moduleid486049>)を参照(2014年11月20日閲覧)。

12 — 新井義史「文化理解を目的とする東洋美術の鑑賞教育(3)——メディアの観点による浮世絵版画へのアプローチ」、『北海道教育大学紀要 教育科学編』58(2)、42頁において、「メディアの観点から浮世絵版画にアプローチすることは、当時の文化と、そこに生きる人々の生活を垣間見ることが可能にする。さらにその視点からは、海外でも評価され活況を呈している我が国のポップカルチャー(アニメ、マンガ、ゲーム)との間に、多くの共通点を見いだすことが可能である。」としている。

に止まらず、アーカイブズ機関やミュージアムにおいてポピュラー文化のアーカイブズ保存と活用が行われている。

映画に関しては、日本においても東京国立近代美術館フィルムセンターが1969年に設置され、映画フィルムだけでなくポスターやシナリオ、スチル写真など映画関連資料を保存している[9]。前述の「メディア芸術総合センター(仮称)」もこの活動を基盤として提案されたものであるが、映画フィルム以外のポピュラー文化は国が保存すべき文化資源として認められてこなかった。しかし、まんが分野に関しては日本国内に既に約70のまんが関連施設があり、地方自治体の取り組みとしても鳥取県にまんが王国官房が、高知県にまんが・コンテンツ課が設置されている[10]。特に鳥取県では、日本におけるまんが原画保存の拠点となることも視野に入れていたが、現状では進展していない[11]。その他の施設においても原画や関連資料の保存と活用が行われているのはごく一部であり、海外にみられるリサーチセンターのようなアーカイブズを利用できる施設は1つもない。

このように、国や地方自治体において近現代以降の文化資源に対して保存や活用のために公的資金が投入されている例もあるが、ほとんどの新しい時代の文化資源は、国や地方自治体が継承し後世に伝える対象とはなっておらず、アーカイブズとして保存・活用されていない。

しかし、たとえば浮世絵が当時のポピュラー文化であったように[12]、近現代以降の新しい時代の文化もまた将来に継承すべき重要な文化の一部であり、そこから生まれた文化資源もアーカイブズとして保存する対象となるのではないだろうか。しかしながら、現在の日本においてアーカイブズ学の対象として研究されているのは、フィルムアーカイブズなど一部の文化資源に過ぎず、その他の近現代文化資源の保存と活用に焦点を当てた先行研究はない。

本稿は、このような観点から日本における近現代以降の新しい時代の文化資源をアーカイブズ学の対象とし、これらを保存・活用するための方法や要件について検討を加えるものである。次章以下では、ここで取り上げる近現代文化資源とはなにかを定義し、日本において先行して近現代文化資源を保存・活用する機関の編成・記述方法を紹介する。その上で、文化資源を地方自治体が継承している具体的な事例として、現代舞踊とまんがに関する資料を保存する機関を取り上げ、改めて「現代舞踊アーカイブズ」と「まんがアーカイブズ」として捉え直す。その上で、保存している資料群の新たな編成を試みるとともに、地元文化として地方自治体が継承する対象となるための条件を考察する。

なお、本稿では「アーカイブズ」は資料を指し、資料保存機関は「アーカイブズ機関」と表記して用語を区別する。

## 2 —— 近現代文化資源の保存と活用

### 2-1: 近現代文化資源のアーカイブズとはなにか

「近現代文化」とはどんな文化だろうか。たとえば、近代文学はそれ以前の古典文学とは異なり、伝統的に限られた階層が得る知識や教養ではなく、大量かつ安価で誰もが楽しめる消費対象となりポピュラー文化として定着したものである[13]。また、クラシックバレエやオペラなどの舞台芸術から、現代舞踊やコンテンポラリーダンス、ミュージカルなどが派生して新たな芸術分野として確立した。その他、近代以降の新しい文化として映画・写真・テレビ等の映像文化が生まれ、映像と対比されるものとしてまんが・アニメーションが挙げられる[14]。このように近現代以降に新たに派生した文化、あるいは新しく生まれた文化を「近現代文化」と捉え、それらの文化から生み出された資源を「近現代文化資源」とする。

このような近現代文化資源は無数にあり、すべての資源が後世へ継承する対象の文化資源となるわけではない。公文書等では永久的に保存する価値を有するものを「歴史公文書等」と定義したように[15]、近現代文化資源においても、後世に継承する価値を有する文化資源を新たに定義する必要がある。韓国においては現在、文化資源管理に対する需要が高まっており、アジア文化情報院では収集する対象を「文化資源」と捉えている[16]。しかし、文化資源とはアーカイブズ機関等で保存される必要があるものに限らない広い概念であるため、保存する価値があると評価された文化資源を改めて定義しなければならない。よって本稿では、上記のような近現代文化資源の中から価値を評価し、将来に継承すべき文化から生み出されたものとして、保存する対象となる文化資源を「近現代文化アーカイブズ」と定義する。

では実際に近現代文化アーカイブズとして継承保存する文化資源には、どのようなものが考えられるだろうか。1つの指標としてアート・アーカイブズが挙げられる[17]。

アート・アーカイブズにおけるアーカイブズとは、

- 1) 作家、蒐集家、美術商、美術評論家、著述家、もしくは出版社、美術館、学協会など美術関係の個人や組織のオリジナル記録(アート・アーカイブズ)
- 2) オリジナルの美術作品コレクションとしてのアーカイブズ(アート作品コレクション)
- 3) 美術品の写真、版画やマイクロ資料を資料照会や教材制作のために集めたコレクション(複製コレクション)
- 4) 美術に限らずありとあらゆる図像を収集する企業によるアーカイブズ(図像コレクション)
- 5) 出版された美術家や建築家の自筆原稿や素描あるいは、絶版の挿画本など

13 —— ポピュラー文化の発展と定着に関しては、中本進一「ハイ・カルチャー/ポピュラー・カルチャーにおけるヘゲモニーの転換と領有に関する一考察」(『一橋法学』第2巻第3号、2003年11月)、井上俊・伊藤公雄編『社会学ベシク第7巻 ポピュラー文化』(世界思想社、2009年)等を参考とした。

14 —— 大塚英志編著『まんがはいかにして映画になろうとしたか——映画的手法の研究』、NTT出版、2012年、輪健太郎『マンガと映画——コマと時間の理論』、NTT出版、2014年など。

15 —— 公文書等の管理に関する法律(平成21年7月1日法律第66号)第2条第6項において、「この法律において「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書をいう。」と定義されている。

16 —— 金翼漢「文化資源アーカイビングの未来に向けて」、『GCAS Report 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』第2号、2013年、11-12頁

17 —— アントジェ・B.レムケ、デュアドレ・C.スタム著、水谷長志、中村節子訳「アート・アーカイヴズ」、『アート・ドキュメンテーション研究』第4号、1995年。なお、渡邊美喜「画家とアーカイブズの関係についての覚え書き パウル・クレーを事例として」、『GCAS Report 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』第2号、2013年、69-70頁においても、原文を確認した上で6つの類型として取り上げている。

18 — ( )は筆者がアーカイブズの類型を捉えるために便宜的に付けた名称である。

19 — 石原香絵「視聴覚アーカイブ活動を支える国際団体の紹介」、『GCAS Report 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』第2号、2013年、104-107頁

のコレクションを指している際のアーカイブズ(作家手稿・希少本コレクション)

6) 雑誌名に「アーカイブズ」もしくは「アーカイブ」をもつ雑誌を指している場合のアーカイブズ(アーカイブズ刊行物)

の6つのカテゴリーに分けられている[18]。

これらは、美術・建築などを対象としているが、近現代文化アーカイブズ全体にも対象を広げることは可能であると考えている。具体的には、近現代文化アーカイブズが対象とする文化資源には、前述のような近現代文学、現代舞踊、映画、まんがなどの近現代文化資源が想定され、それぞれ文学アーカイブズ、現代舞踊アーカイブズ、フィルムアーカイブズ、まんがアーカイブズなどのアーカイブズと捉え、資源の具体的な内容に上記のカテゴリーを当てはめることができる[図1]。

映画をはじめとする視聴覚資源の保存・活用に関しては国際フィルムアーカイブズ連盟(FIAF)が1938年に設立されるなど早くからフィルムの保存活動が進んでおり、視聴覚アーキビストの養成も始まっている[19]。アニメーションやまんがについても、前述のウォルトディズニー・アーカイブズやチャールズ・M・シュルツ・ミュージアム&リサーチセンターでは、アーキビストがアニメーションやまんが関連資料の保存・活用を担当している。既に海外においては、映画やアニメーション、まんがなどの近現代文化資源は、アーカイブズとして認識されていると言える。日本においても、このような近現代文化資源をアーカイブズの対象として保存・活用していかなければならない。

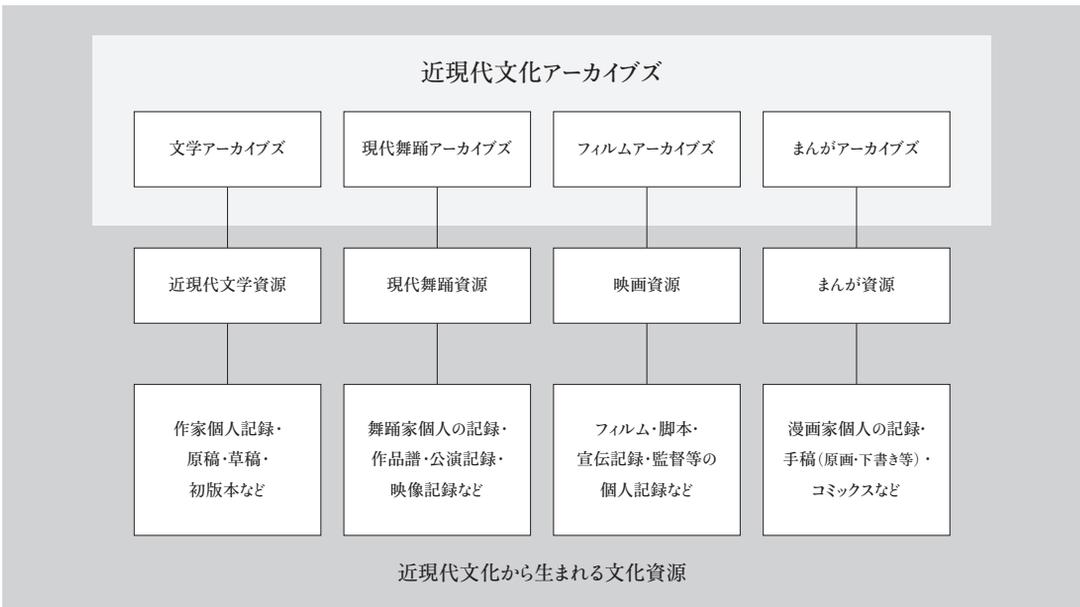


図1 — 近現代文化アーカイブズのイメージ

## 2-2: 日本における近現代文化資源保存の先行事例(1) — 現代舞踏資源

2-1で見てきたような近現代文化資源は、日本においてどのように保存され活用されているのだろうか。2つの分野の先行事例について、現状を紹介しながら検討を加える。

1つは、現代舞踏資源の保存と活用である。現代舞踏資源の多くは、現代舞踏協会や大学のアート関係研究機関において所蔵されており、研究者を中心に利用されている。いくつかの機関においては、現代舞踏に関する資源を保存する対象として「現代舞踏アーカイブズ」ととらえる試みが行われている。その1つである慶應義塾大学アート・センターの「ひじかたつみ土方巽アーカイヴ」[20]を取り上げ、そこの活動と編成・記述方法について考察する。

慶應義塾大学アート・センターにおいてアート・ドキュメンテーションの事業が始まったのは、1996年から5年計画で進められた共同研究「ジェネティック・アーカイヴ・エンジン」プロジェクトによる。アート・センター設立当初より活動の1つとして、現代芸術に関する「研究アーカイヴ」の構築に関心があり、文部科学省の科学研究費「中核的研究拠点形成計画」の助成を得て、アーカイブズ構築を目指したものである。このプロジェクトでは、理論部門において図書館情報学専門のスタッフによりアート・ドキュメンテーションの基礎的な諸問題を検討し、土方巽、たきぐちしゅうぞうイサム・ノグチ、瀧口修造、博物図鑑の4つの主題に取り組み、応用部門は各資料体のアーカイブズ構築を、技術部門はデータベース構築を担当している[21]。

実際に「土方巽アーカイヴ」の初期の編成・記述の方法について確認すると、当初の分類は表1となっている。また資料1点ごとの基本データは、表2の通り13項目であった[22]。しかし現在は、シリーズとアイテムによる階層把握を行っており、表3のように土方巽アーカイヴ「土方巽(アスベスト館)文書」は、印刷物(公演に付随して発行された印刷物でポスター・プログラム・パンフレット・チケットなど)と出版物(土方巽及びアスベスト館の蔵書、土方巽の死後にアスベスト館・慶應義塾大学アート・センターで収集した文献)に分類されている。表3をみると「Series」の下に「Item」があり、この「Item」ごとの記述項目は、それぞれ「Series」によって異なる。表4は同じ「Item」の記述内容を2000年段階と2011年段階で比較したものである。

「土方巽アーカイヴ」構築当初は図書館分類を基本とした独自の分類・整理方法であったが[23]、この18年間のアート・ドキュメンテーションに関する研究成果の中でアーカイブズの階層性について指摘されており[24]、アーカイブズ学的把握を試みた結果として、現在では階層構造を採用している。18年もの活動によって運用・修正されている「土方巽アーカイヴ」の資料群編成のモデルは、現代舞踏(舞踊)アーカイブズあるいはアート・アーカイブズにおいて参照可能なものである。

一方で、「土方巽アーカイヴ」で現在シリーズ把握し公開している資料は、印

20 — 土方巽は後述する石井漠と同じく秋田県出身の舞踏家である。

21 — 鷲見洋一「ジェネティック・アーカイヴ構築のための基本的歴史概念」、『慶應義塾大学アート・センター/ブックレット06 ジェネティック・アーカイヴ・エンジン— デジタルの森で踊る土方巽』、慶應義塾大学アート・センター、2000年、3頁

22 — 柳井康弘「土方巽アーカイヴ「ジェネティック・アーカイヴ・エンジン」におけるドキュメンテーションについて」、註21前掲書、19頁

23 — 森下隆「土方巽アーカイヴの10年— アーカイヴ・モデルの構築へ」、『慶應義塾大学アート・センター年報(2009/10)』第17号、慶應義塾大学アート・センター、2010年3月

24 — 田窪直規「情報メディアを捉える枠組み: 図書館メディア、博物館メディア、文書館メディア等、多様な情報メディアの統合的構造化記述のための」、『慶應義塾大学アート・センター/ブックレット07 アート・アーカイヴズ/ドキュメンテーション— アート資料の宇宙』、慶應義塾大学アート・センター、2001年、23-24頁

表1 「土方巽アーカイヴ」初期分類記号

記号	分類	記号	分類
B	図書	D	画稿類
Z	雑誌	E	ポスター等
N	新聞記事	F	映像資料
M	原稿	S	音声資料

表2 「土方巽アーカイヴ」初期基本データ項目

項目	
1	作者
2	題名
3	製作年
4	サイズ
5	技法・材質
6	関係作品
7	関係公演
8	上演日
9	上演場所
10	出演者
11	演出者
12	振付け
13	舞台美術

表3 「土方巽アーカイヴ」階層構造

土方巽アーカイヴ・土方巽(アスベスト館)文書(ID:HIJ)						
印刷物(ID:HIJ-B1)		出版物(ID:HIJ-B2)				
Series01: 1958-1973	Series02: 1974-1987	Series01: 単行書	Series02: 単行書 記事	Series03: 雑誌	Series04: 雑誌 記事	Series05: 新聞記事
Item	Item	Item	Item	Item	Item	Item

表4 「土方巽アーカイヴ」記述項目の変遷

2000年の項目	記述内容	2011年の項目	記述内容
作者	横尾忠則	公演名	暗黒舞踊派提携記念公演
題名	〈バラ色ダンス〉ポスター	上演日	NOV 27_28,1965
制作年	1965	[公演] 作品名	バラ色ダンス—A LA MAISON DE M. CIVE_WA
サイズ	105×75(cm)	[公演] 出演者	土方巽、大野一雄、大野慶人 石井満隆、笠井叡、玉野黄市ほか
技法・材質	シルクスクリーン・紙	[公演] 制作関係者	土方巽(作・演出・振付)、加納光於(美術)、中西夏之(美術) 田中不二夫(美術)、赤瀬川原平(美術)、小杉武久(音楽) 刀根康尚(音楽)、横尾忠則(ポスター)
関係作品	〈バラ色ダンス: A LA MASION DE M. CIVECAWA〉	[公演] 開催地	千日谷公会堂(信濃町)
関係公演	《暗黒舞踊派提携公演: ガルメラ商会謹製》	[資料] URI	RCA_TH_EP7
上映日	1965年11月27日28日	[資料] 制作関係者	横尾忠則
上映場所	千日谷公会堂	[資料] 寸法	105.0×75.0
出演者	土方巽、大野一雄、大野慶人、 石井満隆、笠井叡	[資料] 種別	poster
演出者	土方巽	-	-
振付け	土方巽	-	-
舞台美術	中西夏之、加納光於、赤瀬川原平	-	-

刷物と出版物に限られているために物理的分類を採用している。しかし、現代舞踏(舞踊)アーカイブズにおけるシリーズ把握に際しては、特徴ある年代による区分のみならず[25]、公演ごとあるいは作品ごとなど再考する必要がある。「土方巽アーカイブ」においても、2011年段階では作者名ではなく公演名を中心に記述しているように、物理的に資料を分類するのではなく、公演ごとに様々な資料を含むシリーズ編成にするなどのアーカイブズ学的な視点が必要である。

日本における現代舞踏アーカイブズの比較事例として、3-1で取り上げる現代舞踊の創始者石井漠の弟子であり、かつ土方巽の作品に出演している舞踏家・大野一雄の資料を1995年より収集し、イタリア・ボローニャ大学にアーカイブズを開設した「大野一雄舞踏研究所」を見てみよう[26]。現在HP上で公開されている資料群は公演ポスターのみであるが、「公演ポスターデータ」のIDは「pos-作成年-番号」、目録項目は資料ID、公演名、日時、場所、サイズ、作成データ、画像データ、備考である。一覧で資料を特定した上でIDをクリックすると詳細記述ページとなり解説文が掲載されている。

この2つの現代舞踏アーカイブズの編成・記述を比較すると、同じ公演に関する基本データ記述項目が大きく違い、「土方巽アーカイブ」は公演に関する記述、大野一雄舞踏研究所「公演ポスターデータ」は資料自体に関する記述が中心である。たとえば、表4にあるように、大野一雄は土方巽の舞台に多く出演しており、同じ公演ポスターを所蔵している可能性が高い。実際に1981年公演の大野一雄の舞台「わたしのお母さん」のポスターに関する記述項目を比較したのが表5である。同じ公演の資料が2つのアーカイブズ機関で所蔵されているが、大野一雄舞踏研究所のデータ一覧では土方巽の名前はなく、資料を特定して詳細記述を見ないと土方巽の演出であることはわからない。つまり、「土方巽アーカイブ」は様々なキーワードでの検索が可能であり、大野一雄舞踏研究所「公演ポスターデータ」は大野一雄に関する記述が中心のため、資料を特定しないと詳細記述にはたどり着けない。

現代舞踏(舞踊)資源を保存・活用している機関におけるアーカイブズは、利用者が公演や作品名もしくは舞踏家・舞踊家や関係者の名前などから資料を検索できる、またはプログラムやポスターなど種類によって資料を検索できることが求められる。目録記述においては、公演名・作品名・関係者名や資料の種類などの様々なキーワードから検索可能な項目の設定が不可欠であり、公演ごと・作品ごとにシリーズとして様々な資料を見ることができるようシリーズ編成することが重要である。

## 2-3:日本における近現代文化資源保存の先行事例(2) — 近現代文学資源

もう1つは、文学資源の保存と活用である。ここでは一般的に用いられる「文学資料」と表記する。文学資料は、既に全国で多くの文学館や資料館において保

25 — 「土方巽アーカイブ」の印刷物のシリーズ区分は、土方が舞台に出演していた1973年までと、振付・演出のみとなった1974年からに分けられている。

26 — 大野一雄舞踏研究所公式Webサイト「研究所紹介」、<http://www.kazuohnodancestudio.com/japanese/studio/>(2014年9月30日閲覧)



図2 — 大野一雄舞踏研究所公式Webサイト

表5 — 公演ポスター記述比較表

土方巽アーカイヴ	記述内容	大野一雄舞踏研究所	記述内容
ID	HII/HIJ-B1	資料ID	pos-1981-001
Subcategories	Seires02:1974-1987	-	-
ItemNo.	111	-	-
[公演] 公演名	大野一雄舞踏公演	資料名	公演ポスター わたしのお母さん 1981
[公演] 公演日時	JAN 22_25, 1981	日時	1981.01.23-25
[公演] 作品名	わたしのお母さん	-	-
[公演] 出演者	大野一雄	-	-
[公演] 作成関係者	土方巽(演出)、大野慶人(制作)	-	-
[公演] 開催地	第一生命ビル	場所	第一生命ビル
[資料] 制作関係者	-	制作データ	写真:細野英公 題字:大野一雄自筆
[資料] URI	RCA_TH_EP67	-	-
[資料] 寸法	-	サイズ	B全
[資料] 種別	poster	-	-
-	-	画像データ	(リンクデータのサイズ)
-	-	備考	-
-	-	解説(詳細記述のみ)	土方巽演出、大野一雄のソロ作品、「わたしのお母さん」初演ポスター。作品は3日間にわたり上演された。公演プログラム、ビデオ、舞台写真、新聞記事等多くの資料が残されている。

存・活用されている。文学館あるいは資料館で収蔵している資料の種類は、作品の草稿・原稿から個人の書簡・日記など、文学作品を作る過程で生まれる資料や作家の個人資料である。本節では、日本における近代文学館のうち、文学者・研究者の資料保存活動から設立された日本近代文学館と、公的機関として設立された県立神奈川近代文学館を取り上げる。

日本近代文学館では、図書、雑誌、新聞のほか特別資料として原稿、書簡、筆墨、日記、ノート、遺品など様々な文学資料を所蔵している[27]。これとは別の分類方法として文庫・コレクションがあり、文庫は作家などの蔵書、コレクションは原稿・書簡などの一次資料である。所蔵数量としては図書、雑誌などの図書館資料が多いため、システムは図書検索システムを採用し、特別資料は検索システムでは検索できない。また、文庫・コレクションに関しては、現在146の資料群を所蔵しており、そのうち32は目録が刊行されているが、それ以外の資料群に関しては文庫・コレクション一覧が公開されている[28]。資料群記述としての文庫・コレクション一覧を見てみると、記述項目は通し番号(寄贈年順)、寄贈

年、名称(\*付は刊行目録有)、展覧会開催、概要である。一覧でのキーワード検索可能な目録となっており、作家名、資料の種類等で文庫やコレクションの一覧を表示することができるが、刊行目録以外に詳細目録はなく、一般利用者にはIDや請求記号は公表されていない。実際に資料を利用したい場合は、研究目的に限り予約制での特別閲覧ができる。

刊行されている目録を確認してみると、『鈴木茂三郎収集社会文庫目録』[29]では解説において資料群記述が行われている。「鈴木茂三郎収集社会文庫」の構造は特別資料(原稿、書簡、書画、切抜、印刷物、文書、写真その他遺品など)・図書・雑誌・新聞であり、目録上も「Ⅰ特別資料」「Ⅱ図書」「Ⅲ雑誌・新聞」に分類されている。

一方、同じように特別資料を収蔵している県立神奈川近代文学館が刊行している『県立神奈川近代文学館所蔵特別資料リスト』を参照してみると[30]、「Ⅰ受入先別」と「Ⅱ作家別」の目録となっており、すべての資料で受入番号(整理済みのものは請求記号)・種別・作家名・資料名・年月日等・形態・数量の記述がある。特別資料には特別資料分類表があり、資料の種類ごとにそれぞれの分類番号が付されている[31]。ウェブサイト上にある資料検索システムでは、研究者は所属などを明らかにして利用登録すれば検索できる。実際に検索してみると、キーワード検索もタイトルや作家名、分類などで検索ができるようになっている。

近現代文学資源を保存・活用する機関における近現代文学アーカイブズは、利用者によって作家別あるいは作品名で検索されることが想定できる。作家別の作品一覧から作品ごとの作成プロセスが分かり、それに関連する日記や書簡にアクセスできる構造であることが求められる。

また、同じ作家の手稿資料などが複数の文学館・資料館に分散して保存されていることがあるため、他館の所蔵状況を記述して情報共有と連携を図る必要がある。全国文学館協議会は日本近代文学館に事務局があることから、今後は同館が情報センターの役割を担うことが期待される。

以上のように、既存の機関における現代舞踏資源と文学資料の保存と活用の現状について取り上げた。慶應義塾大学アート・センターなどのように現代舞踏資源をアーカイブズとして捉えている先行事例はあるが、アーカイブズ学的考察が十分であるとは言えず、日本において近現代文化資源を対象としてアーカイブズ学の方法論を取り入れた資料群の階層的編成方法は確立していない。次章では、現代文化資源を新たに近現代文化アーカイブズと捉えた場合の具体的な保存・活用方法について検討する。

### 3 —— 近現代文化アーカイブズの保存と活用に向けて

近現代文化資源を近現代文化アーカイブズとして保存していくためには、国や地

27 —— 岡野裕行「MLA連携における図書館と文書館」(『丸善ライブラリーニュース』第11号、2010年8月)では、日本近代文学館における文学資料の収集・保存活動を取り上げ、文学資料を「文学資料アーカイブズ」と捉えている。

28 —— 公益財団法人日本近代文学館HP「文庫・コレクション一覧」、[http://www.bungakukan.or.jp/collection\\_search/](http://www.bungakukan.or.jp/collection_search/)(2014年11月20日閲覧)

29 —— 稲垣達郎編『日本近代文学館所蔵資料目録5 鈴木茂三郎収集社会文庫目録』、財団法人日本近代文学館、1982年

30 —— 『県立神奈川近代文学館所蔵特別資料リスト:2002年度受入』、財団法人神奈川文学振興会、2003年

31 —— 財団法人神奈川文学振興会「特別資料分類表」、神奈川近代文学館HP、<https://www.kanabun.or.jp/kensaku.html>(2014年11月20日閲覧)

32 — 石井歆「舞踊詩人 石井漠」、未來社、1994年、25-26頁。石井漠に関する業績などはこれによる。

33 — 孫である石井登や現在石井漠記念バレエスタジオを主催している石井早苗をはじめ、多くの門下生たちが石井漠の舞踊遺産を継承している。

34 — 山本ふるさと文化館で管理されている「石井漠資料リスト①」の寄贈協議に関する文言及び山本ふるさと文化館館長から確認を取った。

35 — 秋田県観光文化スポーツ部国民文化祭推進局「開会式・オープニングフェスティバル」、第29回国民文化祭・あきた2014公式HP、<http://common.pref.akita.lg.jp/kokubunsai2014/detail.html?id=8&cid=2>(2014年11月20日閲覧)

方自治体及び住民が継承すべき文化を構成するものとして文化資源を認識し、住民のアイデンティティの拠り所として共有される必要がある。そのため、共有する文化を持つコミュニティを「地元」と定義し、そこで形成されるアイデンティティを「地元アイデンティティ」と呼ぶこととする。「地元」とは地方自治体の単位や「○○地方」というような既定の範囲を指すのではなく、主体や対象によって規模は異なるものである。

本章では、このような地元において継承されるべき文化から創造された資源を「地元文化資源」とし、アーカイブズ学の視点から保存と活用方法を探る。具体的には、現代舞踊とまんがという近現代文化を地元文化資源として地方自治体が保存している2つの資料群について、「現代舞踊アーカイブズ」と「まんがアーカイブズ」として捉え直し、それぞれの機関の現状と課題を提示しながら、近現代文化アーカイブズの基本的な資料群把握を試みる。

### 3-1：(事例1) 現代舞踊アーカイブズとしての「石井漠資料」

石井漠(本名、石井忠純)は、1886(明治19)年秋田県三種町山本地区(旧山本郡山本町下岩川長面)に生まれた、日本における現代舞踊の創始者である。石井漠の父である石井龍吉は、旧岩川村において通算22年村長職にあり、私財をなげうって林業に力を入れて財産区を設けた人物として知られている[32]。

石井漠は1962(昭和37)年1月7日に76年の生涯を閉じたが、石井漠舞踊団のスタジオがあった自由が丘の地に門下生によって石井漠記念バレエスタジオが続けられており、舞踊家としての多くの遺産はここを含め門下生たちに受け継がれたと言える[33]。しかし、石井漠個人が所蔵していた舞踊関係資料及び個人資料は長男である石井歆に引き継がれた。その後1995年9月に、石井漠顕彰のため旧山本町ふるさと文化館(現山本ふるさと文化館)及び石井漠メモリアルホールがオープンした際、旧山本町が展示などのために石井家から借りていた関係資料はその後、同町への寄贈が決まった[34]。

寄贈された資料は、実際には石井漠関係資料と石井歆関係資料に分けられる。石井歆は石井漠の長男であるのみならず、日本を代表する作曲家の1人であり、秋田県民歌「大いなる秋田」を作曲したことも知られる。2009年に石井歆は亡くなっており、2014年に遺族から関係資料を追加寄贈された。2014年は国民文化祭が秋田県で開催された年であり、10月4日のオープニングセレモニーでは演劇「秋田の先人たち」で石井漠が紹介され、新編成された「大いなる秋田」が合唱された[35]。つまり石井漠・石井歆は三種町のみならず、秋田県を代表する文化人であると言える。またこれに合わせて、追加寄贈された資料を中心に、新たに石井歆顕彰の展示コーナーが設けられた。

前述のように三種町に寄贈された資料群は、石井漠関係資料と石井歆関係

資料に大きく分けることが可能である。しかしながら、寄贈当初のリスト名にも「石井漠資料」とあることから、本稿では2つの出所をもつ石井漠関係資料及び石井歓関係資料から構成される「石井漠資料」として捉えることとする[36]。

では実際の資料の保存と活用について現状を確認する。まずは倉庫で保存されている資料について見てみよう。写真1、2のように「石井漠資料」は衣装ケース2個と段ボール1箱に入れられた状態で石井漠メモリアルホール内倉庫に保存されている。衣装ケース及び段ボールの中を見てみると、内側は新聞紙で囲われており、更に資料1点ごとはスライドファスナー付ビニル袋に入れられて保存されていることがわかる。これらの資料の中から展示を行っているため、現在展示されている資料は、ビニル袋内に受入番号が書かれたカードのみが入った状態となっている。

次に展示資料についてみてみよう。展示は基本的には石井漠関係資料であるが、一部石井歓の写真・楽譜などや海外の弟子たちのコーナーもある。また展示室は三種町出身の文化人や財産区に関する展示もあるため、展示ケースが5つある内の3つが石井漠資料の展示スペースである。展示ケース3つの内、一番大きな展示ケースに写真、ポスター、書簡、スクラップブック、衣装、書などが展示されており、石井漠の自筆や使用の資料が多い。その他小さな展示ケース2つには石井漠が賜与された紫綬褒章(第1号)、舞台使用宝飾品や使用硯箱などモノ資料が展示されている。

常時閲覧対応できる体制がないため、できるだけ「石井漠資料」が見られるように、石井漠関係資料の内書簡、スクラップブック、衣装、褒章関係のほとんどが展示されている。また、三種町には資料を扱える専門職員が1人もいないことから展示替えはほとんど行われておらず、ところ狭しと並べられた資料は劣化が激しい状態となっている。

現在、山本ふるさと文化館の職員は館長(教育委員会生涯学習課長兼任)1人であり、平時は管理人が開館時間に駐在しているのみである。そのため、閲覧は舞踊関係者が石井漠研究のために訪問した際に特別に見せる体制で行っており、研究者が自由に閲覧したために寄贈時の状態は既に大きく崩れているとのことだった。また、目録に関しても基本的には寄贈協議の際に作った受入リストのみであり[37]、リストの分類は表6のようにになっている。

このリスト上では「石井歓氏所有資料」となっているものは書籍1冊と楽譜10冊、パンフレット1点であるが、書籍や写真、書簡の中にも石井歓に関する資料が含まれており、受入の段階で既に石井漠関係資料と石井歓に関する資料が混在しているようである。

書籍は石井漠著作と石井漠蔵書に分けられるが、特に蔵書は石井歓蔵書との保存状況からの区別が難しい。今後の本格的な目録編成・記述の際には内容・発行時期などによる判断が必要であり注意すべき点である。

36 — 追加寄贈された資料は本稿執筆時においては詳細な把握を行っていないため、これら追加資料については今後の課題として残り、1995年に寄贈された資料を対象とする。

37 — 前掲註34「石井漠資料リスト①」による。



写真1 — 石井漠資料の収蔵状況



写真2 — 石井漠資料の保存状況



写真3 — 石井漠メモリアルホール

表6 「石井漠資料」受入リスト分類

分類	
1	書籍
2	スクラップ
3	手紙類
4	衣装類
5	置物類
6	額・パネル類
7	書籍(洋書類)
8	その他資料
9	石井歆氏所有資料

前述の通り、舞踊関係者の研究閲覧があることから、石井漠関係資料と石井歆関係資料を明確に分け、石井漠関係資料に関しても、舞踊関係資料と個人資料に分けて編成・記述をすることが、今後の利用と資料保存の視点から重要となる。そこで「石井漠資料」の全体を仮に階層構造編成してみると、図3のようになる。

また前述の舞踊アーカイブズとの連携や情報共有は、「石井漠資料」の編成・記述には欠かせない要件であろう。前述の舞踊アーカイブズの記述では公演名や作品名、出演者など関係者名に検索キーワードとなる項目が多い。現在は分類別で把握されているが、舞踊関係資料に関しては公演ごとのシリーズ編成を考える必要があり、アイテムレベルでの記述においても、他機関との共通項目を意識する必要がある。特に石井漠関係資料において、公演名・作品名・関係者名の情報をどのような項目を立てて記述していくのかは今後の課題である。

実際に現代舞踊アーカイブズとして編成・記述し、日本近代文学館のように予約制で閲覧制度を整備するなど、活用可能な形で目録を公表すれば、アーカイブズ管理と利用者への提供は現在のように少人数の体制であっても十分対応可能であろう。また、「石井漠資料」は公的財産として三種町教育委員会が管理していることから、教育への活用も期待できる。小中学校との連携において郷土の歴史や文化に触れることは、子供たちの地元アイデンティティ形成に欠かせないプロセスである。公的文化資源を住民が共有することで、それらの資源はアーカイブズとして地元へ継承する意味が広がる。前述のような研究者への閲覧対応の整備も重要であるが、将来に向けて近現代文化アーカイブズを地元文化として継承し続けるためには、永久的な保存のための環境整備とよ

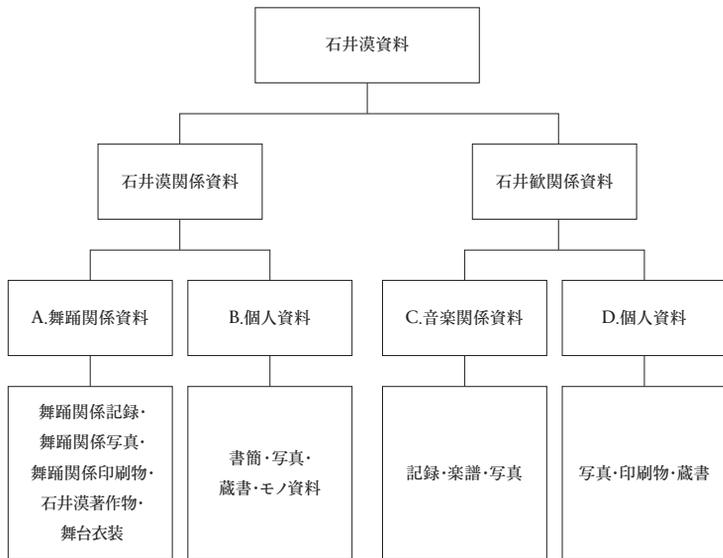


図3 「石井漠資料」階層構造編成

り広い活用が求められる。

### 3-2: (事例2) まんがアーカイブズとしての「矢口高雄資料」

日本初の公立まんが美術館は、1995年に秋田県平鹿郡増田町という小さな町にオープンした。現在の横手市増田まんが美術館である[38]。個人名は冠していないが、設置のきっかけは増田町(現横手市増田)出身の漫画家、矢口高雄(1939～)の顕彰のための館設立が計画されたことである。しかし、矢口本人はまんが文化を秋田の人たちに活用してほしいと願い、個人館ではなく「まんが美術館」という形となった。矢口は『釣りキチ三平』(週刊少年マガジンで1973年から10年間連載、講談社)で有名であるが、『釣りキチ三平』を含めた矢口作品の中では地元秋田の景色が多く描かれている。

増田まんが美術館には矢口高雄の全原画が寄託されていたが、2014年に寄贈受入が横手市議会において決定し[39]、それ以前に寄贈されていた矢口高雄関係資料と共に美術館の主要所蔵資料となる予定である。

横手市からは、矢口高雄だけではなく土田世紀(旧平鹿郡大森町、1969-2012、代表作『編集王』)や、きくち正太(旧平鹿郡大森町、1961～、代表作『おせん』)を輩出し、近隣の雄勝郡東成瀬村からは高橋よしひろ(1953～、代表作『銀河—流れ星銀—)、秋田市からは倉田よしみ(1954～、代表作『味いちもんめ』)などが出ており、横手市増田まんが美術館ではこれら5人の漫画家の展示を行うなど、横手市及び秋田県出身の漫画家作品に目を向けた事業を行ってきた。

このような状況の中、横手市(50万円)と上記秋田県出身の漫画家4人(計250万円)からの出資により、新たに一般財団法人の設立を目指すこととなった[40]。今後の運営についてはこれからであるが、財団設立のきっかけになったのが原画保存の問題である。横手市増田まんが美術館では、既に国内外の110人330枚の原画を所蔵しており、それに加えて矢口高雄全原画が正式に寄贈されたことで館の保存環境整備の必要性に迫られた形である。

しかしながら、横手市増田まんが美術館が所蔵しているのは原画だけではない。前述のように以前より矢口高雄関係資料としてスクラップブックや写真、釣り道具などの寄贈があり、これらは原画・単行本と併せて「矢口高雄資料」となるべき資料群である。これは国内のまんが関連施設の多くに言えることである。原画保存が重要なことは言うまでもないが、それ以外の資料に関しては収集対象とされていない、もしくは関連した1つの資料群として捉えていないという側面がある。

原画中心に資料収集が行われているという問題は、日本においてまんが関連施設がミュージアム機能中心であることと無関係ではなく、展示に耐えうる原画だけが重視される要因となっている。また、現在のまんがミュージアム施設には学芸員などの専門職員も少ないということも関係して、原画以外の資料の保存・整理ま

38 — 横手市増田まんが美術館HP「美術館について」、<http://manga-museum.com/about.html>(2014年9月23日閲覧)  
39 — 2014年9月23日現在、横手市議会の9月定例会の議事録が公開されていないため、新聞記事(秋田魁新報社、「矢口さん、全原画を古里に寄贈へ 数万点、個人管理難しく、さきがけ on the Web、<http://www.sakigake.jp/p/akita/news.jsp?kc=20140826h>、2014年9月23日閲覧)を参考にした。

40 — 同上



写真4 — 矢口高雄関連資料

で手が回らないのが現状である。横手市増田まんが美術館も例外ではなく、職員は市職員と非常勤職員のみしかおらず、矢口高雄関係資料は手付かずのまま倉庫に保存されている。日本にはまんがミュージアムなどの関連施設が約70あるが、表7のように地方自治体立の施設は自治体職員と非常勤職員もしくは指定管理者が運営しているケースが多く、一部の施設を除き資料保存には重点が置かれてないのが現状である。

改めて横手市増田まんが美術館の収蔵資料全体を考えると、基本的にはまんの原画と単行本を所蔵しており、常設展ではこれらの収蔵資料を展示することで閲覧ができるようになっている。これとは別に前述のように、矢口高雄関係資料が寄贈されているが未整理のままである。矢口高雄関係資料の詳細調査はこれからであるが、「矢口高雄資料」全体としては1.原画2.矢口高雄関係資料となり、2.矢口高雄関係資料を大きく分類すると、A.まんが参考資料(一次資料・二次資料・モノ資料)、B.雑誌・単行本に分けられる。

矢口高雄関係資料は東京都目黒区自由が丘の自宅及び倉庫にしていたマンションの2カ所から搬送されたが、その際にリストは作っておらず、どの資料がどの場所で保管されてきたのかという伝来履歴が現在一切わからない状態となっている。そのため、矢口高雄本人及び関係者への聞き取りなどを行い、資料の出所と原秩序を確認する必要がある。

また2-1で取り上げたアート・アーカイブズに当てはめて、まんが関連施設をアーカイブズ機関として捉えると、6つのカテゴリーのうち1)(アート・アーカイブズ)、2)(アート作品コレクション)、5)(作家手稿・希少本コレクション)のいずれか、もしくはすべてを合わせたものを所蔵する機関になるであろう。1)に関して言えば、まんがアーカイブズを考える場合、漫画家、プロダクション、コレクター、出版社など個人や組織のアーカイブズが考えられる。つまり漫画家やコレクターの個人アーカイブズを収集して所蔵し公開していれば収集アーカイブズとしての機関となるであろうし、プロダクションや出版社のアーカイブズを自らで所蔵し活用すれば組織アーカイブ

表7 — 地方自治体設置まんが関連施設の職員構成

施設名	所在地	所蔵対象	自治体職員	指定管理者	非常勤職員	専門職
横手市増田まんが美術館	秋田県横手市	原画・コミック・まんが関連資料	○	×	○	×
石ノ森萬画館	宮城県石巻市	原画	×	○	○	×
境港市水木しげる記念館	鳥取県境港市	個人資料	○	×	○	×
広島市まんが図書館	広島県広島市	コミック・雑誌	○	○	○	司書

表8 — まんがアーカイブズの類型

まんがアーカイブズ		
漫画家アーカイブズ・出版社アーカイブズ	作品アーカイブズ・コミックアーカイブズ	手稿・希少本コレクション

41 — まんがの場合には、作家にとっての完成形は装丁も含めたコミックスとなったものと捉えることが多く、まんが研究者にとっても一次資料はコミックスなど刊行された媒体である。この場合、「作品」とは複数存在するコミックスなどになる。まんが資料をアーカイブズと捉える場合と、一次資料=コミックスと二次資料=原画とすることも想定されるが、筆者はアーカイブズである以上は、まんが資料に関しても本来のオリジナル資料としての原画を一次資料とここでは定義する。

ズとしての機関となる。2)を持つ場合には、原画を収集するアーカイブズ機関となるが、まんがの場合には多数発行される雑誌やコミックスもここに含まれるかもしれない[41]。それらを類型にしたものが表8である。施設の中にライブラリーを持つ場合には、コミックスや雑誌はライブラリーに含んだほうがよい。5)は漫画家の場合には作品が出版されていることが前提であるため、2)と同様になるものとも考えられるが、2)はコミックスなどとして刊行された作品の原画に対して、5)は下書きやボツ原画、スケッチなどのまんがに関する手稿資料であろう。1)や2)をそれぞれ持つ場合は単独でアーカイブズ機関となり得るが、5)のみを所蔵する施設は単独のアーカイブズ機関としては難しいため、基本的には2)の原画と1つの資料群として捉えるべきである。6)(アーカイブズ刊行物)は、まんががアーカイブズを所蔵する機関において刊行する機関誌などが想定され、これも収集対象となる。

また、アート・アーカイブズとは別に、筆者がまんががアーカイブズ機関において収集対象とする資料を類型化したものが以下の4つである。

- まんがを描く過程で生まれる資料(モノクロ原画、カラー原画、各種カット原画、下書き、プロット・ネーム、設定資料など)
- まんが執筆の副産物(担当編集者とのやりとり、アシスタントへの指示、漫画家同士のやりとり、SNS、アニメ化関連、グッズ、ファンレターなど)
- まんがの参考資料・文献(資料、文献、写真、背景資料など)
- 作家個人資料(日記、書簡、蔵書など)

アート・アーカイブズのカテゴリーと上記分類を参考に改めてまんががアーカイブズを所蔵する機関を考えると、漫画家個人もしくはプロダクションや企業によるアーカイブズ機関とは、原画や下書き、ネームなどのまんがを描く過程で生まれる資料を中心に、そこから派生した資料や参考資料・文献を収集し、作家個人の資料もしくはプロダクション・企業の組織記録を移管するアーカイブズ機関となる。

このようにまんががアーカイブズを所蔵する機関を定義してみると、横手市増田まんが美術館は矢口高雄資料(原画やまんが参考資料など)やその他作家の原画を収集するアーカイブズ機関と捉えられる。現在日本においてまんが関連施設と呼ばれる約70の施設のうち、漫画家の原画を中心に関連資料や雑誌・コミックスなどを所蔵している館もアーカイブズ機関と捉えられる。しかしながら、前述の通り日本においては一般利用のためのリサーチセンターなどは整備されておらず、アーキビストも配置されていないため、活用が十分になされていないのが現状である。

利用に向けた編成・記述を考える場合、所蔵資料は2-3で取り上げた文学館とほぼ同じ種類の資料であるため、先行事例として参考となる。まんががアーカイブズにおいては、現在は漫画家からの寄贈など一括での受入であることが多く、作家別か寄贈者別かという資料群把握の問題は今のところ見当たらないが、出所

や原秩序を反映させながら作家・作品を中心に編成することが望ましい。

横手市増田まんが美術館は、他にも2012年に亡くなった前述の土田世紀の全原画保存の問題(世紀のプロジェクト)に中心的に関わっており[42]、矢口高雄だけでなく秋田県出身の他の漫画家の原画・関連資料の受け入れ先となることが期待される。横手市がまんが資源を地元文化資源として継承したことは、地方自治体が近現代文化アーカイブズを継承する大きな前例となったと言える。

以上のように2つの近現代文化資源を現代舞踊アーカイブズとまんがアーカイブズと捉え、所蔵資料の編成の基本を提示し、地元アイデンティティの形成や文化資源継承の視点から保存・活用するための課題について考察を加えた。しかし実際には、まだこのような資料群把握や活用の方針は示されておらず、秋田県三種町と横手市において、実践を通して検証していくことが今後の課題である。

#### 4 — 地元文化資源の継承と活用の展望と課題：結びにかえて

以上のように、具体的に取り上げた現代舞踊アーカイブズとまんがアーカイブズは、個人資料を地元自治体へ寄贈・寄託して保存・活用している事例である。2つの事例に共通して言えることは、なぜ地元文化として地方自治体が公的資金を投入してアーカイブズを継承しなければならないのか、ということである。

地方自治体で継承することの意義は、永続性と公開性にあると考えている。つまり、民間企業では倒産などの恐れがあり、利害関係者にのみ公開する、商業的利用のみに活用するなどの危惧も生じるが、地方自治体は形が変わっても公的財産として広く活用することが可能である。しかし、公的資金を使う以上は、なぜその自治体に継承する必要があるのかという説明責任が生じ、何でも保存するというわけにはいかない。地元のアイデンティティ形成に貢献し、自治体・住民による活用の有効性が最低条件となる。

前述の「国立メディア芸術センター(仮称)」の失敗もここにある。国が公的資金を使ってどの文化資源を継承し活用するのか、なぜ国が保存・活用しなければならないのかというビジョンが明確ではなかったからである。日本の文化として継承すべき近現代文化は国の政策として取り組むべきであることは、言うまでもない。そのためには、近現代文化資源が保存する対象となる文化資源であることを理解してもらうことが先決である。その一方で、ある人々によって共有されている文化は、彼らのコミュニティである「地元」が継承することに意味があり、そこに地方自治体が果たす役割がある。

活用という意味では、アーカイブズとして保存する文化資源を管理組織の運営に還元することも重要な視点である。例えば前述のウォルトディズニー・アーカイブズでは文化資源だけではなく経営記録も管理されており、ウォルトディズニー・

アーカイブズの第一の利用者は職員である。アーカイブズは組織運営やその組織を構成する人々に有用な資源である。つまり地方自治体であれば、その自治体や住民に利益が生まれ、活用されなければならない。

地方自治体への利益還元という視点では、近現代文化資源の多く、特にまんが資源が観光に活用されていることが挙げられる。実際に観光資源化が地元文化の定着に一定の効果を挙げている事例として、「妖怪文化」を地元境港市に定着させた水木しげるのまんが資源の活用がある[43]。鳥取県境港市が設立した水木しげる記念館と、かつてシャッター通りであった「水木しげるロード」の観光資源化は成功例としてよく取り上げられるが[44]、地元住民に親しまれ、近現代文化資源として地元で定着することが、地元で文化資源を継承する上で重要なメルクマールである。

本稿では、これまで対象とされなかった近現代文化資源をアーカイブズの対象とし、特に現代舞踊とまんがを取り上げ、それらの文化資源をアーカイブズとして地元で継承する意義について論じた。本稿で具体的に取り上げた秋田県三種町と横手市は、文化資源の作成者、あるいは継承者と地元自治体の意思が合致したことで実現したものであるが、このほかにも上記の鳥取県境港市の水木しげる記念館や宮城県石巻市の石ノ森萬画館をはじめ、いくつかの自治体立の施設においてまんが文化を保存・活用している事例がある。これらもまた、作者と地元自治体の意思が合致し、地元商店街などの住民が協力してまんが文化を地元文化として継承している事例と言える。

今回は筆者の「地元」である秋田県で継承されている2つのアーカイブズに焦点を当てたが、今後は上記の境港市や石巻市を含めた日本全体の課題として、地元で継承されたケースと民間などの施設で保存されているケースの違いを検討し、より明確に地元文化として地方自治体が継承する条件を提示する必要がある。同時に、本稿は日本における近現代文化資源の編成と記述の事例の一部を紹介したに過ぎない。今後は海外における近現代文化資源の編成・記述を分析し、今回取り上げた資料を実際に編成・記述して、検証を加え、日本における近現代文化アーカイブズの編成・記述モデルを提示する必要があると考えている。

43 — 水木しげる記念館HP、<http://mizuki.sakaiminato.net/>(2014年9月30日閲覧)

44 — 岩谷洋史「フィールドワークの展開——水木しげるロードを事例に」、註5前掲書、71-72頁

[タイトル]

# 国際標準記録史料記述(ISAD(G))の 小規模史料群への適用による 編成記述の試み

好善社文書調査より

Arrangement and Description by Applying ISAD(G) to Small Organizational Archives:  
Case of the Kozensha Archives

[著者]

松山龍彦 | Tatsuhiko Matsuyama

[キーワード]

| 編成記述 | ハンセン病 | 好善社 | ISAD(G) | EAD |

archival arrangement and description / Hansen's disease / Kozensha / ISAD(G) / EAD

[要旨]

東京都目黒区にあるキリスト教系慈善団体・社団法人好善社(こうぜんしゃ)には、明治初年以降の文書(好善社文書)が伝来している。小規模団体の残した記録であり、組織的文書[1]というよりも個人・家文書の色合いが濃い史料群である。この史料群の整理に国際標準記録史料記述の一般原則(ISAD(G))の適用を試みた。その際見いだされた編成と記述に関する問題点について考察を加える。目録作成の段階において、編成に先立つ記述の有効性を論じた。記述作業に際してEAD(Encoded Archival Description)と対照させつつ目録に採用する要素を選別した過程を示した。ISAD(G)要素のうち「日付」と「記述単位の数量とメディア」が内包する問題点を具体的に論じた。編成作業に関しては時期別サブフォンドの適用の詳細について述べ、あわせて人為的シリーズによる資料種別表現の可能性について論じた。

The Kozensha archives are the records produced and preserved by a Japanese charity organization from the early Meiji era. Irregular methods of documentation and filing give the collection an arbitrary nature, much like a personal or family archive. This discussion attempts to use ISAD(G) to solve problems in the arrangement and description of the Kozensha archives. Description prior to arrangement is recommended as an effective approach to incoherent collections. ISAD(G) elements are selected in conjunction with EAD (encoded archival description). The elements "date" and "physical characteristics and technical requirements" are examined thoroughly to identify the problems embedded in them. Arranging subfonds chronologically is found to be a logical measure for hierarchizing disordered records. The implementation of an artificial series to express the genre and forms of the records is examined.

## 1 —— 本稿の課題

1994年にInternational Council on Archives (ICA)により採択されたアーカイブズ資料の目録記述の国際標準であるGeneral International Standard Archival Description<sup>[2]</sup>(以下ISAD(G))の主な特徴は、階層式記述と統一要素の使用にある。史料群に含まれる資料全体をツリー型の階層構造として表現することで各資料の史料群全体の中での位置づけや資料同士の関係を把握できるようにするとともに、異なる機関間での目録の共有化を目指している。また、使用される26の記述要素は、原則的に全ての記述単位に適用することが前提となっており、階層のレベルにかかわらず統一されたシステムティックな構成は、目録のデータ化や利用のしやすさにつながっている。このような特徴をもった記述標準は、文書の作成から整理、保存までが高度に組織化された史料群においては本領を発揮することが期待されるが、個人文書や家文書に代表される秩序の薄い小規模史料群への適用については、その適合性、有用性について一考の余地があるものと思われる。ISAD(G)の階層を構成するフォンド以下のシリーズ、ファイルという各階層の名称は、一般的な組織において作成される事務文書のあり方を想定したものであるため、恣意的な資料の収集、整理、保存になりがちな小規模史料群においては、その階層名どおりの意味合いをもたせることは困難である。

しかし従来からの、史料群全体の解題と資料一点ずつの名称・作成者・年代ほか情報を列記するタイプの目録においては、全資料の中における個々の資料の意味合いや他の資料との関係は分かりづらい。小規模の史料群に対してもISAD(G)を用い、階層型目録の特長を活かすべきであろう。それにより、ISAD(G)が目指す「異なるアーカイブズを超えた目録記述の汎用性」という構想からは離れたとしても、少なくともひとつの史料群内において整合性のある秩序を構築し目録化することは、利用の利便性から考えても十分検討に値するものと思われる。

本稿は、筆者が学習院大学大学院博士前期課程において行った好善社文書のアーカイブズ学的調査<sup>[3]</sup>(以下「本調査」)の過程で行きあつたISAD(G)の適用と、それにもなつて生じた編成記述上の問題(調査段階の手順とISAD(G)の適用における問題点)について述べる。

## 2 —— 好善社の来歴と好善社文書について

東京都目黒区にあるキリスト教系慈善団体・社団法人好善社(こうぜんしゃ)は1877(明治10)年、プロテスタント長老派宣教師ケイト・ヤングマンにより築地居

1 —— ここでは、特定の組織・団体において確立された文書の作成方法および整理保存方法により成立した史料群を組織的文書と呼ぶ。

2 —— ISAD(G): *General International Standard Archival Description*, International Council on Archives, 1994.

3 —— 松山龍彦「キリスト教結社好善社文書の調査・編成記述・資源化に関する基礎的研究」、学習院大学人文科学研究科アーカイブズ学専攻2013年度修士論文

4 — 好善社の定款上の事務所は白金の明治学院大学内に置いていたが、実際は藤原鉤次郎氏宅が事務所となっていた。

5 — 好善社広報紙『ある群像』1978年5月号の100年史刊行特集の中で藤原偉作氏は以下のように語っている。「実は、この緑の箱とは別に牛革の立派なトランクの中にも、資料がいっぱいはいっていた。それをおやじがときどきひっぱり出しては見ていたのを覚えている。あれは焼失してしまった」。

留地で結成された結社を起源とする。新栄女学院の生徒10名を社員として始められたもので、初期の活動はキリスト教伝道と社員相互扶助であった。その後一人のハンセン病患者との出会いが契機となって、1894(明治27)年に現住所にハンセン病患者の救済を目的とした施設「慰廃園(いはいん)」を設立した。以降は1942(昭和17)年の閉園まで、この施設が好善社の活動の中心となった。また、戦後は理事長の藤原鉤次郎(ふじわら・こうじろう)を中心として全国のハンセン病療養所への慰問と礼拝堂建設、募金活動が行われた。その後も療養所でのワークキャンプやハンセン病に関する啓蒙活動を展開しつつ現在に至っている。

著者が研究の対象とした好善社文書は、社団法人好善社の所蔵する明治以来の文書であり、慰廃園の跡地に現存する好善社の社屋に伝来保存されているものである。文書は事務所内の書類用キャビネットと古いトランクおよび茶箱(一部は倉庫内)に収納されていた。これらの資料には、慰廃園が運営されていた1894(明治27)年から1942(昭和17)年の間に作成されたものが多数含まれており、日本における私立ハンセン病療養所の運営と活動、国のハンセン病政策との関連などを知る上で貴重な情報を提供すると思われる。

初期の記録は築地新栄町にヤングマンが創立した新栄女学院内で作成されており、好善社の例会議事録ほかが残されている。1894(明治27)年に東京市目黒村にハンセン病療養所慰廃園が設立され、活動の中心となった。好善社結社以降はヤングマンの住居近くの藤原鉤次郎(元社員)宅が使われており、おそらく文書もここに保管されていたと思われる[4]。

その後文書は1923(大正12)年の関東大震災の際に避難する藤原氏の家人に託され難を逃れた。また、1945(昭和20)年の米軍による空襲時には、藤原氏によって目黒の旧慰廃園内に焼け残った舎宅(のちの藤原邸)へと移動された。文書は藤原鉤次郎とともに災害、戦火をくぐり抜けたあとは藤原家の住居兼好善社社屋内に保管され続けたと思われる[5]。

1968(昭和43)年に始められた100年史編纂事業において文書の整理が行われた。編者の記憶によれば、文書は社屋内の書棚に並べられていたが、編纂開始以前からある程度内容ごとに封筒詰めされていた。これは藤原偉作元理事長(藤原鉤次郎氏長男)の手によるものということであった。

つまり、好善社文書は(1)築地新栄町から藤原鉤次郎氏とともに移動した初期文書、(2)終戦まで好善社(慰廃園)事務所で保存していた文書、(3)戦後の活動で藤原鉤次郎により追加された文書、(4)100年史編纂にあたって収集追加された文書の4種類が混在している。現用文書として活用されていた時期の秩序は、震災と戦災による移動、それに100年史の編纂作業により喪失している。

好善社文書には日誌・会計簿・報告書・書簡・パンフレットほかが含まれている。資料種別ごとの大まかな点数を以下に示す[表1]。ただし、ファイルレベルと

してカウントされたもののほとんどは今後さらなる細分によりアイテムレベルに分解されて記述されるべきものである。また、本調査では目録化しきれなかったものとして写真がこの他に数百枚あることが分かっている。

### 3 — 調査過程と目録記述の概要

本調査における個別の編成記述上の問題に言及する前に、調査の過程について概観し、実際の文書の記述内容(部分)と編成の結果を提示しておきたい。

調査は、まず資料の置き場所について好善社スタッフに確認してのち文書が保管されているトランク、茶箱およびキャビネットを確認することから始めた。キャビネットには一定のブロックごとに番号を振った[写真1-4参照]。そののち社屋内の別部屋へ資料を順次運び出して一点ずつ記述および撮影を行った[写真5-6参照]。

記述にあたっては調査の前段階からデータベースでの将来的な利用を意図していたため、マイクロソフト・エクセルを用いスプレッドシートに直接入力した。全体の枠組みとしてISAD(G)を採用しつつ、EADタグとの対応をはかり必要に応じて要素を細分化した。実際の記述内容(部分)を表2に例示する。

表1 — 好善社文書資料概数(種類別)

	ファイル レベル	アイテム レベル
文書	14	131
書籍	5	38
書簡	27	43
図面	21	11
写真	3	9

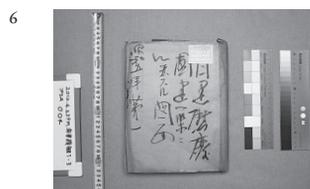
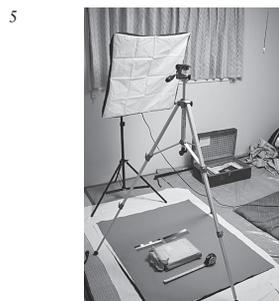


写真1 — トランク  
 写真2 — 茶箱  
 写真3 — キャビネット  
 写真4 — キャビネット内ケース  
 写真5 — 記述撮影風景  
 写真6 — 撮影写真

表2 — 好善社文書記述(部分)

3.1.1	資料番号	<unitid>	0-000-000-000	1-000-000-000	1-001-000-000	1-001-000-001
3.1.2	タイトル	<unittitle>	好善社文書	好善社創立期(第1期)	日誌・会議録	(好善社記録)
3.1.3	日付	<unitdate>	1877-1978			1877-1888
3.1.4	記述レベル	<◇>	フォンド	サブフォンド	シリーズ	アイテム
3.1.5	数	<physdes> <exten>			2冊	1
	色・スタイル・ 原材料・製作法	<physdes> <physfacet>				冊 和綴じ
	種別	<physdes> <genreform>				日誌・会議録
	サイズ(タテ×ヨコ) (cm)	<physdes> <demensions>				24x17
3.2.1	作成者	<origination>	好善社	好善社		慰施園(好善社) 戦中まで
3.2.2	組織歴	<bioghist>	好善社(こうぜんしゃ)は 1877(明治10)年に…	好善社は、 キリスト教宣教師 ミス・ヤングマンを…		
3.2.3	資料の来歴	<custodhist>	大まかに以下の4種の 伝来資料から成る…	築地新栄女学校以来の 活動の記録の一部は…		
3.2.4	入手先	<acquinfo>	社団法人好善社 (現所蔵機関)			
3.3.1	範囲と内容	<scopecontent>	社団法人好善社が 所蔵する自組織文書のうち、 明治10年の…	1877(明治10)年 好善社設立からの日誌。 一部第3期の年代に…		好善社会合の 議事録
3.3.3	追加受入	<accruals>	今後文書の追加は 予定されていない。			
3.3.4	編成	<arrangement>	組織内に部署が 存在しないため、 サブフォンドは 時代別に設定した…	1シリーズを含む。 シリーズ001: [日誌](第1期)	2ファイルを含む。 ファイル001: (好善社記録) ファイル002: 好善社記録	
3.4.1	アクセス制限	<accessrestrict>	文書に関して定められた 利用の規定はない…			
3.4.3	言語	<langmaterial>	日本語 (英語資料数点を含む)			
3.4.4	物理的特徴・ 技術的要件	<phystech>	戦前までの和紙資料は 状態が良い…			
3.4.5	検索手段	<otherfindaid>	100年史「ある群像」の編纂に 使われた資料に…			
3.5.3	関連記述単位	<relatedmaterial>				
3.5.4	出版書誌情報	<bibliography>	「ある群像 好善社 100年の歩み」好善社刊…			
3.6.1	注記	<note>		例会後に清書された ものと思われる…		

1-001-000-002	2-000-000-000	2-009-000-000	2-009-000-002	2-009-001-000	2-999-000-000	2-999-000-002
好善社記録	慰廡園期(第2期)	イベント関連	日本基督新栄教会 六十週年 記念祝謝会順序	観桜会招待状	シリーズ外資料	[写真アルバム]
1889-1902		1931-	1933	1931-1958		1929
アイテム	サブフォンド	シリーズ	アイテム	ファイル	シリーズ	アイテム
1		3袋,1冊,1枚	1	1,1枚,7袋		1
冊 和綴じ			冊 バンフレット	包み 封筒		冊 アルバム
日誌・会議録		書簡 出版物	出版物	書簡		写真
24x16			27x19	33x24		20x25
						目黒小滝園 安原写真館
	目黒村に設立した 私立ハンセン病療養所…					
	目黒にあったハンセン病 療養所・私立病院 「慰廡園」…					
好善社会の 議事録	1894(明治27)年から 1942(昭和17)年まで 活動した…	新栄教会の 創立60周年を 祝う会の式次第	皇族ほか観桜会 招待状,皇太后 大喪儀関係資料…		慰廡園礼拝堂内 式典写真	
	6シリーズを含む。 シリーズ001:[日誌] (第2期その1) シリーズ002: 日誌(第2期その2) …	人為的シリーズ。 3アイテムと 3ファイルとを含む。 アイテム001: [書翰写し及び…]"		封筒のため ファイルレベルとする。 8アイテム含む		
			ヤケ(1)		退色(2)	
後半は第2期だが、 内容から第1期に 入れた…			2つ折り 保存のため広げる	封筒表左上に 鉛筆書きて [皇室関係,表彰]		

6 — ISAD(G): *General International Standard Archival Description Second Edition*, International Council on Archives, 2000, p.8, 1.7.

7 — 青山英幸「国際標準記録史料記述等による箱館奉行文書目録作成の実験について」、『北海道立文書館研究紀要』第12号、1997年、44-84頁

次に、記述を通じて得られた情報にもとづいて編成を行った。ファンド「好善社文書」は調査の対象とした明治以降1960年代までの文書である。サブファンドには時代ごとに顕著な特徴が見られる好善社の活動時期を単位とし、「1. 好善社創立期(第1期)」「2. 慰廐園期(第2期)」「3. 好善社戦後期(第3期)」「4. 100年史編纂資料(第4期)」および「9. 年代不明資料」の5つを設定した。シリーズには連続性の確認できた日誌や会議録、会計簿以外の資料にも目録利用の便宜をはかるため、資料種別を表す人為的シリーズを導入した〔図1参照〕。

## 4 — 編成記述上の問題

好善社文書の整理にあたって生じたいくつかの問題について「4-1: 調査段階の変則的手順」「4-2: 使用するISAD(G)要素の選定」「4-3: ISAD(G)要素記述の限界」「4-4: 非組織的文書の編成上の問題(時代別サブファンドの適用・人為的シリーズによる資料種別表現の可能性)」の順に考察したい。

### 4-1: 調査段階の変則的手順

好善社文書は組織規模の小ささと家族経営的な運用のため、組織的計画的に作成保存されていない。文書の書式、ファイリング方式、収納順と収納箇所における一貫性を欠いている。現用時には存在していたと推測される秩序も内部関係者による複数回にわたる編綴や仕分けを経て失われており、雑多な資料の集積と呼べる。特に本調査が対象とした明治以降1960年代までの史料群は秩序がきわめて薄く史料群全体の構造が判明しなかった。

アーカイブズ目録の構成について、ISAD(G)では“general to specific”(大まかなグルーピングからより詳細なレベルまで)という表現が用いられており、これは“respect des fonds”(出所原則)からの実際上の帰結(practical consequence)であり、一般に認められている理論的原則にもとづいていると述べられている〔6〕。しかし、アーカイブズ調査の開始時において文書全体の構造を把握しえない状況においてはどの資料または資料のかたまりがよりgeneralでありまたspecificなのかを判断できないことは自明であろう。

ISAD(G)の目録記述適用について、青山英幸による箱館奉行文書目録作成の実験では目録記述に先立って編成作業を行っている。そこでは資料に含まれる組織に関する記述や役職の一覧、各簿冊の表紙に記載されている部署名から部署の構成を割り出している。各部署の上位階層となる統括部門について不明確な部分があるため、箱館詰、江戸詰などを人為的に設定している〔7〕。森本祥子による行政文書へのISAD(G)の適用の試みにおいても、「階層構造の

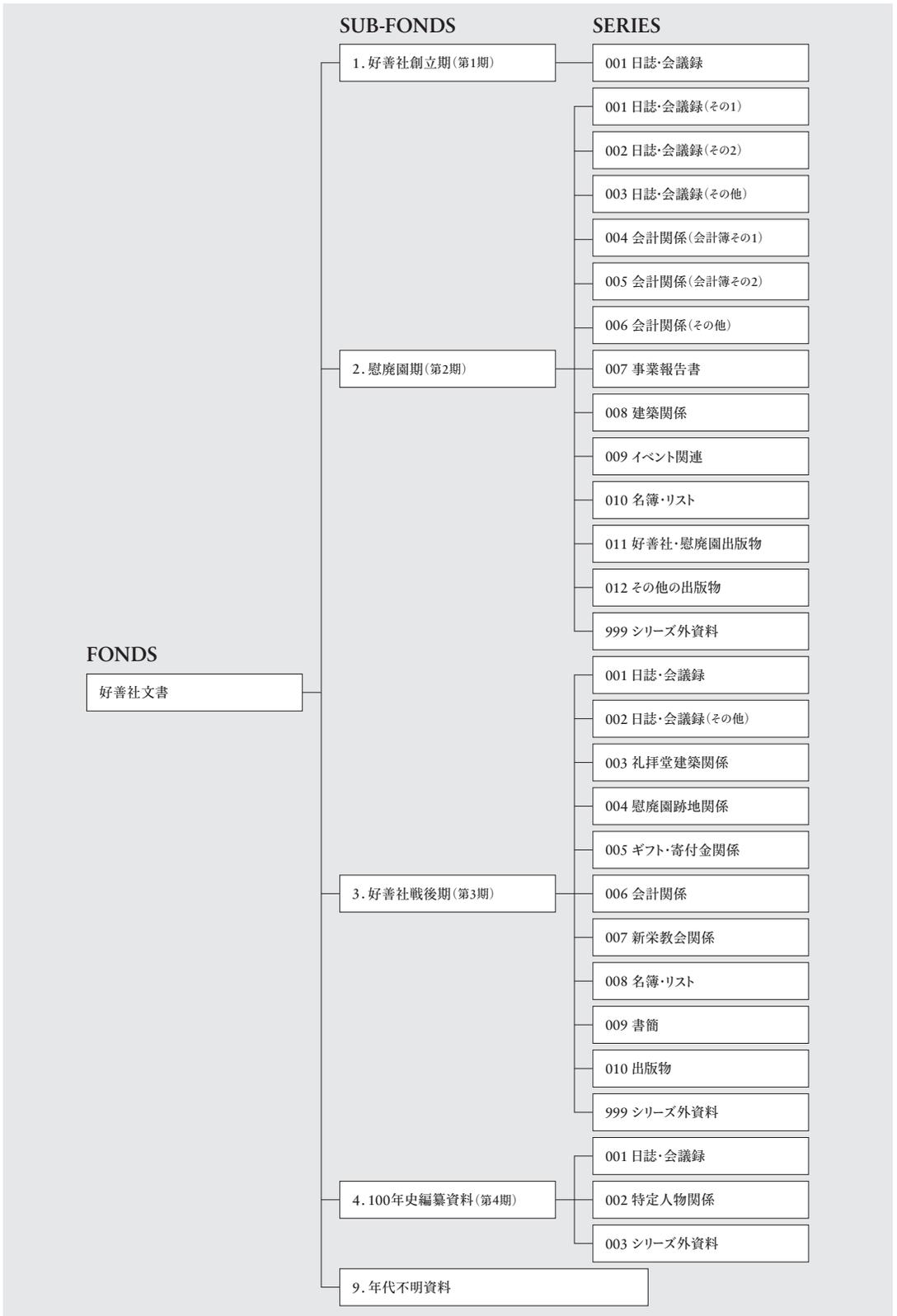


図1 — 好善社文書の構造

8 — 森本祥子「『国際標準記録史料記述(一般原則)』適用の試み: 行政文書の場合」、『史料館研究紀要』第29号、1998年、1-29頁

9 — 森本祥子「国際標準記録史料記述(一般原則)適用の試み: 諸家文書の場合」、『史料館研究紀要』第28号、1997年、249頁

10 — 安藤正人「ISAD(G)を準用した基本目録記述の試み: 越後国佐藤家文書の場合」、『記録史学と現代』、吉川弘文館、1998年、199頁

11 — 2.2 Information relevant to the level of description, ISAD(G)において、各記述単位に必要な要素だけを記述することとされている。

分析は記述の前提」という理解のもと、素材としたアジア大会組織委員会の組織構造図に準拠した階層構造を構築している[8]。

しかし森本がこの研究に先立って行った諸家文書への適用実験では、様々なレベルの混在する記述においては「利用者が、自然に群の階層性を理解できるように導くように表現するのは容易ではない」と述べ、「個人の文書がばらばらに集積されている史料群で、何をもってシリーズとし、ファイルとするか、という概念は理論化できるものなのであろうか。雑然とした諸家文書の整理では、まずは一点ずつを確認し、その記述をもとに原秩序を復元することになろう」[9]と述べ、編成を可能にするための前段階としての記述作業の必要性に言及している。安藤正人によるISAD(G)の適用の試みは諸家文書を素材としたものであるが、やはり詳細な資料の調査によって判明した歴史的体系構造の理解の上に編成作業が可能となっている[10]。

これらの試みから分かることとして、ISAD(G)が提唱しているフォンド、サブフォンド、シリーズ、ファイル、アイテムといった概念が適用しやすい構造の組織で一貫した文書の作成および管理機能をもっており、組織図などから組織機構がはっきりとわかる組織的文書の場合は記述の前段階としての編成が比較的容易である。これに対し、自らの組織構造を客観的に表現した文書がない組織やそもそも構造自体が定まっていない団体、秩序だった整理のされていない非組織的文書については、編成前の調査段階として組織と文書の詳細を知るための記述作業が必要とされている実態がある。つまり調査の初期段階でISAD(G)でいうところのアイテムまたはファイルレベルに当たる現物資料を一点ずつ記述し、その結果から秩序を導き出すことで、より上位階層であるシリーズ、サブフォンドを含めた史料群全体の編成が可能になると考えられる。

#### 4-2: 使用するISAD(G)要素の選定

本調査では当初からデータベース化をめざし、記述作業は用紙記入ではなく、PCを用いて直接スプレッドシート(マイクロソフト・エクセル)へ入力することにした。まず、記述のための準備作業として行ったISAD(G)要素の選定について説明したい。

目録記述に使用するISAD(G)要素を選定するにあたっては、将来的に検索可能なデータベースを構築することを期して、ISAD(G)に準拠しつつも、ウェブ目録記述の標準EAD(Encoded Archival Description)タグとの対応を考慮した。ISAD(G)の全26要素について、ISAD(G)とEAD両者が各要素に求めている記述情報の内容を確認しつつ、好善社文書への適合性を見極めて、使用/不使用を決定した。

ISAD(G)は7エリア26要素から構成されているが、これら26要素のすべてを記述単位ごとに使用することが求められているわけではない[11]。階層上、包

撰関係にある資料の記述においては、記述の重複を避けるために、同一要素が省略されうる。また、記述単位によっては、たとえば作成者、作成日や受け入れ先が不明であるため、要素に入力すべき情報がないことも多い。また、雑多なコレクションが混在するアーカイブズにおいては、組織アーカイブズを前提とした要素は採択する意味合いが薄い。したがって、記述を開始する前に目録全体に使用する要素を選定することは、作業の効率化、データ量の軽減のために有効であると思われる。

要素選択の事例として、アジア歴史資料センターの目録作成を紹介した小川千代子の論文がある[12]。同センターは複数の機関から受け入れたデジタル化資料をインターネット上で提供するため、インターネット上での資料情報共有を目的として採択されたメタデータセットの国際標準であるDublin Core[13]の15要素とISAD(G)第1版の26要素との対応表から、同センターの目録に含まれるべき9要素を決定した経緯が述べられている。

本調査において使用する記述要素を決定するにあたっては、Encoded Archival Description Tag Library Version 2002(以下EAD2002)の付録Appendix A.1に納められた、ISAD(G)とEADの対応表ISAD(G) to EADを参考に[14]。一つ一つの要素に関して好善社文書の特徴をふまえて吟味した結果、ISAD(G)の26要素のうち、20ないし21要素について記述を行うこととした。また、このうち9要素は最上位記述単位(フォンド)と、後述する調査過程で決定したサブフォンドのみに適用するため、シリーズ以下ファイル、アイテムレベルについては、記述単位ごとに11ないし12の要素について記述することとした[表3]。

#### 4-3: ISAD(G)要素記述の限界

目録記述の過程で、ISAD(G)要素が本来的に持っている根本的な問題がいくつか顕在化した。ここではそのうち「日付」と「記述単位の数量とメディア」についてEADの該当タグと比較することで問題の所在を明らかにし、アーキビストが目録記述において直面するであろう課題を確認したい。

##### Date(s)(日付)

資料の年代、日付を表すISAD(G)の要素3.1.3 Date(日付)は、記述上の複雑な問題を含んでいる。もし、ある事務文書の右肩に日付が入っていれば、これを資料の年代とすることが妥当であろう。また、特定の業務を遂行する上で作成された複数の文書を含むファイルがあった場合、このファイルの年代はファイルに含まれる文書の最古のものから最新のものまでを幅のある年代として記述することが妥当と思われる。以上2つの種類の年代についてはISAD(G)の第1版(1994

12 — 小川千代子「ISAD(G)の実相：アジア歴史資料センターの階層検索システム」、『レコード・マネジメント』vol.45、2002年、10-25頁

13 — Dublin Core Metadata Initiative, <http://dublincore.org/> (2014年12月8日閲覧)

14 — Appendix A, *Encoded Archival Description Tag Library Version 2002*, The Society of American Archivists, 2002.

表3 — ISAD(G) ⇄ EAD対応表と各要素適用レベル一覧

ISAD(G)	EAD	フォンド	サブフォンド	シリーズ	ファイル	アイテム
3.1.1 Reference code(s) 資料番号	<eadid> <unitid>	✓	✓	✓	✓	✓
3.1.2 Title タイトル	<unittitle>	✓	✓	✓	✓	✓
3.1.3 Dates 日付	<unitdate>	✓	✓	✓	✓	✓
3.1.4 Level of description 記述レベル	<archdes> <C>	✓	✓	✓	✓	✓
3.1.5 Extent and medium of the unit 記述単位の数量とメディア	<physdes> <extent> <physdes> <dimensions> <physdes> <genreform> <physdes> <physfacet>			(✓)	✓	✓
3.2.1 Name of creator 作成者名称	<origination>	✓	✓	(✓)	(✓)	(✓)
3.2.2 Administrative/Biographical history 組織歴または履歴	<bioghist>	✓	✓			
3.2.3 Archival history 資料の来歴	<custodhist>	✓	✓			
3.2.4 Immediate source of acquisition 入手先	<acqinfo>	✓				
3.3.1 Scope and content 範囲と内容	<scopecontent>	✓	✓	✓	✓	✓
3.3.2 Appraisal, destruction and scheduling 評価	<appraisal>					
3.3.3 Accruals 追加受入	<accruals>	✓				
3.3.4 System of arrangement 編成	<arrangement>	✓	✓	✓	✓	(✓)
3.4.1 Conditions governing access アクセスの制限	<accessrestrict>	✓				
3.4.2 Conditions governing reproduction 複製の制限	<userrestrict>					
3.4.3 Language/scripts of material 言語	<langmaterial>	✓				
3.4.4 Physical characteristics and technical requirements 物理的特徴・技術的要件	<phystech>			(✓)	✓	✓
3.4.5 Finding aids 検索手段	<otherfindaid>	✓				
3.5.1 Existence and location of originals オリジナルの所在情報	<originalsloc>					
3.5.2 Existence and location of copies コピーの所在情報	<altformavail>					
3.5.3 Related units of description 関連記述単位	<relatedmaterial> <separatedmaterial>					
3.5.4 Publication note 出版誌情報	<bibliography>	(✓)	(✓)	(✓)	(✓)	(✓)
3.6.1 Note 注記	<odd> <note>			(✓)	(✓)	(✓)
3.7.1 Archivist's note アーキビスト情報	<processinfo>	✓				
3.7.2 Rules or conventions 記述規則	<descrules>	✓				
3.7.3 Date(s) of descriptions 記述日	<processinfo> <p> <date>	✓	✓	✓	✓	✓

年)においてはそれぞれ、「3.1.3 Date of creation of the material in the unit of description (資料作成年月日)」と「3.2.3 Dates of accumulation of the unit of description(資料蓄積年月日)」として表すことが求められていた。つまり、3.1.3が個々の資料の「誕生日」を記録するのに対し、3.2.3ではそれらを生んだ組織がその資料の「作成収集活動に従事した期間」が表されることを意図している[15]。

しかし、今回の研究で行きあたった下記のような文書の年代はどうであろうか。古い好善社の議事記録、例会記録のうち重要と思われるものについて100年史編纂時に原稿用紙に書き写したものが発見された。おそらく編纂作業の中で原本参照をする際の煩雑さを軽減するために作成されたものと思われた。この資料の年代はいつか。原稿用紙には書き写し作業の行われた日付が記されている。この日付をもって3.1.3の資料作成年月日であると判断することは可能である。しかし、この資料の内容であるところの議事例会が開かれた日付を記述する必要はないのであろうか。この資料が利用される時、どちらかと言えば議事例会の日付こそ、利用者に求められる年代ではないか。この問題は森本祥子の諸家文書へのISAD(G)適用でも記述上の重要な問題点として指摘されている。それによればこの書き写された元の記録の日付情報は「内容情報の年代」とでもいうべきもので、ISAD(G)には記すところがないといい、「第三の要素である『内容情報の年代』の欄を設けることで、数多く存在する写史料の扱いが統一されることが期待される」と述べている[16]。

ところが、この論文から数年を経て発表されたISAD(G)の第2版(2000年)では、資料の年代に関する記述要素は3.1.3 Date(s)ひとつに集約されており、そこに含まれるべき年代として、「『資料の作成年代』『資料の蓄積年代』『添付された資料または蓄積前に作成されたオリジナルの資料の作成日』の3種の年代のうち『少なくとも1つ』を含むべきである」(筆者意識)と変更された。森本論文の提起した問題を受け止めつつも、要素を細分化して厳密な記述を促すのは逆に、3種類目の年代をも含めた、より自由度の高い記述を認めることで記述者の裁量を尊重する方向を示した。これにより、記述者は自己の判断で3つの年代のうちひとつあるいは複数のものを任意にDate(s)要素に盛り込むこととなった。記述した年代が3つの種類のうちどれであるかを利用者に伝えたい場合は「1860-1865(資料の作成日)」のように括弧書きする方法が示されている。

2014年9月現在、アメリカアーキビスト協会のEAD技術小委員会(Technical Subcommittee on Encoded Archival Description)はEADの新しい版(仮称EAD3)に向けての改訂作業を行っている。すでに最終案の細部に関する検討段階にあり、2015年春に公開を予定している。いくつかのEADタグについてはEAD2002から大幅な変更が加えられている[17]。EAD2002では日付用のタグとして<unitdate>が用意されていた。これはISAD(G)の3.1.3および3.2.3に相当す

15 — 前掲 註2, 3.1.3 Dates of creation of the material in the unit of description, 3.2.3 Dates of accumulation of the unit of description.

16 — 森本祥子、前掲註9、252頁

17 — EAD Revision Progress Report, [http://www2.archivists.org/sites/all/files/eadRevisionProgress\\_2013-08-16.pptx](http://www2.archivists.org/sites/all/files/eadRevisionProgress_2013-08-16.pptx), (2013年9月30日閲覧)

るものであった。EAD3案では<unitdate>は残しつつも<unitdatestructured>というタグが新設された。その下層に<datesingle>と<daterange>が設定され、さらに<daterange>の下層に<today>と<fromdate>を設定し自至年を表す仕様である。以下にEAD2002とEAD3による年代記述の例をあげる。

例1 — EAD2002による日付の記述

```
<unitdate>1 June 1971 to 30 April 1974</unitdate>
```

例2 — EAD3による日付の記述

```
<unitdatestructured>  
<daterange>  
<fromdate>1 June 1971 </fromdate>  
<today>30 April 1974</today>  
</daterange>  
</unitdatestructured>
```

ISAD(G)が国際標準として記述の大綱化、簡略化へ向かったのとは対照的にEADはあくまでデータベースとしての機能が十全に発揮されることを念頭に開発が進められている。EAD3においても、先の「作成年代」「蓄積年代」「内容情報の年代」といった年代の種類書き分けについての問題は未解決のままであるが、将来的に区別されるのではないかと。

#### Extent and medium of the unit of description (記述単位の数量とメディア)

ISAD(G) 要素3.1.5 Extent and medium of the unit of description (記述単位の数量とメディア)は、ある記述単位の中に、どういう形態のどういう種類のものがどれくらい含まれているかを表す要素である。この要素もDate(s)とならなくてISAD(G)とEADの差異が際立っているため、以下にEAD2002およびEAD3における記述の詳細を紹介し、その違いを明確にしたい。

この要素に対応するEAD2002のタグとして<physdesc>がある。<physdesc>は数量関連情報を包括的に記述するためのタグだが、その下位に<extent>、<dimensions>、<genreform>、<physfacet>の4つのタグが、より詳細な記述のために用意されている。それぞれの定義と例を以下に示す。

<extent>

(定義)資料の数量もしくはその記述単位が占める物理的スペースを表すタグ。ものの物理的および論理的数を表す。

(例)「100箱」「50フィート」「14通」「0.75立方メートル」「16アイテム」

—

<dimensions>

(定義)記述単位のサイズ・通常数字と単位を用いて表される。

(例)「約230 mm x 163 mm」

—

<genreform>

(定義)資料の原材料、様式や手法、内容を表す概念などの「ジャンル」、情報の秩序や物理的機能などの「形式」、および「物理的特徴」を表す。

(例)「会計簿」「建築図面」「肖像」「エッセイ」「録音」「ビデオテープ」

—

<physfacet>

資料の見た目に関連する情報を記述するタグで、色、形式、記号または資料の作成に関わる材料、原料、技術と手法を表す。外見から分かる要素のうち特に資料の使用制限に影響を与えと思われるものを記述するよう規定されている。

<physdesc>タグについても、前述の<unitdate>タグ同様、EAD3では大幅な変更が予定されている。上述した4種の情報は、<physdesc>タグの中ではなく新設される<physdescstructured>というタグの中で用いる。また、<extent>は使用せず、代わりに<quantity>(数量)と<unittype>(単位)というタグの組み合わせにより表現するよう変更された。この2つのタグは必須である。<dimensions> <physfacet>は、残ったものの任意使用となった。<genreform>については統制された典拠コントロールを可能にするための<controlaccess>タグ内で使用するよう変更された[18]。

### 汎用性と正確性

ISAD(G)要素の<unitdate>も<physdesc>も、EADに比して、一つの要素に含まれる情報の種類の多さが際立つ。ISAD(G)がここまで記述の自由度と表現の幅を担保しているのは、国際標準としてあくまでひとつの記述の原則を示すという前提の中で、目標のひとつとしてあげられている「種々の所蔵機関における記述を、ひとつの情報システムへ統合することを実現する」[19]ためであろう。データベースでの高度な詳細検索にも耐えられる詳細で厳密な記述を目指すのであれば、より細かく情報を規定し、複数の要素に振り分ける必要がある。要素の数が増えると目録作成の労力は増すため、ISAD(G)の適用に消極的になる機関

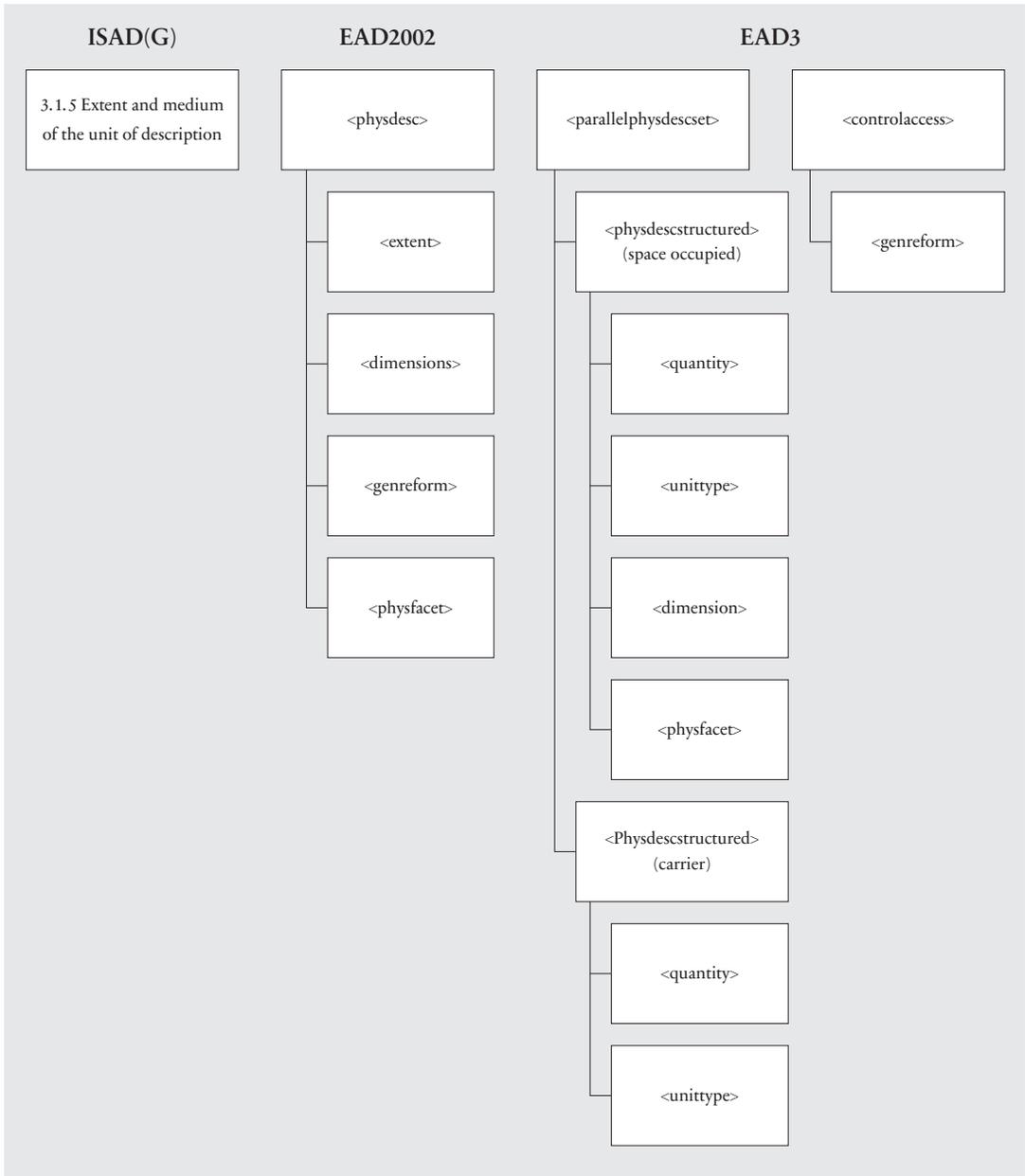


図2 — 数量とメディア情報のISAD(G)、EAD2002、EAD3の記述形式(階層)の比較

が増えると思われる。「ルールが細くなればなるほど汎用性はなくなっていく。この相反する状況のなかで、ISAD(G)の本来の目的は国際的な情報交換であることをふまえると、国際的な汎用性のほうに重点をおくのが順当であろう」と森本も書いている[20]。ISAD(G)のように要素の数を減らして記述規則を「ゆるやかに」すれば、標準の汎用性は高まり敷衍が促進されるであろうが、いっぽう、検索手段としてのデータベースの観点からは、複数の情報が一つの要素中に含まれていることで条件を細かく限定した検索に対応できない事態を招き、その結果ノ

イズの発生頻度を高めると考えられる。ネットワーク上のデータベースでは、探し求めるものをピンポイントで見つけ出せる環境が求められる。国際標準に準拠した世界共通のプラットフォームでの検索を可能にするという理想を持ちつつも、高度な検索に耐えうる質の高いデータベースのためのデータ構造を目指すべきであろう。目録記述の粒度(史料群をどこまで細かく目録化するか)は、利用者が個々のアーカイブにどのような情報を求めているかを見極めつつ、アーカイブズ機関自身が目録化に投資できる人的・物的資源の多寡とのバランスの上で決定しなければならないと考える。

#### 4-4: 非組織的文書の編成上の問題

ISAD(G)の第0章、Glossary of terms associated with the general rulesでは、フォンドを「特定の人物・家・団体による活動を通じて有機的に作成・蓄積・使用された史料群全体(形式や媒体は不問)」と定義している。企業ほかの組織全体にわたる史料群を整理の対象とした場合には、その総体がフォンドとなる。また、サブフォンドは「親となる組織・団体の行政・管理・経営上の下位区分に対応する関連史料群を含む、フォンドの下位区分(以下略)」とされている。組織文書においては、支社あるいは部署という単位の資料がこの階層に相当すると思われる。

しかし、個人、家が収集成した史料群の整理にあたっては、このようにフォンド、サブフォンドの標準的な適用レベルを想定することは難しい。また、一般的に組織と称される集まりであっても、固定した複数の部署を持たず、その時々を担当スタッフが一人で当該業務のすべてを担ったり、スタッフ数名でプロジェクト的にチームを組んだり解散したりと流動的な人員配置や部署構成をもつこともある。個人、家、また組織構造の緩い団体の作成した文書には、一貫した作成方法および整理保存方法が確立していない状態で形成された史料群があり、これらは非組織的文書と呼べる。これら非組織的文書の整理にあたってはフォンド、サブフォンドの割り当てを行う前に資料一点ずつを確認することで、それらを生み出した組織の機能と有り様を研究し、理論的秩序を再構築あるいは付与する必要があると考えられる。

好善社は小規模な組織で、そもそも部署部局といった概念がなく、慰霊園の運営は一時期、記録、会計、渉外ほかのほとんどの業務を藤原鉤次郎が一人でこなしていた。決められた書式と形態で作成され続けるはずの日誌ほかの記録も、ハードカバーのノートであったり小形の大学ノートであったりと一定せず、内容も業務日誌と個人の自由日記を兼ねている。一つのノートの中に日誌と会計簿と個人的なメモが混在しているものもある。資料の保管も順不同に茶箱やトランクに詰められていた。したがって、好善社文書の整理においてもまずアイテム、ファイルレベルにあたる一点ずつの資料について記述を行い、そののち編成を試みた。

### 時期別サブファンド

ひとつの記述を終えてみて、編成の鍵となるいくつかの点が判明した。文書全体を「好善社文書」というファンドに設定することには問題はないが、その下位概念にあたるサブファンドに部署、部局をもって当てはめることができない。そのため、それに代わるものとして組織活動に固有の特徴がみられる時期ごとにサブファンドを設定することにした。「好善社」の活動には時代とともに文書の作成主体に無視できないいくつかの大きな変化があることが分かっており、事業の内容、目的、主たる作成者が変遷した時代ごとにそれぞれをサブファンドとしてみるのが可能であると考えたためである。ISAD(G)の0. Glossary of terms associated with the general rulesにおけるサブファンドの説明においても、組織部署でサブファンドを構成できない場合は、地域、年代、機能、資料の類似性をもとに構成できるとされている[21]。好善社文書の場合は各時代で組織としての有り様の差異が顕著であり、出所が別であるという解釈も可能であると考えた。時期別サブファンドは、史料群すべてを年代ごとに並び替えることで組織のあり方を知る手がかりを失う調査の手法とは異なる。むしろ組織構成に沿った資料の出所を把握できない史料群に対し、時代区分という枠を当てはめてみるのである。以下に採用した時期区分を示す。

- [好善社創立期(第1期:1877(明治10)年-1894(明治27)年)]

1877(明治10)年、ヤングマンが新栄女学校の生徒10名と結成した好善社の目的は社員の相互扶助と伝道活動である。その活動内容は日曜学校、小学校での教育、それに街頭伝道であった。これを第1期とした。

—

- [慰廃園期(第2期:1894(明治27)年-1945(昭和20)年)]

1891(明治24)年前後から好善社の活動の中心は、ハンセン病救済へと移った。初期の慰廃園はキリスト教によるハンセン病患者の魂の救済を唱って活動していた。1899(明治32)年に病院となってからは、中心的な役割はヤングマンから慰廃園監督の大塚正心らに移った。1907(明治40)年以降は全国公立療養所への患者収容を核とした国のハンセン病政策と協力しながら存続した。慰廃園の活動期間であるこれらの時期を第2期とした。

—

- [好善社戦後期(第3期:1945(昭和20)年-1965(昭和40)年)]

太平洋戦争の開戦によって慰廃園は1942(昭和17)年に閉園し、患者は全員、国立療養所多摩全生園へ移った。戦後は藤原鉤次郎が好善社を代表してその活動のほぼすべてを主導した。全国の療養所を訪問するとともに療養所内に礼拝堂を建設する活動に邁進し、1965(昭和40)年までに全国すべての療養所に礼拝堂を建設した。第3期は、慰問・教会堂建設期にあたる時期で、療養所

礼拝堂建設に代表される、戦後の好善社の新たなチャレンジの時期である。

・[100年史編纂資料(第4期:1968(昭和43)年-1978(昭和53)年)]

この時期区分は正確には好善社本体の活動期間に則したのではなく、百年史『ある群像 好善社100年の歩み』の編纂期間にあたる。好善社文書にはこの編纂事業の中で収集または作成された文書が含まれており、資料の利用にあたっては他の資料と判別の必要がある。これらの文書には独立したサブファンド番号4をあたえた。

以上のように、好善社文書は組織の有り様から大まかに4つの時期に分類できる。これらをファンドである好善社文書全体の下にサブファンドとして置くこととした。また、年代不明の資料についてはサブファンド番号9を付与した。

表4 — 好善社文書サブファンド構成

サブファンド番号	サブファンド名	年代
1	好善社創立期(第1期)	1877(明治10)年-1894(明治27)年
2	慰廬園期(第2期)	1894(明治27)年-1945(昭和20)年
3	好善社戦後期(第3期)	1945(昭和20)年-1965(昭和40)年
4	100年史編纂資料(第4期)	1968(昭和43)年-1978(昭和53)年
9	年代不明資料	

### 時期別サブファンドの問題点

上述の時期区分に従ってサブファンドを編成する過程で明らかになった3つの問題について考察したい。

1つ目は、単一の資料が複数の時期にまたがっている場合である。日誌などの記録は組織運営の目的、主体が入れ替わっても継続的に同じ媒体に記されるものがある。この場合、1つの記述単位のデータをコピーして2つ作成してそれぞれのサブファンドに入れることも可能であるが、同一の実体に対し複数のデータを作成することはのちのデータベース化を考えた場合、管理上の支障となることが考えられる。「内容全体からどちらのサブファンドに入れた方が後の研究利用に資するか」を判断の基準とし、片方のサブファンドにのみ入れることが妥当ではなだろうか。目録上においては入れられなかった方のサブファンド下には表示されないが、電子目録であれば史料群全体を(サブファンドを越えて)年代順に並び替えることができるため大きな支障はないと思われる。

2つ目は1978(昭和53)年刊行の100年史『ある群像』のための編纂作業(またはそれ以前に行われた整理作業)で形成された資料の存在である。本来ならば第1期、第2期に含まれるべき資料が、編纂作業の中でひとまとめにされて

いるものがあつた。具体的な例として、過去の文書から特定のテーマに沿つた資料や特定の人物や出来事についての資料をまとめて封筒に入れたものがある。時期別のサブフォンドを厳密に適用するのであれば、封筒の中身を分解し、時期ごとに仕分け、それぞれ別のサブフォンドへ仕分けすることになる。しかしこの場合は封筒ごと第4期として扱うのが望ましいだろう。一般的に組織変遷の過程で現用文書の編成が変更された場合、最終的にアーカイブズが受け入れる時点での最新の編成を適用する[22]。100年史編纂担当者はこれらの文書を現用文書として扱つたわけではないが、作成当初現用だつたものに対して組織構成員が新たな秩序を形成したという点において一般的な方法を踏襲することが妥当と考へた。

3つ目の問題は、年代が不明なアイテム資料についてサブフォンドをどう設定するかである。理論的にはこれらの資料はどの時期別サブフォンドにも入れることができないため、フォンド直下のアイテムとするのが正しい。しかし、空のレベルを0で表す資料番号体系を付与した際にサブフォンド番号が0となり、番号順リストにおいてこれらの「その他」的扱いの資料が最上部に表示される。編成記述の作業の効率と目録として出力した際の見やすさを考へ、年代不明資料には仮想のサブフォンドを設け、前述の通り0ではなく9という番号を付与した。

#### 人為的シリーズによる資料種別表現の可能性

ISAD(G)の第0章、Glossary of terms associated with the general rulesによれば、シリーズは「ファイリングシステムに準じて作成されるか、同一の活動や同一のファイリングの方法の結果一つのまとまりとして維持されているもので、一定の形式を持つもの」と定義されている。好善社文書にも日誌や会計簿など内容の連続性のある資料が含まれており、シリーズレベルとして記述した。しかし、これらの内、はっきりとしたファイリング形式を持つまとまりのある資料は少数であり、大部分は他資料との関連が不明な単独資料であつたため、シリーズとしてまとめられなかつた。これらの多くの資料が時期別サブフォンドの直下に単独のファイルまたはアイテムとして順不同に投げ出された状態で大量に存在することとなつた。

これらの資料に資料種別をもとに一定の秩序を与えグルーピングすることで、階層構造の中での把握を可能にした。ある程度のまとまりがあると思われる資料について、内容種別ごとに「書簡」「建築関係」「イベント関係」「名簿・リスト」などの人為的シリーズを作成し、資料番号にもそれを反映させた。そうすることでエクセルのようなスプレッドシート形式でデータを並べ替へる際や冊子体として目録を印刷した際にも資料を探しやすくなる。たとえば藤原鉤次郎が書いた書簡を検索したいと思つても、藤原鉤次郎という作成者だけをたよりにして検索することは効率が悪い。その点、書簡がひとつのシリーズの下にまとまっていれば検索はしやすい。先述の安藤論文でも、物理的なまとまりを持たなかつた一連の関連資料

に対して目録編成上の概念的サブシリーズを設定している[23]。ただし本来のシリーズはあくまで資料の作成者による資料の整理方法の結果生じるまとまりであるため、資料種別をもとにした人為的シリーズとすることには議論の余地があると思われる。

資料種別については、シリーズなどの階層構造ではなくEAD2002、EAD3の<genreform>タグを使用して表現することも可能であろう。すべての書簡資料に対し<genreform>に「書簡」という語句が入力してあれば、データベース化された目録を検索する際に「作成主体」<origin>との掛け合わせ検索を行うことで目的の資料だけを抽出できる。

ただし、人為的シリーズの使用もしくは<genreform>の使用いずれの場合も、資料種別を表現する語彙を、アーキビストがその場の判断で恣意的に付与したのでは史料群を越えた普遍性を目録に与えることができない。この点、図書館資料においては“Library of Congress Subject Headings”[24]や『基本件名標目表：BSH』[25]など、既存の件名の統制語体系が国際または国内標準として多くの図書館に共有されている。米国アーカイブズ機関において使用されていた語彙集としては1985年にRLG(Research Libraries Group)によって発表された“Form Terms for Archival and Manuscript Control (FTAMC)”[26]がある。アーカイブズおよび手稿資料に特化した資料種別記述のための基本的語彙集で368語からなるが、現在はゲッティ財団(Getty Trust)が維持している“Art & Architecture Thesaurus (AAT)”[27]という、より包括的なシソーラスの中に組み込まれている。アーカイブズ目録記述における資料種別の有用性を尊重するのであれば、これらをモデルに日本においても国内アーカイブズで使用可能な日本語の統制語彙集、シソーラスの作成に着手すべきと考える。しかし、たとえばFTAMCやAATをそのまま和訳しても文化的差異ゆえ日本での使用には適さないであろう。国内資料に適用可能な語彙体系の構築には、多くのアーキビストの協力と長い時間を要するであろう。当面は、個々の史料群に対し、アーキビストがその時に選択し得る最も適切と思われる統一表現された語彙によって資料種別を記述することがアーカイブズ資料の提供と利用に利益をもたらすと考える。

## 5 ——— まとめ

以上好善社文書の調査中、編成と記述を通じて見いだされた問題点とそれらへの対応について、研究ノートの形で報告した。原秩序を失った史料群に対する、編成前の記述の有効性が本調査により確認できた。しかし、より大規模な史料群において編成前にすべての資料を記述することは、多大な労力を要するため、

23 — 安藤正人、前掲註10、203頁

24 — *Library of Congress Subject Headings*, <http://id.loc.gov/authorities/subjects.html> (2014年11月16日閲覧)

25 — 日本図書館協会件名標目委員会『基本件名標目表：BSH』、日本図書館協会、1999年

26 — Thomas Hickerson et al., *Form terms for archival and manuscript control*, Research Libraries Group, 1985.

27 — *Art & Architecture Thesaurus Online*, <http://www.getty.edu/research/tools/vocabularies/aat/> (2014年11月16日閲覧)

現実的ではない。たとえばサンプリングにより抽出した資料のみを記述するなどの工夫が有効かもしれない。アーカイブズ資料の記述と編成はISAD(G)という国際標準の登場で一つの理論的到達を得たと言える。しかし、ISAD(G)が定義するシリーズ・ファイル・アイテムという階層の名称は、組織における文書のファイリング方法をモデルとしており、小規模の個人・家文書においてこれらのレベルの整合性を保つことは容易ではない。目録編成における階層構造の有用性を尊重しつつ資料を整理するためには、作成部署に拠らないサブフォンドや資料の内容情報に基づく人為的シリーズを導入するのが妥当と考える。

ISAD(G)はアーカイブズ目録記述の一般原則を示したもので、これに沿った記述が、そのまま高度な検索に耐えうるデータベース用のデータにはなり得ない。また、より多くのアーカイブズにおいて導入されることを前提としているため、今後これ以上に厳密な記述原則を求めるとは考えにくい。いっぽうxmlによるデータベース化を前提としたEADは、2002年版に次いで近く発表予定のEAD3ではいっそうの細分化によりデータベースとして機能するデータ群の生成を目指しているが、このレベルの記述を実現できるアーカイブズ機関は限られるであろう。まずはデータの粗密にかかわらず史料群の内部で整合性を保った階層構造あるいは統制された語彙の使用による編成と記述を目指したい。もっとも重要なのは目録利用者の便益である。

本調査で適用した人為的シリーズもしくは<genreform>タグにおいて表現される資料種別情報はアーカイブズ資料にとっけきわめて重要な役割を果たすのではないだろうか。図書の書誌データに見られる「書名」「著者名」「出版社」「出版年」のように多くの利用者に予め了解されうる要素が少ないアーカイブズ資料にとって、資料種別による絞り込みは資料検索の鍵となると考える。

好善社文書は家文書・個人文書の様相が濃かったため、調査を通じて典型的な組織資料よりも多くの知見が得られた。今後、さまざまな史料群に対するISAD(G)、EADほかの標準の適用に関する報告が研究者諸氏により活発に行われること、それによってアーカイブズ目録作成に関する議論が厚みを増すことを期待したい。

書評

---

review

# 1

[書評 | review]

## 国文学研究資料館編

### 『アーカイブズの構造認識と編成記述』

National Institute of Japanese Literature, *Archives no Kozo Ninshiki to Hensei Kijyutsu*

橋本陽 | Yo Hashimoto



国文学研究資料館編『アーカイブズの構造認識と編成記述』  
思文閣出版 / 2014年3月 / A5判 / 391頁 / 6,700円 + 税

本書は、国文学研究資料館による共同研究（基幹研究）「近世地域アーカイブズの構造と特質」（2010-2012年）の活動や議論の中で得られた成果をもとに執筆された論文集である。執筆陣は、歴史家でありながらもアーカイブズ学に取り組む研究者たちであり、多くは近世史の専門家である。これは、基礎となった共同研究の対象が「近世地域アーカイブズ」であったことの反映であろう。それに関わらず、本書は近世アーカイブズ以外を対象とした論考を半数ほど載せており、議論に多様性をもたせている。

序論において大友一雄氏により本書で取り組まれた狙いが提示される。それは「個々のアーカイブズの分析と、その理論・動向をつなごうとする試みであり、構造認識を前提に、編成記述に関する新たな展開のための可能性を探る」（4頁）[1]というものである。これを実現するため「構造分析の理論、編成記述の実現に関する研究・報告が充分とは言えない」（4頁）という課題を立て、この解決を図ろうと本書は次に挙げる二つの試みを行っている。それは「出所の組織や機能も曖昧で、いうならばゼロから分析を要する文書群を多くその対象として、構造分析、編成記述の手続きも含めより具体的な議論を試み」ること、「近世・近代から今日連続するような地域文書群、現代の個人文書など多様な文書群をとりあげ議論」を深化させることである（5頁）。「多様な文書群」の中には、現代の組織文書である大学アーカイブズも含まれている。

本稿は、近世史の史料群を対象とする論考がほぼ半数を占める専門書を、主として近現代アーカイブズの編成記述を専門的に学ぶ近世史の門外漢が検討したものである。論文集としての本書の性質から明らかなように一

貫した主題を論じた書籍ではないので、本稿では各論考の内容を紹介し、その都度私見を提示するという形式をとる。最後に本書全体の性格を包括的に論じることとする。紙幅の都合上、筆者にとって関心のある論考に重点が置かれている点についてはご容赦いただきたい。

## 2 ―― 各論考の内容と検討

「第一編 アーカイブズの編成記述 ―― 理論と動向」では「研究・動向の整理、課題の検出などと同時に編成記述の上で前提となる構造分析について理論的な整理」（5頁）が行われる。

太田富康氏（15-41頁）は、「いかに整理記述し、モノそのものをコントロールするべきか」という課題に焦点をあて、それに対して「主として近年刊行されている目録およびweb上の検索システムをとおして、編成記述のわが国における実態と動向を概観し、そこから課題に対する手がかりを考えようとする」（15頁）ことを目的に据える。その対象は、都道府県の文書館と公文書館（以後、一括して文書館）である。太田氏は、自治体文書館で印刷刊行される目録が氏の定義による「収集アーカイブズ」（35頁）のために作成されている事実を指摘する。近世アーカイブズを含む収集アーカイブズは、組織アーカイブズの編成記述と比較して性格が捉えにくく、そのため編成記述に大きな労力を要する。そのコストに見合った成果物として印刷費用をかけてまで目録が刊行されていると太田氏は主張する。そのような収集アーカイブズの編成記述の難易度を和らげるため、一つの提案がなされる。青山英幸氏の考え[2]を敷衍し、サブ・フォンドとシリーズを柔軟に解釈する一方で、太田氏が必ず存在すると考えるフォンドとアイテムの記述を標準化させ、同一出所の分散管理や横断的検索を可能にし、史料のコントロー

ルを達成するというものである。

この論考には、ISAD(G)の理解について留意すべき点が二つある。まず、太田氏は、ISAD(G)を「組織性を基本とする編成のうえにたつての記述を前提」(18頁)としているが、ISAD(G)には管見の限り一言もそのような言及はない。実際、ISAD(G)の第二版のAppendix Bには、John Smith FondsというPersonal Fonds、つまり個人文書のフォンドの記述例が挙げられているし、Papiers Bazaineに至っては、1808年という古くからの資料を含む個人文書の例である[3]。ISAD(G)自体においてこのような組織性に乏しい個人資料の事例が示されているため、太田氏の見解が当を得ているように思えない。この指摘は、後述する柴田智彰氏と加藤聖文氏にも当てはまる。次に、ISAD(G)では記述について、「一般から個別へ進むという原則が、フォンド尊重原則の実践の結果である」と述べられており[4]、アイテム記述がシリーズやファイルのそれよりも先行する日本とは、その想定する編成記述の方法論がかなり異なっていることに注意すべきである。サブ・フォンドとシリーズを柔軟に設定するにせよ、原則として記述は、フォンドからアイテムへという順序を経るという立場をISAD(G)はとっている。日本において太田氏の議論は有効であることは間違いないが、以上のような前提条件については言及が欲しかった。

柴田智彰氏(43-70頁)の論考では、アーカイブズ編成が理論的に考察される。氏の考えによれば、「アーカイブズの内的秩序は、連続性と組織性から構成され」ており、その「編成論は、理論から実践にいたるまでを四つのステージで検討される」そうである(43頁)。柴田氏の定義する連続性の内的秩序とは「同一機能から作成された文書の連続性」であり、組織性の内的秩序とは「出所の機能分化

を反映した文書群全体の組織性」を指し、前者からはシリーズによる、そして後者からは階層構造による目録編成がなされる(45頁)。以上の前提に立ち、本論は第一ステージであるアーカイブズの内的秩序の構成理論の検討を試みる。ドイツの数学者であるヘルマン・ミンコフスキーの理論を取り入れながら、それぞれ連続性の文書反映率と組織性の文書反映率を指すDC率とDO率を数式によって表現し、ここに保存管理率なるKを掛け合わせ、文書群に残る内的秩序の割合を表す公式を定める。さらに、内的秩序には潜在性と顕在性があり、両者は内的秩序の接近に相当する構造分析に影響すると述べられる。構造分析にも、外部的構造分析法と内部的構造分析法の二つが存在し、これらを駆使することで、柴田氏によれば本来の内的秩序である文書作成時に自然発生する第一次的秩序への接近が可能となると主張される。

柴田氏の主張は、アーカイブズ編成論を研究する筆者にとって非常に興味深い。しかし、その難解さゆえに氏の豊かな思想が伝わりにくい。原因は、全員が共有できるような基礎的な知識から議論を発展させていない点にあり。例えば、シリーズの通常の意味は、本書の他の執筆者がISAD(G)から引用するように、「一つのファイリングの体系に沿って配列された、または一つの単位として維持された諸文書」であり、その生成された要因として「同一の集積過程もしくは同一のファイリングの過程、または同一の行為から生じた；同一の形態をもつ；作成、受領、使用に起因するその他何らかの関係性があった」という三点が挙げられる[5]。しかし、柴田氏はシリーズの定義を「同一の機能から作成された文書群の連続性」へと発展させている。また、柴田氏の言う第一次的秩序は「記録連続体」、つまりオーストラリアのRecords Continuumの

Creationに相当すると述べた上で(61頁)、この段階はメタデータの有無に関係がないという見解が提示される。しかし、Records Continuum を応用する研究者は通常、Creationの段階からのメタデータ付与を想定しており[6]、ここでも概念を独自に発展させている。このように議論が難解である問題の一因は、柴田氏が独自に発展させた定義と概念を議論の前提としている点にある。上で指摘したような基礎的な知識を柴田氏が知らないはずはなかろう。ミンコフスキーの理論の応用について見せた[7]ような基礎的な定義を出発点とする議論があれば、読み手の理解は明瞭になったであろう。しかし、理論の問題をここまで直接的に論じた論考は日本に数少なく、その価値は相当に高い。なお、出所の原則と原秩序尊重の原則は近現代行政整理から生み出された(64頁)という記述については、ダッチ・マニュアルの著者たちやヒラリー・ジェンキンソンが前近代の史料に力点を置いていた事実があるため[8]、誤りであることを付言しておく。

森本祥子氏(71-96頁)は、シリーズ・システムの基本を明快に説明する。さらには、恩給裁定原書という日本の史料を用いた適応事例も紹介しており、シリーズ・システムを使い史料を整理しようと試みる者にとって、必読とも言べき論考の一つである。今後は、森本氏の提示したモデルに従ったコンピューターによる検索手段の開発が期待される。

第二編は「アーカイブズの構造認識と編成記述論」であり、編成記述のケース・スタディを論じている。最初の三本は近世史の、後の二本は近現代の文書群を取り扱う。

近世史の史料群では、渡辺浩一氏(99-119頁)と西村慎太郎氏(121-147頁)が、史料群から確認できる組織をサブ・ファンドとして、サブ・ファンド内から確認できる機能を反

映する文書の集合をシリーズとして設定することで、近世の史料群を編成記述する過程を具体的に提示する。工藤航平氏(149-180頁)は、家がいくつかの町村を貫いて組合村の運営に関わることを機能として捉え、第一階層をサブ・ファンド、第二階層をシリーズ、第三階層を内容別に分類して整理し、各地域の特質を踏まえた編成項目を設定することを主張する。

諸論考ともに、近世の史料群の性質に応じた対処法を述べており、同様の問題に直面したアーキビストには非常に有用である。しかし、柴田氏と共通する問題であるが、ファンドを組織、シリーズを機能と解釈した前提条件が語られることはない。また、渡辺氏は太田氏も言及した青山氏の論考を議論の基礎に据え機能による編成を提唱しているが、青山氏の議論の根拠までは調べていないように見える。青山氏の機能編成論の根拠の一つとなっているCaroline Williams氏の論によれば、出所別の編成が不可能である場合には、機能別に資料群を編成することでサブ・ファンドに相当するサブ・グループとシリーズを一貫して編成することが可能となり、またそれはISAD(G)の主旨とも合致すると述べられる[9]。つまり、機能別編成は二次策であると説明されているのであり、どんな資料群に対しても機能別編成を施していいわけではない。もちろん、渡辺氏が取り扱った資料群を機能別に処理したことは間違いなく適切であったろうが、資料群の特質からだけではなく、アーカイブズ学一般の議論について今一歩踏み込んだ上で、機能を重視する選択肢をとったと述べられれば、その正当性をより明確に示せたと思われる。ファンドとシリーズについてあまり言及のなかった他二稿も同様である。

近現代の史料群について述べるのは、加藤聖文氏(181-199頁)と清水善仁氏(201-225

頁)である。加藤氏は、近現代個人文書の編成記述を二つの史料群を素材として挙げつつ論じる。海外の事例も紹介しながら、シリーズを編成の柱に据えたプラグマティックな方法論を提示する。ここで挙げられる役職、業務、活動による編成案は、アメリカにおける個人文書の基本的な処理方法と合致しており[10]、氏が言うような精緻すぎる目録を作成する日本の状況に新たな視点を与えるもので興味深い。加藤氏とは対称的に、清水氏は組織文書である大学の史料群を取り扱う。京都大学を事例として、「大学組織の機能分析と大学文書群の編成記述に関する考察、アーカイブズ編成の理論と実践における機能別編成の可能性を模索」(202頁)している。京都大学の文書を組織アーカイブズと収集アーカイブズに大別し、それぞれに対する編成記述法を検討している。前者は、渡辺氏と同様に青山氏の考えをもとにフォンドとサブ・フォンドを組織別に、それ以下を機能で分類し、後者は加藤氏と同様の手法をとることを推奨している。気になった点を挙げれば、清水氏もまた基礎的な用語を本来の意味から発展させた形で利用していることである。例えば、太田氏のように組織アーカイブズと収集アーカイブズを元々の定義から異なった意味で解釈したことへの言及がない[11]。フォンドレベルに事務文書、個人・団体文書などが設定されている点も、元来のフォンドの意味と乖離している(220頁)。また、個人的に期待していたのは、アメリカの大学アーカイブズを大きく進化させたHelen Samuels氏の議論[12]の日本への適応であった。彼女に対する言及が一切なかったのは、大学アーカイブズの論考としては聊か惜しいという感想をもった。

第三編は「近世の記録管理とアーカイブズ」として、「組織・機能の構造分析、編成記述の実現にかかわり、文書群または個々の文

書をいかに理解するべきか、発生母体の性格・活動、記録管理、文書認識、料紙使いなどの観点から検討した」(9頁)のものである。史料群を取り巻くコンテキストの分析に焦点があてられる。

大友一雄氏(229-257頁)は、転封が大名のもつ記録にいかに影響したかを描く。西向宏介氏(259-289頁)は、近世と近代における商家の記録管理の有様を追求し、それを公的・私的領域の中に位置づけている。山崎一郎氏(291-317頁)は藩士家文書、特に御判物・御証文が、いかに保存管理されてきたかを論究する。東昇氏(319-344頁)は、神人文書を取り扱う。管理主体の身分変化とそれに伴う文書の移動の分析を通じて、それらと神人身分・文書認識の関連性を明らかにしている。この中では、特に山崎氏の論考にあった十四の主題と十五の櫃で管理された寄組堅田家の文書群が、物理的に原秩序を表したと想定可能な事例で興味深い。第三編最後の青木陸氏(345-387頁)は、近世期の史料群を対象として保存科学を用いた素材の分析を試みる。非破壊調査方法を導入し、史料の形態別に科学的な分析を行い、それを編成記述に応用するための展望を示す。近世史と保存科学に精通した青木氏ならではの論考であり、今後の研究が待ち望まれる。

以上、後半は駆け足で本書を概観した。最後に本書全体を論評する。

### 3 — おわりに

本書のキーワードの一つに「構造」が挙げられる。しかし、幾度となく使われるこの単語について、本書における意味が明示されることはない。始めは原秩序をイメージしたのであるが、その理解はどうやら違ったらしい。原秩序尊重の原則とは、ICAの定義によれば、

既存の関係性と証拠的重要性、およびアーカイブズの作成者の検索手段の有用性を保存するため、一つの出所のアーカイブズはその作成者が設けた配列を保持するべきだという原則<sup>[13]</sup>

である。この定義の中から構造に該当する箇所を求めれば、それは「(アーカイブズの)作成者が設けた配列」であろう。本書の事例では、先述した寄組堅田家の文書群のもつ秩序が想起される。しかし、本書の論者の多くは、構造をアーカイブズの作成者が果たした機能として捉えているように見える。むしろ、その作成者がそもそも機能別に記録を配列していたという保証がないことは充分に認識されているのだろう。本書が向き合った課題の一つには、秩序のない、あるいは残っていない史料群の編成が挙げられていた。従って、その編成は、原秩序の復元ではなく、アーカイ

ブズ作成者の有した機能を綿密な内容及びコンテキストの研究から導きだし、その機能に合わせて史料を配列し直すという過程となる。この機能の中に見出される構造は、文書群固有の配列を示す構造とは区別されるはずである。このような見解が本書の「構造」の概念に合致しているかどうか定かたではないが、間違いなく本書の支柱ともいべきこの言葉について説明がないため、読み手として議論の前提を共有することに苦勞した。同様のことは、アーカイブズ学の術語を本来とは発展させた意味で論じる幾つかの論考にも当てはまる。

とはいえ、本書には、明確な秩序のない文書群の具体的な処理手順を多くの事例とともに提示する力作が揃っており、それらは日本の編成記述論の到達点を表している。本書が編成記述を担当するアーキビストにとって座右の書となることは間違いない。

1 — 本書の引用箇所は(○頁)と記す。

2 — 青山英幸「国際標準 (ISAD (G) 2nd/ISAAR (CPF) 2nd/ISDF) による組織構造体と機能構造体としてのフォンドの統一的把握 — アーカイブズ・レコード・マネジメントにおけるアーカイバル・コントロール構築のために」、『アーカイブズ情報の共有化に向けて』、岩田書院、2010年、123-160頁

3 — International Council on Archives, *ISAD(G): General International Standard Archival Description, 2nd ed.*, Ottawa: ICA, 2000.

4 — 同上、p.8

5 — 同上、p.11

6 — 例えば、McKemmish, Sue, Glenda Acland, Nigel Ward, and Barbara Reed, 'Describing Records in Context in the Continuum: The Australian Recordkeeping Metadata Schema', *Archivaria*, vol.48, 1999, pp.3-37

7 — 但し、ミンコフスキー論文の出典が論文名は日本語でありながら書誌情報がドイツ語で記されている点(69頁)については不可解である。

8 — Cook, Terry, 'What is Past is Prologue: A History of Archival Ideas Since 1898, and the Future Paradigm Shift', *Archivaria*, vol.43, 1997, pp.20-26. なお、この塚田二郎氏による日本語訳は、『入門アーカイブズの世界 — 記憶と記録を未来に』、日外アソシエーツ、117-186頁、に載録。

9 — Williams, Caroline, *Managing Archives: Foundations, Principles and Practice*, Oxford: Chandos Publishing, 2006, p.78

10 — Roe, Kathleen, *Arranging and Describing Archives and Manuscripts*, Chicago: Society of American Archivists, 2005, p.59

11 — 太田氏の論考は、注3(35頁)においてこの点を正確に指摘しており、対称的である。

12 — 代表的なものに、Samuels, Helen, W, *Varsity Letters: Documenting Modern Colleges and Universities*, London: Scarecrow Press, 1998.

13 — International Council on Archives, ICA Terminology Database, 'Respect for Original Order', <http://www.ciscra.org/mat/termdb/term/311>, (2014-10-06アクセス)

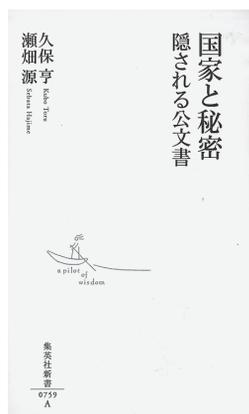
# 2

[書評 | review]

## 久保亨・瀬畑源『国家と秘密——隠される公文書』

Toru Kobo, Hajime Sebata, *Kokka to Himitsu: Kakusareru Koubunsho*

青木祐一 | Yuichi Aoki



久保亨・瀬畑源『国家と秘密——隠される公文書』集英社新書 / 2014年10月 / 新書判 / 206頁 / 720円 + 税

戦争は平和なり  
自由は隷従なり  
無知は力なり[1]

本書は、2013年12月6日に成立し、2014年12月10日の施行を前にした特定秘密保護法に対して、緊急出版された書である。著者の瀬畑氏は日本近現代研究者であるが、宮内庁書陵部を相手取って公文書の公開請求訴訟を起したことをきっかけに、公文書管理や情報公開制度についてブログや著書などで積極的に情報発信をしている若手の論客である[2]。一方の久保氏は、中国近現代史研究者であり、2013年より歴史学研究会委員長をつとめている。

一連の特定秘密保護法をめぐる議論を通じて、公文書管理法という法律の存在が、少しは世に知られるようになった。特定秘密保護法については、情報漏洩に対する罰則規定の部分ばかりがマスコミでは取り上げられがちだが、そもそも国の公文書管理・情報管理全体の中での「秘密」の位置づけが議論されなければならない。そうした基本的な議論を整理した初めての書といえる。公文書管理と情報公開制度の全体像を示した解説により、特定秘密保護法のいったい何が問題なのか、そして国家の情報管理と秘密、民主主義との関係について、初心者でもわかりやすい本にまとまっている。

本書の主張は以下の3点に尽きるだろう。

- 特定秘密保護法は欠陥だらけの法律であり、即刻廃止すること
- 政府の公文書管理制度、情報公開制度の適正な運用と拡充を目指すこと
- 公文書管理の司令塔として国立公文書館に強い権限を与えること

著者は、歴史学研究者としての立場から公文書管理制度、情報公開制度、特定秘密保護法の3者の関係について解説している。本書の主張を紹介しつつ、上記の点についてアーカイブズ学の立場から、またアーキビストとして立場から視点を提示していきたい。

## 2 — 本書の内容

序章「もともと秘密だらけの公文書——情報公開の後進国日本」(久保)では、本書の問題意識として、公文書管理法の施行によってようやく途についた日本の公文書管理制度に逆行する特定秘密保護法がなぜ制定されたのか、その理由を歴史的に位置づけている。そもそも、特定秘密保護法以前の問題として、日本において歴史的に、公文書をはじめとする情報がいかに公開されてこなかったか。日本の省庁ではこれまで、保存されるべき公文書が体系的な基準に基づいて選別され、公文書館へ移管されてこなかった。それに伴い、水俣病や薬害エイズ事件といった国民生活に大きな影響を及ぼす局面で、公文書が活用されることはなく、被害を拡大させる結果を招いた。さらに遡れば、戦前の満州事変とその後の太平洋戦争、戦後の沖縄返還密約、福島第一原子力発電所事故など、政府は一貫して情報隠しを続け、国民生活と「国益」を大きく損なってきたと指摘する。また、公文書館整備と情報公開法制定の面でも、他国に大きな遅れをとってきた。こうした「二周遅れ」の日本において、2001年施行の情報公開法、2011年施行の公文書管理法により、行政情報の保存と公開に関する仕組みがようやく整えられた。その矢先、特定秘密保護法が強行成立された。情報を秘匿し続ける政治権力は際限なく暴走するものであり、それは歴史が証明している。そこで本書は、公文書管理と情報

公開に関する国の現行制度を確認し、特定秘密保護法との関係を、同法の廃止を展望しつつ今後の方向性を考察していく。

第1章「捨てられる公文書——日本の公文書管理の歴史」(瀬畑)では、明治維新以降、1971年の国立公文書館設置に至るまでの、日本の公文書管理の歴史について語られる。敗戦直後の公文書の焼却処分、それは決して戦時体制だけがもたらしたのではない。帝国憲法下、官僚機構は公文書を「自分たちのもの」としてのみ認識し、「自分たちの都合」で廃棄し続けた。国民に対する「説明責任」という考えをもたない姿勢が、敗戦時の文書焼却や隠蔽を支え、ひいては「無責任の体系」を作り上げていったとする。その意識は敗戦後も変わることなく、省庁機構とともに連綿と引き継がれた。加えて、「行政効率化」の名のもとに、不要文書の大量廃棄が行われた。その際に適切な「選別」が行われたかどうかは甚だ疑問であり、多くの重要な文書が廃棄された可能性を指摘する。

以上のような歴史的な経緯について、異論はない。しかし、官僚にとつての文書の価値とは、あくまでも「現用」としての価値である。「歴史的」な視点をもって日常業務の中で文書を見る官僚はいないはずである。この点については、最後に改めて述べたい。

第2章「情報公開法と公文書管理法の制定」(瀬畑)では、日本の情報公開法と公文書管理法制定までの過程を述べる。そもそも行政機関は自らが保有する情報を隠そうとする志向があり、それをオープンにしていくのがジャーナリズムや市民活動の役割である。こうした情報公開運動によって、米国では情報自由法が1966年に制定され、その後も絶えず政府が保有する情報へのアクセスが見直されてきた。一方の日本において、情報公開制度に対する政府の取り組みは極めて消極的

であり、法律としての整備は地方における情報公開条例制定の動きに後押しされるような有り様であった。では、情報公開法と公文書管理法によって、国の公文書管理と情報公開は果たして進展したのか。この点に著者は大きな疑問を投げかける。例えば、政策決定過程を示す文書の不存在、保存期限満了文書の大量廃棄、国立公文書館の独立行政法人化、そして文書の不作成・不存在。著者は法律に基づいた公文書管理制度が根付くには、最低10年はかかる予想する。官僚機構に対する監視体制の存在、市民との適度な緊張関係、せめぎ合いこそが、適切な公文書管理と情報公開をもたらすということだろう。

第3章「現代日本の公文書管理の実態と問題点」(瀬畑)では、公文書管理法について解説する。公文書管理と情報公開は「車の両輪」と言われる。つまり、きちんと公文書が作成・保存されていなければ、提供されるべき情報へのアクセスは保証されないということである。本章では、公文書管理法の条文を紹介しつつ、公文書の管理の面と、閲覧(公開)の面を中心に解説する。まず、管理面からは、意志決定に至る過程を明らかにするための文書作成義務、レコードスケジュールの設定、管理状況の報告義務や文書管理規則の統一化といった取り組みについて述べる。その上で、文書の作成から保存・廃棄までに至る、全ての過程にわたる適切な管理の仕組みと、それを監視する人員体制の必要性について指摘する。また、公文書を閲覧する方法について、情報公開法の対象である現用文書と、公文書管理法の対象である「国立公文書館等」での「特定歴史公文書等」の閲覧手続きの違いについて解説する。両法により公文書は以前と比べて飛躍的に公開されるようになったが、まだまだ問題はあつた。それは閲覧制限の問題である。情報公開法におけ

る不開示規定は広範囲に及ぶ。また、公文書管理法に基づく公開審査には「時の経過を考慮する」という条文(第16条第2項)があるが、外交防衛や公安関係情報については厳しい不開示規定や、移管元省庁の意見に左右される余地もあり、何年経っても公開されない可能性が高い。この点については、保護すべき情報を見極めつつ、できる限り公開の範囲を広げるべく努力するのがアーキビストの仕事であると評者は考えるが、特定秘密保護法の下での公開業務は非常に大きく困難な問題となることが予想されるだろう。

ここではいくつか指摘しておきたい。公文書管理法によって文書の作成方法は変わったのか、統一的な文書管理規則の設定によって文書管理は改善したのか、ひいては文書管理をめぐる「組織文化」は変わったのか、こういった点について、単なる条文上や数字上だけではなく、現場における具体的な業務遂行の場面まで踏み込んだ検証が必要である。また日本の場合、なぜ情報公開制度が先行して法律化され、公文書管理制度が後追いになったのか、こうした歴史的な経緯についても検討が必要だろう。

第4章「公文書館の国際比較」(久保)では、海外諸国と日本の公文書館の状況について、歴史的経緯を踏まえながら比較される。欧米諸国の公文書館は市民革命によって近代国家が成立し、普通選挙を通じて民衆が政治に参加する過程で成立した。著者が利用したイギリスのナショナル・アーカイブズでは、ひとつの政策決定過程で作成された文書が、意思決定の流れに沿って系統的だった「文書の束」として保存されており、歴史学研究に役立つという。また、イギリス、フランス、アメリカにおける、公文書館の強い権限や選別システム、人材育成制度の存在を指摘する。一方で、近年のアーカイブズ学において

実務面での理論を牽引する、オーストラリアやカナダといった国々への言及はない。また、中国の王朝以来の歴史編纂の伝統と共産党一党支配下における公文書館制度、韓国やベトナムといったアジア諸国における独立を契機とした公文書館の設立経緯についても述べる。その上で、日本の立ち後れた状況について、欧米諸国で起こったような市民革命も、アジア諸国で展開されたような独立運動も経験せず、中国のような専制王朝の伝統もなかった近現代の日本において、公文書館の設立と整備が遅れたのはある意味で避けがたいことだったかもしれないとする。

評者が考えるに、日本以外の諸外国に見られるのは、明確な「アーカイブズ政策」とでも呼ぶべきものの存在である。日本の公文書管理と公文書館制度は、まずはこれまでの歴史的経緯を克服するような「アーカイブズ像」を構築するところから始めなくてはならないのかもしれない。

第5章「特定秘密保護法と公文書管理」(瀬畑)では、特定秘密保護法の解説を加えつつ、公文書管理の観点から同法の問題点について指摘する。著者のとる立場は、国家における秘密指定制度は「必要悪」という考え方である。情報には軽重があり、必要最低限の人間しか取り扱うことができない情報が存在するのは当然で、それが情報のアクセス制限である。しかし、特定秘密保護法には、秘密指定の基準・期間や手続き、監視機関の不存在、公文書管理法とのあいまいな関係、国立公文書館への移管といった観点から、大きな欠陥があると指摘する。著者は、秘密とはあくまで「例外」であり、それ以外の情報は積極的に公開する、という明快な原則を提示する。その上で、特定秘密保護法の運用に対する「監視」や「検証」の機能を担保することが制度の肝の一つであり、公文書管

理法と情報公開法に同法を無害化するヒントがあるとする。

おわりに「公文書と共に消されていく行政の責任と歴史の真相」(久保・瀬畑)では、2013年12月の強行成立以降の特定秘密保護法をめぐる動きについて紹介した上で、同法には未だに極めて重大な問題点が多く存在することを改めて指摘する。その上で、情報公開の後進国である日本は、一日も早く特定秘密保護法を廃止するとともに、情報公開と公文書管理の徹底、そして公文書館の拡充整備を実現することこそが、国民主権を保証していく道であると締めくくっている。

### 3 — 本書の意義と課題

本書は、これまでの日本で公文書の管理が諸外国に比べていかに杜撰であり、国民の目から隠蔽されてきたのか、歴史的な経緯を説明する。そうした「遅れた国、日本」の状況が、情報公開法や公文書管理法の施行によりようやく少しずつ改善されてきたにも関わらず、この流れに完全に逆行するのが今回の特定秘密保護法である。そして、後世に歴史を検証するためには単なる「結果」だけではなく、なぜその結論に至ったのかという「経過」をきちんと記録として残すべき事、そして国立公文書館に公文書管理全体を見渡す強い権限を持たせることを提言する。特定秘密保護法に照準を合わせ、公文書管理法、情報公開法との関係を整理した初めての書である。特定秘密保護法の施行を前に、問題点を的確に指摘した緊急提言としての意味合いと、公文書管理法の普及と情報公開制度の拡充を目指している点で、広く国民一般に読まれるべき意義深い書であると確信する。

一方、本書の立場は歴史学研究者としての主張であり、評者が立脚するアーカイブズ

学、またアーキビストとしての立場から、以下にいくつかの課題を指摘しておきたい。最も大きな点は、公文書館やアーカイブズに対する両者の認識の差ということになるだろう。

まず1点目は、文書の残り方に対する見方である。著者は、「自分たちに必要のない文書は捨てる」というのは、彼ら(官僚、評者注)にとってごく当たり前の発想」(37頁)というように、繰り返し官僚の文書に対する意識を批判する。しかし、そもそも官僚とは「現在の価値」でしか物事を判断しないものであり、それは業務を遂行する上で当然のことである。文書の一次的価値とは現用段階での価値であり、官僚に「歴史的な意識を持って仕事をせよ」というのは無理な話であろう。また、文書の要不要という選別の問題と、情報の隠蔽という問題は区別して捉える必要はないだろうか。現在のアーカイブズ学における評価選別論も、記録を生み出した組織や機能を重視しており、決して「歴史的価値」のみを基準としているわけではない。上記のような官僚機構の性質を踏まえた上で、文書管理には過去と未来を見据えられる視点を持った専門職、つまりアーキビストが必要ということになる。

2点目は、「政策決定過程を示す文書」についてである。「後世の歴史研究者が知りたいのは、その政策がどのようにして決まったのかという「過程」なのですが、決まったことに則って行政が行われる以上、それを決めるまでの文書は、不要なものとして捨てられることが多かったのです」(43頁)、というように、「政策決定過程」が記録された文書が残されていないことを指摘する。これも上記の点からすれば、文書管理の現場においてごく日常的なことと言える。もちろん、意思決定過程の記録が全く存在しないとか、議事録の不存在などは問題外である。公文書管理法で意志決定過程を示す文書の作成が義務づけられた

以上、「文書の作られ方」にアーカイブズ側がどこまで介入できるのかが問題となる。日本には稟議制という意志決定、決裁のシステムがある。例えば、どのような形で文書が残されていれば歴史的な検証が可能となるのか、歴史学研究とアーカイブズ学研究的相互対話を通じた検討が必要であろう。

3点目は公文書管理に関する「遅れた国、日本」という見方である。確かに日本は公文書館制度という「公開」の面で他国に大きく遅れをとっていることは紛れもない事実である。しかし、それをもって公文書管理のあり方自体が「遅れている」と評価されるかどうかは、もう少し歴史的な検証が必要ではないだろうか。明治政府以降、系統的に文書が保存されていた局面もある以上、日本の公文書管理制度自体が全ての面において「遅れている」という評価を下すのは尚早であろう。日本の公文書管理制度について、歴史的な面を含めてさらなる研究の積み重ねが求められる。

4点目は、著者をはじめとする歴史学研究者への要望である。歴史学研究者には公文書や公文書管理制度、公文書館やアーカイブズに対して、もっと関心をもっていただきたい。公文書や公文書館を積極的に利用していただいた上で、より良い公文書管理、公文書館制度の実現ために意見を出し、力を貸していただきたい。しかしここで注意しなければならないことは、歴史学研究のためだけに公文書やアーカイブズがあるわけではないということである。歴史学研究者は利用者層の一つであるとともに、「最大の顧客」でもある。本書全体を通じて、公文書の利用者としての歴史学の立場からの意見と、特定秘密保護法に対する市民的・社会的な立場からの批判が混在しているような印象を受けた。うがった見方をすれば、歴史学研究に必要な文書が残されているか否かのみに関心があるようにも受け取られかねない。

い。歴史学研究者は公文書館やアーカイブズのよき利用者であり、理解者であり、応援団であってほしいというのが評者の立場である。

#### 4 — おわりに

最後に、評者の特定秘密保護法に対する考え方について述べておきたい。本書の第5章で提示されている通り、

- ① 秘密はあくまで「例外」として最小限に絞り、それ以外の情報は積極的に公開する
- ② 秘密に指定した文書は、指定が不要になった時にはそれを解除し、検証に資するために公開する

という大原則(160頁)に、評者も諸手を挙げて賛意を示したい。この原則は、情報公開法や公文書管理法においても同様であるはずだが、実際の現場では必ずしもそうになっていないことは、みなさんもよくご存じの通りである。情報公開法(第5条)でも、公文書管理法(第16条)でも、行政文書および特定歴史公文書等は開示・公開が原則であり、不開示・非公開となる情報は例外という位置づけである。しかし、未だに現場レベルでは、個人情報・法人情報などを無条件に「非公開(不開示)にしなければならない」といった誤った解釈をしばしば耳にする。運用における「原則」と「例外」の逆転現象は、行政機関においてよく起こり得る現象である。それは何故か? 官僚の行動原理には、常に際限のない「恐れ」、リスクを回避しようとする志向が働く。特定秘密保護法の最大の欠陥は、秘密を最小限に限定する仕組みがないことである。彼らが「リスク」を冒すことなく、安心して情報を公開できるような保障が与えられない限り、私たちの望むような情報公開制度は成立しないであろう。つまり、今回の特定秘密保護法

は、官僚と市民を「桐喝」し、「脅迫」するもの以外の何者でもないと言える。その意味で、この法律は「向いている方向」が間違っているのである。

残念ながら今回の特定秘密保護法をめぐる議論の中で、アーカイブズ学界として必ずしも積極的な議論が行われたわけではなく、自らの問題として捉える危機感も薄かったと言わざるを得ない<sup>[3]</sup>。その意味でも、歴史学研究的立場から提言された本書の意義は実に大きい。

冒頭に掲げた『1984年』の世界。それはまさに、国家によって国民に知らされる情報が

完璧にコントロールされ、記録と歴史を都合良く書き換えることによって社会の秩序を維持している世界である。記録と歴史に携わる私たちが、果たしてそのような社会の出現を見ることになるのか、まさにそこが問われている。

日本は情報に関する法律の整備が後手後手にまわり、かつバラバラで、整合性がとれているとは言えない状況である。公文書管理、情報公開と適正な秘密保護、この3者が成り立つ「最適解」を求めて、歴史研究者、アーカイブズ学研究者のみならず、各方面における議論が重ねられ、政府に対する強い圧力となっていくことを期待する。

1 ——— ジョージ・オーウェル『一九八四年[新約版]』、早川書房、2009年7月

2 ——— 「源清流清」(<http://h-sebata.blog.so-net.ne.jp/>)、『公文書を使う:公文書管理制度と歴史研究』、青弓社、2011年

3 ——— 日本アーカイブズ学会は2013年11月15日に『特定秘密保護法案』に対する意見表明(<http://www.jsas.info/modules/news/article.php?storyid=148>)、記録管理学会は2013年11月25日に「特定秘密保護法案に対する記録管理学会緊急声明:公文書管理制度と基本的人権の観点から」(<http://www.rmsj.jp/緊急声明-2013-11-25/>)を、いずれも会長名で発表している。一方、歴史学研究会ほか9者は2013年10月30日に「特定秘密保護法案に対する歴史学関係者の緊急声明」、11月22日に「第2次緊急声明」を(<http://rekiken.jp/announcement201311.html>)、歴史学研究会委員会は2013年11月1日に「特定秘密保護法案に対する反対声明」(<http://rekiken.jp/appeals/appeal20131101.html>)を発表している。



総理官邸前、国会周辺で抗議する人々  
(2013年12月～2014年7月)

# 3

[書評 | review]

## 山本清『アカウンタビリティを考える—— どうして「説明責任」になったのか』

Kiyoshi Yamamoto, *Accountability wo Kangaeru: Doushite "Setsumei Sekinin" ni Nattanoka*

中臺綾子 | Ayako Nakadai



山本清『アカウンタビリティを考える——どうして「説明責任」になったのか』  
NTT出版 / 2013年3月/四六判 / 248頁 / 2,600円+税

「accountability(アカウンタビリティ)」と「説明責任」。この二つの言葉の差異を、みなさんは説明できるだろうか。評者はずっとこれらは同じ意味だと思っていた。改めて『広辞苑』を引いてみると、「アカウンタビリティ」は「①財産管理の受託者がその委託者に対して負う会計上の責任。(中略)会計責任。②企業・行政などが自らの諸活動について利害関係者に説明する責務。説明責任。」と解説されているが、多くの方は②の意味しか知らないだろう[1]。新聞やニュース等でも②の意味で使用されることが多いように思う。また「説明責任」は「アカウンタビリティ-2に同じ。」とある。アカウンタビリティの持つ②の意味が社会に広く浸透し、説明責任との使い分けがなされてこなかったことで、評者はアカウンタビリティと説明責任を同一のものとして捉えていたのだろう。しかし、「accountability=説明責任」という図式に疑問を投げかけ、アカウンタビリティについて多角的かつ詳細に検討する書籍が出版された。本書『アカウンタビリティを考える——どうして「説明責任」になったのか』である。

accountabilityが説明する責任でないとする、その正体は何なのか。アーカイブズ学にとって、「アカウンタビリティ」および「説明責任」は学問を考える上で重要なキーワードである。なぜならアーカイブズはアカウンタビリティ・説明責任を果たす「証拠としての価値」を有すると考えられているからだ。アーカイブズ学を学ぶ者は、アカウンタビリティとは何かを理解しておく必要があると思い、本書を手にとった。

本書の構成は以下の通りである。

---

はじめに

- 第1章 なぜアカウンタビリティが重要なのか
- 第2章 どうして「説明責任」になったのか
- 第3章 アカウンタビリティとは何か
- 第4章 アカウンタビリティの諸理論
- 第5章 アカウンタビリティはどう機能するか
- 第6章 アカウンタビリティにおける監査を考える
- 第7章 アカウンタビリティのインパクト
- 第8章 日本社会におけるアカウンタビリティ
- 終章 アカウンタビリティの現代的課題

あとがき——「アカウンタビリティ学」へ向けて

---

評者は本書を理解するために、全体を3つに分割した。問題を提起しアカウンタビリティを概説する「はじめに」から「第4章」までが第1部、より深く詳細にアカウンタビリティを検証する「第5章」から「終章」が第2部、頁にすると少ないが、著者が現代社会に合致した「アカウンタビリティ学」を提唱する「あとがき」が第3部である。本書は、読者を政治・行政・企業経営の関係者ならびに政治学・行政学・公共政策を学ぶ大学生と想定している。歴史学とアーカイブズ学しか学んだことのない評者にとって、本書全体を隈なく紹介・批評することは非常に荷が重いこと、またアカウンタビリティと説明責任の違いを理解することが評者の主目的であるという理由から、本稿では「はじめに」から「第4章」まで——つまりは概説部分——を中心に紹介することをご了承ください。

「はじめに」では、著者の主張が端的に述べられている。すなわち英語の「accountability」(カタカナ用語では「アカウンタビリティ」と、日本における「説明責任」はイコールではないということ

だ。著者は、accountabilityには「自己の行為を説明し正当化する義務で、説明者はその義務を的確に果たさない場合には懲罰を受ける可能性を持つ」(下線は評者)という意味があるが、説明義務や説明責任と日本語に言い換えられた途端、原語の意味は関係者に事情を説明する責任という意味合いになってしまうと述べ、アカウントビリティが説明責任に置き換わる過程で日本語文脈に変質し、英語圏以外の国と比較して独自の発展を遂げていると指摘する。加えて、国際社会と付き合っていく上で、日本語を母国語とする人間はアカウントビリティの意味や機能を正確に理解することが必要だと強調する。

著者は、様々な問題を説明責任で片づける風潮への憤りを表明している。確かに私たちは、アカウントビリティおよび説明責任という言葉を正確に理解しないまま、安易に使い過ぎているのではないだろうか。内省しつつ、読み進めていくことにしよう。

第1章は、アカウントビリティが説明責任とイコールでない理由を、米国と日本の比較から探る。米国の多くの法律名にaccountabilityが使用されているが、日本の法律名には存在せず、条文にも明文化されていないのは、社会的には認知されているものの法律上の責任や義務としては認識されていないことの表れだと分析する。次いで事例研究として、公立高校の教育評価制度の日米比較を経て、用語の使用実態を探る。その結果、米国のアカウントビリティはアカウントブルな主体を明確化し、その内容を定量的に事前に設定し、実績を測定しようとし、その結果を正・負の報奨に結び付けているのに対し、日本の説明責任は自己評価を通じて情報を積極的に公表し、重要な協力者から理解と参画を得る手段となっていることを導き出す。

第2章では、前章で導き出されたアカウン

タビリティと説明責任の差がなぜ発生したのか、そしてどのように使用されてきたのかを知るために、国会会議録を中心に用語の出現頻度を調査する。結果、アカウントビリティは、元来は起源に近い「会計責任」という訳が会計学を中心にカタカナ表現で使用されていたが、責任の範囲が財務的なアカウントビリティにとどまらずに拡大したことで、1990年代後半には説明責任への統一化が進んだ。著者は、アカウントビリティから説明責任への統一化は、懲罰を伴う事後的な報告責任から、結果を説明する責任へ変化し、関係者に意思決定の内容を説得し理解してもらう責任を含む多義的な概念を生み出したと指摘する。併せて、会計学、政治学、経済学等の寄り合いの性格が強まったアカウントビリティは、統合的な概念把握を困難にし、使用者によって同じ用語が違う意味合いを持つようになったと結論づける。事例研究では、アカウントビリティから説明責任へと変化した時代に持ち上がった国立大学の法人化を題材に、アカウントビリティ及び説明責任がどのような文脈で議論されたかを検討する。

本章では、アカウントビリティ・説明責任が漠然とした概念へと変化する過程が論じられている。アカウントビリティから説明責任へと収束した要因を著者は、原語の意味合いが当初的確に認識されなかったこと、会計責任という技術的な色合いを避けた概念にしたかったことが大きいとする。外国由来の用語が、日本語に置き換わる過程で変質していき、原義の理解を困難にすることは、外国語文献を参考にすることの多い日本のアーカイブズ学研究の場でも十分起こり得ることであり、注意する必要があるだろう。

第3章では、アカウントビリティという概念の起源を探り、様々な視点から類型化を行う。アカウントビリティの起源は古代アテネに

まで遡る。執政と兵役の義務を担うようになった市民が、その結果について報告し承認を得る責任を指していた。それは単なる報告義務ではなく、厳しい懲罰性を帯びたものであったという。財務的・会計的な意味合いとしてアカウントビリティという言葉が使用され始めたのは、1085年のフランスにおいてである。その後、夜警国家から福祉国家に進展したことで、行政サービスの内容と供給者が多様化し、財務・会計的な財務責任から、効率性・有効性等の業績にかかる広い概念を意味するようになった。このようにアカウントビリティは簿記・会計的な用語から、政治学・社会学を含む用語へと変化したと著者は確言する。

これを踏まえて次に、アカウントビリティを「誰に負うか」、「誰が負うか」、「なぜ負うのか」という視点から、アカウントビリティの類型化を行う。「誰に」という視点では、政治的、法的、管理的、専門的、社会的という5つ、「誰が」では、組織的、階層的、集合的、個人的という4つ、「なぜ」では、垂直的、水平的、対角線的という3つ。アカウントビリティは合計12つに分類され、それぞれ解説を加える。

アカウントビリティを分類すると12にもなるという事実は、評者を非常に驚かせた。本章は、アカウントビリティの多義性を感じさせる章である。

第4章では、様々な学問領域(会計学、政治学・行政学、経済学、経営学、社会学、心理学)からアカウントビリティを検討する。アカウントビリティの基礎を形成し、最も長い歴史を有する会計学では、受託資本の管理運用責任に代表される財務的責任としてのアカウントビリティのほか、主として公的部門が負う管理的及びプログラム・アカウントビリティなどの社会的・公共的なアカウントビリティが検証される。政治学・行政学では責任と統制、経済学では代理人理論、経営学では執事責任理

論、心理学では説明者・被説明者間の心理的つながりの文脈の中でアカウントビリティが論じられる。

興味深いのは社会学におけるアカウントビリティである。社会学においてアカウントビリティは、アカウントブルなことが何かを明確に説明できない場合が少なくないこと、およびアカウントビリティを完全に果たしたと説明できないことがあるという。事例として公立図書館への指定管理者制度の導入を挙げ、アカウントビリティの内容が時間や状況に応じて変化し、流動的であることを指摘する。これらの検討を通して、著者はアカウントビリティの徹底や機能に関する議論は、どの基礎理論に依拠するかによって対策や効果が異なってくると明言する。

第4章は、その後の章を理解するのに欠くことのできない章である。第5章以降は様々な角度からアカウントビリティに考察が加えられるが、その際に第4章で紹介された6つの学問分野を基礎として分析が行われる。第5章以降はその内容を簡単に紹介する。

第5章は、代理人理論(経済学)を中心に発達してきた理論と実務に検証が加えられる。アカウントビリティの確保は、それ自体に目的があるのではなく、その責任追及を通じて資源の委託者が受託者を統制するためになされる。第5章では、統制の仕組みとアカウントビリティの関係、アカウントビリティの操作化、経営改善や制度設計への活用について検討する。元来、民間部門(企業)ではコーポレート・ガバナンスを通じてアカウントビリティが確保され、それは財務報告を通じて果たされた。公的部門(政府)では、予算・決算、目的・使途が議会において審議され、その決定に従って執行されることがアカウントビリティの基本であった。しかし、近年では公的部門にも市場原理や民間の手法が適用されるよ

うになり、企業においては非財務的情報への需要が高まっている。このような状況を踏まえ、著者は新しい統制・ガバナンスに適応したアカウントビリティを確保しなければならないと指摘する。

第6章では、アカウントビリティにおける監査について検討する。監査はアカウントビリティに先行して成立したといわれるほど、両者は密接な関係にあるが、依拠する基本理論によっては、アカウントビリティの確保-監査という関係が成立するとは限らないとし、6つの学問領域と監査について言及する。

著者は、日本においてアカウントビリティの健全な発展を図るためには、理論・実践双方で課題が残されていると断じる。それを受けて第7章は、アカウントビリティ概念が進展・拡大することによって発生した理論面の諸課題を、第8章・終章では、実践的課題を検討し、各々対応策を提示する。中でも、評者は第8章の第5節「高度専門職のアカウントビリティ」に興味を覚えた。著者はアカウントビリティはガバナンス及び経営システムとの関係で規定されるとの前提に立ち、教育専門職としての教員のアカウントビリティについて4つの経営原理の視点から考察する。そして、複数の視点から導き出されるアカウントビリティの性質はそれぞれ異なり矛盾することも多いため、専門職には高度な適応性が求められると結論づける。アーキビストも高度専門職であるが、管見の限りアーキビストのアカウントビリティに関する論考はない。アーキビストが社会の一員として活躍するために、アーキビストのアカウントビリティについて検討する必要があるだろう。

「あとがき」では、理論面での課題と新しい学問領域を提示する。本書後半で提示されたように、これまでのアカウントビリティに関する研究は、政治学・行政学は政府ガバナン

ス、経済学は市場ガバナンス、社会学は社会ネットワーク・ガバナンスを中心的に行われ、心理学は意思決定主体の内面に、経営学は組織体に、会計学は活動と業績の記録および測定に注目するといった具合に、個々の学問領域に応じてその焦点となる範囲や内容が決まっていた。けれども現代では、3つのガバナンスを同時並行的に扱うことが要求されているため、複数の学問領域を包含した形でアカウントビリティの問題に対処していかなくてはならないと著者は強調する。ここではそのための学問として「アカウントビリティ学」が提唱される。「アカウントビリティ学」は、「特定の主体がその活動ないし結果を説明し、正当化する責任と報告に関する研究分野」であり、「説明と責任の相互関係に着目し、どのような文脈(コンテキスト)でアカウントビリティが機能(逆効果)し、いかなるメカニズムをもつかを明らかにすること」が目的である。学問領域として、歴史研究や制度研究、国際比較研究など7領域が提示され、それぞれに解説が加えられている。

### 3 — おわりに

本書は四六判、厚さ2cm、248頁という手に取りやすいサイズで、目次構成も明確であり、一見読みやすそうに思える。しかしなかなか手強く難解な書だ。著者は会計検査院などで政策効果に関する研究を、独立行政法人国立大学財務・経営センターで大学の財務・経営分野の研究に携わったという経歴を持ち、専門は政府・大学の経営学である。そのためか事例研究のテーマやアプローチの仕方が専門的であり、特に本書後半は経営学・経済学・行政学に通じていないと読み進めていくのは苦しい。また後半部分では、アカウントビリティに関する考察を掘り下げるあま

り、説明責任への言及がまったくない。冒頭でアカウントビリティと説明責任は異なると強調した著者である。さまざまな角度から分析されるアカウントビリティと日本語文脈において変質した説明責任がどのようにリンクするのか、「アカウントビリティ学」の中で説明責任はどのような位置を占めるのか検討がなされても良かったのではないだろうか。とはいえ、様々なアプローチでの検討は、アカウントビリティが持つ多様性とそれ故に生み出されるジレンマを理解できる。

著者は「はじめに」の部分で、問題の構造を理解するうえで、第3章及び第4章を最後にまわしてもよいと述べているが、評者はまずは第1章から第3章までを読むことをお勧めする。具体的事例の提示や分析によって、なぜアカウントビリティが説明責任となったのかが分かりやすく解説されており、この部分だけでも十分勉強になる。

本書を通して、英語圏の accountability

と説明責任は概念的に異なることが示された。アーカイブズ学を研究するために外国語文献に学ぶことの多い私たちは、この差異を念頭に置いて文献に向かわなくてはならない。加えて、本書はアカウントビリティが単一の概念ではないことを教えてくれる。アカウントビリティを負う主体や学問領域、アプローチの違いによって変化するアカウントビリティとアーカイブズの関係を考えることが今後必要になるだろう。繰り返しになるが、「アカウントビリティ」と「説明責任」という言葉は、我々アーキビストにとって馴染み深い言葉であると共に、我々が依って立つアーカイブズ学にとっても極めて重要な言葉である。言葉が持つ意味・性質をよく理解した上で使用することが、アーカイブズ学を更に深める近道だ。本書はそのための道標となる一冊である。一読することをお勧めする。なお、内容の誤読や曲解等はすべて評者の責に帰するものである。ご寛恕を乞いたい。

1 —— 新村出『広辞苑』、岩波書店、2008年、「アカウントビリティ」の項、19頁、「説明」の項内「説明責任」、1578頁。なお『広辞苑』は、「アカウントビリティ」と表記しているが、本稿では「アカウントビリティ」を用いる。

# 4

[書評 | review]

## 吉田憲司『文化の「発見」——驚異の部屋から ヴァーチャル・ミュージアムまで』

Kenji Yoshida, *Bunka no Hakken: Kyoji no Heya kara Virtual Museum made*

池永禎子 | Sachiko Ikenaga



吉田憲司『文化の「発見」——驚異の部屋からヴァーチャル・ミュージアムまで』  
岩波書店 / 2014年1月 / 四六判 / 277頁 / 2,600円+税

本書『文化の「発見」』の初版は、1999年5月、岩波書店「現代人類学の射程」シリーズ全8巻のうちの一つとして出版され、今回「岩波人文書セレクション」として再刊されたものである。著者の吉田憲司氏は、国立民族学博物館教授（総合研究大学院大学教授を併任）で、専門は文化人類学および博物館人類学。吉田氏は本書により、第22回サントリー学芸賞（芸術・文学部門）ならびに第1回木村重信民族芸術学会賞を受賞した。

初版において吉田氏は、美術史家ダンカン・キャメロンが1970年代初頭に提唱した「テンプルとしてのミュージアム（=すでに評価の定まった宝物を人々が拝みに来る神殿のような場所）」「フォーラムとしてのミュージアム（=未知なるものに会い、そこから議論が始まる場所）」という区別<sup>[1]</sup>を引用した上で、これからのミュージアムには、ますますフォーラムとしての役割が求められるだろうと述べた。キャメロン自身は、ミュージアムのあり方についての区別を提示しただけで、必ずしもミュージアムの未来像を語ったわけではないが、吉田氏はこの「フォーラムとしてのミュージアム」にミュージアムの将来のあり方の鍵があるととらえた。その後の十数年間は氏にとってまさに「フォーラムとしてのミュージアム」を実現する過程であり、その成果は、国際共同巡回展「Self and Other アジアとヨーロッパの肖像」（2008年－2011年）、国立民族学博物館のアフリカ展示更新（2009年）および「武器をアートに ―― モザンビークにおける平和構築」展（2013年）といった、展示にあらわれている。人類学の視点から新たな博物館のあり方を提起した初版は、博物館人類学のマニフェストとしての意味をもっていただとがきで述べているが、これらの「展示」はまさにその実行・実践にあたるもので、こうした功績が改

めて本書への評価に繋がったといえよう。

文化の多元性とか、西洋中心主義の終焉といった議論が活発化する一方で、多くは、素朴な文化相対主義か、西洋礼賛を裏返しただけの西洋批判に終始しており、とりわけ「美術」や「文化」といった概念自体の中にいかに西洋中心主義的なまなざしが刻印されているかというような掘り下げた議論がなされることは少なかった。本書では、美術館、博物館などの西洋の制度がそのたどってきた歴史に沿って挙げられ、一見客観的な文化の展示にみえるこれらの制度の中で、異文化に対する西洋中心的な「まなざし」がいかに形作られ、またすり込まれてきたかが説得力豊かに語られている。この点は、人類学者らしい着眼点である<sup>[2]</sup>。人類学は発見した「異文化」を完結した世界として記述し、博物館はそれを表象し再生産する装置として機能してきた。一方、完結されたものでも閉ざされた世界でもない「文化」を表象するとはどういうことなのか。評者が現在身を置く文化人類学の立場から論じられた博物館論を評することで、改めてアーカイブズ学の有用性を考えたい。

## 2 ―― 本書の構成

本書の最大の特徴は、一貫して民族学博物館と近代美術館との区別が問題にされていることである。これは、吉田氏がアフリカ美術の研究者であり、徹底したフィールドワークをベースとした仕事を身上にしてきたことにも起因すると思われる。本書は5つの章から構成される。

第一章「『異文化』の発見 ―― 民族誌展示の系譜」は、非ヨーロッパ世界の産物が、コレクションというかたちで、ヨーロッパの文脈に取り込まれていく過程を歴史的に跡付けたものである。「珍品陳列室」「驚異の部屋」の時代から、博物学的コレクションの形成、そして

民族学博物館や近代美術館の成立へのプロセスを検討している。それは、博物館・美術館という装置に着目して、近代における「異文化」像、そしてその反転としての「自文化」像の変遷を検証する作業でもある。先にあげた構成でいうところの第2項までは、いわゆる一般的な博物館成立史であるが、第3項からが民族学博物館の歴史にあたり、文化人類学との関連が強くなる。よって、登場する用語も文化人類学に特有のものが多い[3]。目に見える世界を分類し、整理しようとする博物学の衝動が、ヨーロッパ諸国による植民地進出が活発化した時期、ヨーロッパに大量に導入し始めた「異文化」の人間に対しても向けられることとなったという指摘は興味深い。やがて学として人類学が発生すると、その「教育」の装置として民族学博物館が誕生するという流れである。かくして民族学博物館は、主として西洋の側からみた「異文化」の人々の手になる「器物(artifact)」の収蔵と展示の場とされることになる。モノ(=器物)を通した「他者」の表象の場、これがすなわち民族学博物館の性格であり、最近まで継承されているのも事実である。一方、近代美術館は、ルーヴル美術館にはじまる西洋の「天才」たちの「傑作」、つまり「美術作品(art)」の収蔵・展示の場としての美術館の歴史の中で、もっとも新しく成立した機関である。同じ収蔵品が、近代美術館では「作品(object)」と呼ばれるのに対し、民族学博物館では「資料(material)」あるいは「標本(specimen)」と呼びならわされ、さらに「作品」あるいは「標本」につけられるラベルも、それぞれ異なったかたちで定型化されており、二種類の機関の間には差異化のための壁が立ちはだかっているという指摘にも同感である。こうした問題を浮かび上がらせるきっかけとして、1984年のニューヨーク近代美術館での展覧会「20世紀のプリミティヴィズム」を挙げ、この展覧会については第三

章を割いて丁寧に論じている。その第三章は、西洋が異文化に目を開くことによって自文化中心主義をのりこえることに成功したという、よく語られがちなストーリー自体の中に潜む根源的な偏見や差別的構造を浮き彫りにしており、高い評価を受けている[4]。

次に、第二章「近代日本における『自文化』と『異文化』の発見——『東博』と『民博』のコレクション」では、日本における「自文化」像と「異文化」像の変遷を考察しており、東京国立博物館(以下「東博」と国立民族博物館(以下「民博」という二つの機関に焦点をあてている。明治維新以来長きに渡って事実上唯一の博物館=美術館であった東博、そして今もって日本における唯一の国立民族学博物館(かつ吉田氏の勤務先である)である民博が、日本における「自文化」展示と「異文化」展示のかんりの部分を集約しているというのが主旨で、それぞれのコレクションと展示の形成過程をたどり、この二つの博物館の位置づけを試みている。東博については、「殖産興業」の観点から広範なコレクションの形成をめざし、ヨーロッパにおいておよそ200年を要したプロセスを、草創期の11年間で凝縮したものであり、その後わずか5年で帝室の博物館として「東洋古美術博物館」に特化していく道をたどったと批判的に述べている。すなわち、東博の早い時期における美術博物館への特化が、日本における博物学的コレクションの形成を不十分なままに終わらせる結果を招いたということである。「美術こそ一國文化の精粹である」という考え方が日本人の意識のなかに定着しているかに見えるとの指摘もなされている。しかしその一方で、こうした傾向は東博が生んだものというより、むしろ日本人の中にある潜在的な価値観が東博にそのような選択をさせたのかもしれないとも述べている。大阪万博という日本で初めての

地球規模の「異文化」接触の機会まで国立の民族学博物館がつけられなかったことへの憤りは感じられるが、そもそも本書の中でここまで東博と民博について対比させる必要があったのかは疑問である。東博が「国立博物館」と名乗りながら実態が美術博物館であること、東博の民族誌コレクションに陽の目が当たっていないことへの批判とも取れるが、ここには東博の自然史部門資料の移管を受けた現在の国立科学博物館を議論に加えても良かったと思われる。また、仮に東博が民族誌部門にも力を注ぐ文字通りの国立博物館であったら、民博は存在しなかったか、東博の分館にかなりえなかったかもしれない。確かに日本の博物館の歴史は東博が基準を作り牽引してきたといえるが、後から生まれた館とのすみわけ、役割分担もそれなりになされてきたとは思える。民博も、東博がなしえなかった部分を専門的に担う唯一の国立館として対等に認め合い、補い合う。そういった発想が必要に思えるが、本書にはあらわれてこなかったのが残念である。

第三章「『異文化』と『自文化』の出会い——『20世紀美術館におけるプリミティヴィズム』展を考える」は、先に述べたニューヨーク近代美術館で1984年に開かれた「20世紀のプリミティヴィズム」展と、それが巻き起こした論争をとりあげている。人類の持つ芸術的能力の普遍性を示そうという意図のもとに、近代美術館所蔵作品と民族学博物館の所蔵資料、ヨーロッパやアメリカのモダン・アート作品とアフリカやオセアニアの民族誌資料とを一堂に集めたこの展覧会は、欧米の側が抱く「自文化」像と「異文化」像とのあいだの根深い区別を浮かび上がらせることになった。そして、この展覧会をめぐる熱い議論をきっかけにして、博物館や美術館における表象のありかたへの再検討の機運がたかまり、その中から

新たな展示の試みが芽生えていく。そうした動きの出発点として「20世紀のプリミティヴィズム」展を検討することで、現代における文化の表象の問題を浮き彫りにすることを狙った。

続く第四章「民族誌展示の現在——『異文化』と『自文化』のはざままで」では、その「20世紀のプリミティヴィズム」展以降、世界各地の博物館・美術館で展開されてきた民族誌展示をめぐる新たな試みを展望している。旧来の展示に欠落していた部分を補おうとする修正主義的な展示。展示という営みそのものを見つめなおそうとする自省的な展示。展示する者とされる者、さらにはその展示を見る者とのあいだの対話や共同作業を志向する展示。そして、文化の担い手による「自文化」の展示など、そこには多様な試みが見られる。ここにも、吉田氏の勤務先である国立民族学博物館で行われた自身の実践が論じられている。

これら一連の批判的検討をもとに、最終章「次代のミュージアムに向けて——ささやかな提言」では、ミュージアムのあり方についてのひとつの提言を行っている。そこで唱えられたのは、グローバル・ミュージアムという、「異文化」と「自文化」を包摂するミュージアムの一つのあり方について吉田氏の私見である。ここで登場するのが冒頭で述べた「テンプル」と「フォーラム」の考え方である。「テンプルとしてのミュージアム」というのは、要するに、19世紀までのミュージアムのありかたである。ミュージアムは、歴史的に見れば、教会や王侯貴族による珍品の収集に始まり、ヨーロッパの植民地支配の拡大とともに成立してきたものである。とくに人類の遺産を一堂に集める伝道としてのグローバル・ミュージアムは、その動きの頂点に位置づけられる。この種のミュージアムでは、どこまでいっても植民地主義の匂いを払拭することができない。今、アフリカの人々やアメリカの先住民たちが異議を申し立てようとし

ているのは、そうした特定の国が世界中の「至宝」を一手に所有するという所有のありかたに對してである。いまさら、もうひとつの大英博物館も、第二のルーヴル美術館もいないということである。さらに、「テンブルとしてのミュージアム」には、もうひとつ課題がある。「テンブルとしてのミュージアム」というのは、人々に良く知られた「名宝」「至宝」を拝みに行く場所であるから、そこへ行く人々は、そこに何かがあるかをあらかじめ知っていることになる。ただ、自分でそれを見たことはないかもしれない。だから、それを見に行くというわけである。よって、そこには新しい発見はあまり期待できない。そこから新しいものは生まれてこない。既成の価値観が強化されるだけであるというのだ。もちろん、既成の価値の強化というのも、ミュージアムの重要な役目ではある。しかし、そのためのミュージアムというものは、近代を通じて、ヨーロッパが、アメリカが、そして日本が、懸命に作ってきたものにほかならない。そして、今、アジアやアフリカでも、そうしたミュージアムが続々と作られてきている。この種のミュージアム(ナショナル・ミュージアムやリージョナル・ミュージアム)はこれからも存続していくであろうし、それぞれの文化の記憶を集め、次代に継承していくという作業の重要性は、今後も失われることはないであろう。ただ、これから新しいミュージアムを築き上げようというとき、「テンブルとしてのミュージアム」をもうひとつ作る必要はない。ここで登場するのが「フォーラムとしてのミュージアム」である。

では、吉田氏が提唱する「フォーラムとしてのミュージアム」についてもう少し深く説明することにする。氏はここで情報の十字路口、あるいは結節点という言葉を使っている。そこへ行けば情報が集まる。だから、人も集まる。ただ、その情報は、人とともにどこまでも広がっていく。しかも、そのような情報の十字路口は、世界中のさまざまな場所にあってよい。このような

ネットワークのなかの情報の十字路口としての拠点なら、世界の人々によってこれからも求められていくものになる。すなわち、「フォーラムとしてのミュージアム」というのは、そのような情報の十字路口の具体的装置としてふさわしいということを氏は考えているのである。

### 3 — おわりに

本書では、民族誌展示を手がかりに、民族学博物館のありかたの変遷が批判的に検討されてきた。その過程で、民族学博物館の抱える問題は、まさにその民族学博物館を他のミュージアム、とりわけ近代美術館と区別するという、思考のありかたそのものに由来することが明らかになったとしている。結果として、本書の議論は、最終的には、民族学博物館における民族誌展示のみならず、ひろく博物館・美術館における「文化」の展示一般を射程におさめたものとなった。それを通じて、現代のミュージアムにおける「文化展示」の要件も、ある程度は明らかになったといえよう。

科学や普遍的とされる価値を背景に固定的な表象を一方的に生み出すという、これまでの博物館のあり方に対する見直しは、今、各所で進んでいる。展示される側との共同作業を前提とした展示の実現、住民参加を基調とするコミュニティに根ざした博物館活動の実践、観客の記憶の想起を重視する歴史展示の実施、さらには、博物館に所蔵されるモノの情報を、それをもとと生み出したコミュニティの人々を含め、より多くの人々と共同で充実させ活用していこうとするデータベースの構築。このいずれもが、これまで一方的に情報を発信するという権力的装置であった博物館が、双方向・多方向の交流と上流の流れを生み出すものとして改めて活用されてきていることを示している。その根底にあるのは、博物館と

いうものは、その所蔵品の最終的な所有者でなく、むしろ「管理者(Custodian)」であり、本来の制作者や所有者、利用者とのあいだでのさまざまな共同作業をおこなう場だという認識である。これが、吉田氏の提唱する「フォーラムとしてのミュージアム」そのものなのだと考える。

本書は、特に美術史・美術館側の立場にいる方には、民族学博物館と同じ舞台に上げられて議論がなされていることに、違和感を覚えるかもしれない。しかし、一貫して民族学博物館と近代美術館の区別を問題にしてきた本書を読んで、アーカイブズにも同様の課題があるのではないかと考えた。例えば公文書館・文書館と歴史系博物館(郷土資料館を含む)との不協和音である。ここには大学・民間アーカイブズも絡むであろう。これもまた異文化交流のひとつでないだろうか。また、本書で挙げられていた展示会の事例などは、アーカイブズ学においても応用できるものがあるであろう。

最後に、本書のタイトルには「驚異の部屋からヴァーチャル・ミュージアムまで」とあるが、ヴァーチャル・ミュージアムについては、コレク

ションのないミュージアムはデジタル・ミュージアム、ヴァーチャル・ミュージアムと一体のものであると述べている。そして、現実空間での「対話」だけでなく「対話」を可能にするものとして、フォーラムとしてのミュージアムにも不可欠であるとしている。ただしデジタル・ミュージアムだけではできない経験は大きく2つある。ひとつはものと現実の接触、もうひとつは人との実際の接触である。「驚異の部屋」に対して、ヴァーチャル・ミュージアムに関する記述が通り一遍のものに終わってしまっているのは残念である。氏の提唱するフォーラムとしてのミュージアムをわかりやすく伝えるには、この部分にも紙幅を割く必要があったであろう。

文化人類学においてもアーカイブズという言葉が聞かれるようになった。自身は現在、人類の文化的な遺産の継承について研究しているが、文化を表象することの手段にはアーカイブズ化も含まれていると考える。物事をどの立場から見る(つくる)かで展示もアーカイブズもまったく違ったものになり得る。本書からはそれを改めて学ぶことができた。

1 —— Cameron Duncan, 'The Museum: a Temple or the Forum', *Journal of World History* 14, no.1, 1972, pp.189-204  
キャメロン氏のこの見解は、博物館や美術館についての批判的検討が活発化するより以前に発表されたものである。その見解は、1988年9月にスミソニアン研究所国際センターで開催されたシンポジウムにおいて、ステイヴン・ラヴァインとアイヴァン・カーブが引用し、その発表が両者の編による報告書「文化を展示する——表象の政治学と詩学」(Ivan Karp and Steven D. Lavine (eds.), *Exhibiting Cultures: the Poetics and Politics of Museum Display*, Smithsonian Institution Press, 1991)で公刊されたのをきっかけに、あらためて注目を集めるようになった。(著者注より)。

2 —— 日本の人類学は明治初期に遡る。発端はアメリカの動物学者モース(Morse, E)が、1877年に大森貝塚を発見したことで、彼の発見と主張は当時の日本の知識人の関心を、日本人の起源や日本文化の源流といった問題に向けた。なかでも坪井正五郎は1884年に「人類学会」という名の会を作り、考古学を含む広い観点から、人類全体を研究することを提唱した。今日この学会は、「日本人類学会」として受け継がれ、主に自然人類学者をメンバーとしている。坪井に師事して人類学を学び、沖縄、台湾、朝鮮、中国、シベリア、モンゴルなどで民族調査をしたのが鳥居龍造である。鳥居の調査は19世紀末から20世紀初頭にかけて行われたが、その頃日本は東アジア諸国を植民地化して、太平洋地域にも進出し始めていた。第一次世界大戦で勝利した日本は、南洋諸島の多くを統治下に置いたが、今日、この歴史は文化人類学にとって負の遺産となっている。海外で現地調査をするためには、それを可能にするだけの政治力や経済力が必要だが、戦前の日本は欧米列強がそうであったように、その基盤を帝国主義と植民地主義に置いていたからである。人類学の植民地ルーツが語られるゆえんであるが、この点について、ほとんどの西洋産の学問には同様のことが言える。人類学はこうした知と権力にまつわる問題を受け止め、反省して発展してきた学問である。

3 —— 参考文献として山下晋司・船曳建夫編「文化人類学キーワード[改訂版]」(有斐閣、2008年)を挙げる。

4 —— サントリー学芸賞の選評より。

[http://www.suntory.co.jp/sfnd/prize\\_ssah/detail/2000gb3.html](http://www.suntory.co.jp/sfnd/prize_ssah/detail/2000gb3.html)(アクセス:2014年9月29日)

# 5

[書評 | review]

## ピーター・シリングスバーグ(著)、明星聖子/大久保護/ 神崎正英(訳)『ゲーテンベルクからグーグルへ—— 文学テキストのデジタル化と編集文献学』

Peter L. Shillingsburg | Kiyoko Myojo, Yuzuru Okubo, Masahide Kanzaki (translation),  
*From Gutenberg to Google: Electronic Representations of Literary Texts*

渡辺彩香 | Ayaka Watanabe



ピーター・シリングスバーグ(著)、明星聖子/大久保護/神崎正英(訳)  
『ゲーテンベルクからグーグルへ——文学テキストのデジタル化と編集文献学』  
慶應義塾大学出版会 / 2009年9月 / A5判 / 353頁 / 3,200円 + 税

文学の領域においてアーカイブズ学が果たす役割とはいったい何であり、何ができるのだろうか。この問いは私自身の研究課題であり、まだまだ答えの出ないものである。そんな中、この本に出会った。本書は文学のテキストを電子編集する際、電子サイトを構築する際の理論と問題点を提示している。これらのことから、文学テキストのデジタル化作業に携わる人やデジタルテキストの読者に、デジタルテキストの特質や取扱い上の注意点を示唆している。この本で明らかになる原理は他の分野にも応用できると、著者は冒頭で述べている。ならば、それはアーカイブズ学にも応用できるのではないだろうか。

著者のピーター・シリングスバークは、イギリスの小説家・サッカーを中心とするヴィクトリア朝文学研究を専門とし、コンピューター領域における編集文献学についても研究している。編集文献学の仕事では、サッカー全集の編集責任者として活動した。編集文献学のスペシャリストといってもいいだろう。

また、翻訳は明星聖子氏、大久保護氏、神崎正英氏の3名による共訳である。その中心となっている明星氏はカフカ文学の研究者で、ドイツに留学した際に編集文献学と出会った。

そもそも「編集文献学」とはどんな学問なのか。明星氏が「訳者あとがき」でこの学問の難解さを語っている。本書の中心となる「scholarly editing」という言葉を正確に翻訳しようとしても、日本文学にはない概念であり、かつ各国で微妙に意味が異なってくる。「編集文献学」という訳語でさえ苦しいのだが、そうならざるを得なかったという。明星氏は以下のように述べている。

すなわち、そのモノとは、全集だということである。そして、皆がそれを選ぶということは、そこにはオリジナル性の高い情報が載っているという共通了解があることである。この了解は、全集というモノを作る際には、あのオリジナルとは何かの問いをめぐる意味がなされ、なんらかの「正しい」判断が下されていると人々が見なしていることを意見する。つまり、前にいったあの不毛な問いを回避できない現場とは、この全集作りに関わる現場である。では、そのモノ作りの現場とはどこにあり、誰が判断を下しているのか[1]。

それが、あの前にふれた編集文献学という領域である。ドイツにおいて文学研究の一角に、いまいった研究基盤のモノ作りをめぐる半ば実践的かつ半ば理論的な議論をする場所がある。そして、そこには文学研究者が集まり、本来の研究と平行して、同時にその研究の基盤となるテキスト編集の問題を議論している[2]。

つまり、作家の全集を作るために研究者が集まり、テキスト編集の問題について議論する学問ということである。本書の中で議論されている「学術版」とは、原書では「scholarly edition」と書かれており、編集文献学において研究された全集(デジタルの世界でいうならテキスト集)を指している。また「学術版編集」という用語も同じく「scholarly editing」の訳語であり、編集作業そのものを指しているのだが、学問を指す言葉として表現するために「編集文献学」という言葉を当てたと、明星氏は述べている(355頁)。

文学研究が記録としての資料と切っても切り離せない関係にある以上、編集文献学と深い縁を持つ。つまりそれは、資料そのものを研究対象とするアーカイブズ学とも関連しているといえるだろう。また、アーカイブズ学の世界でデジタル化が叫ばれている現代、編集文献学の領域においても同様に、資料の電子化

の問題について盛んに議論されている。そこで今回は、本書を紹介しつつ、アーカイブズ学と編集文献学の関係を考察していこうと思う。本書は文学研究とアーカイブズ学研究が向かう方向性のヒントが得られるかもしれないと期待できる一冊である。

## 2 — 各章の内容

まず、本書の全体的な構成を紹介する。第1章、第2章では学術版テキストの概念について紹介し、第3章から第6章までは電子テキストサイトを構築する上で問題点を指摘している。第7章と第8章では編集作業の根本的な目的・動機について、第9章では編集文献学における英米系とドイツ系の対立について紹介し、最終章ではまとめとして学問全体が向かうであろう方向性を示している。

### 第1章：

#### 二一世紀における手稿、本、そしてテキスト

第1章では、編集者が行う仕事と、コンピューター時代がもたらした影響について述べられている。編集者の役割というのは、過去の作品を再現/表現する新しいテキストを作り出すことであり、著者の言葉を借りるならばテキストを「再受肉する」ことである。その役割は昔から大筋は変わっていないのだが、21世紀の技術革新によって電子テキストの可能性、種類、ゴールの形が広がってきている。編集者の役割を語る上で3つの視点があるという。第一にテキストとは何か、第二にノイズとは何か、第三に学術編集版を利用する人々とは誰か、この3つである。まず1つめについて、テキストとは、概念的でつかみどころがないものなので、単に語彙コード(文字の配列など)の違いや書誌コード(本の装丁の様子など)の違いだけではなく、テキストがどのような評価を与えられてきたのかと

いう時代による変化が編集作業に大きく関係する。つまり編集者が編集をする上で、「一番関心を持つべきテキストとはどれなのか」という厄介な問いに対する答えは、時代ともに変わってきているのだ。2つめは著者がアップルの社員と話した際、20世紀は「ノイズの世紀」で小さなノイズ、テキストの小さな間違いに耐えなければならないのかと感じたことが述べられている。しかし、第3の視点から考えるとこれには問題がある。テキストに大きな間違いが入り込んでいたり、いい加減な調査をしている団体のテキストに対して、読者はそのテキストが信用のおけるものかどうかを判断できなければならない。著者はこれに対して、文学作品の真正性の基準として「美学」という概念を提唱している。ここでいう「美学」とは、複雑なテキストを一貫性のあるテキストへ変える、混沌としたテキストを調和性のあるテキストへ変えるというような試みのことである。以上のようなテキストを取り巻く21世紀の環境の中で、編集者はコンピューターの力を借りることによって、美しいテキストを創り出す役割を担っているという。

### 第2章：複雑性、耐久性、アクセス可能性、美、洗練、そして学術性

ここではタイトルの中でも、特にテキストの学術性について考察されている。現在、私たちは電子テキストの便利さに驚いているが、その驚嘆度を例えるなら、当時の人がグーテンベルクの印刷技術に驚いているようなことと同じだ。電子テキストと印刷テキストの利便性の比較はおいおい考察されていけようが、学術性の観点から「テキストの質」を考えると、電子テキストに対して疑問が残ると、著者は述べている。ここでいう「テキストの質」とは誤植のようなコンテンツについてではなく、改訂や出版、流通の歴史のようなコンテキストのことである。電子サイトの構築は、コンテキストの

「テキストの質」を視覚的に表現していくべきだと著者は主張している。

### 第3章：書記行為理論

この章では書記行為理論をふまえて、テキストをどうやって電子編集するのかという問題が議論の中心となっている。書記行為とは、書き手も読者も同一の条件下で行われるもので、その同一の条件は知識の共有やコンテキストとも言えるものである。書記行為理論をふまえると、学術版テキストにはコンテキストが補足されなければならないと著者は考えている。その理由は、コンテキストが読者に共有されていないと、文学作品における作者の意図の解釈にずれが生じてしまう。読者は貧相な書き言葉のみで、作者の意図を推測しなくてはならなくなる。テキストの画像イメージだけで、作品そのものにアクセスしたといえないのはこれが理由である。編集の仕事はこれを克服しなくてはならないと著者は主張する。

### 第4章：書記行為を再現するための

#### 電子的インフラストラクチャー

第4章では2つの話題について触れている。1つめは、文学テキストを電子的に再現するために必要な概念空間について。電子編集を「インフラストラクチャー」、つまり人間の生活の質を高めてくれる水道、道路、橋を整備することと同じだと考えるとわかりやすいという。インフラの整備と電子編集の共通の目的は、人間による計画、戦略、目標設定だからだ。2つめは、電子テキストサイトを構築する際に発生する現実的な問題である。価格がつきにくい電子テキストの値段設定、TEI準拠XMLについて、編集に関わる人が大勢いることから賃金の問題など、著者が実際に直面した具体的な問題を例に挙げている。全体を通して、これから学術版サイトを構築する人にとっ

でのノウハウ本的な内容になっている。

### 第5章：ヴィクトリア朝小説——

#### 読みを形づくる形

本章では、コンテキストの問題について具体例を挙げて述べられている。著者が研究をしているヴィクトリア朝小説は、英米文学の中ではマイナーな分野だが、近年注目されてきている。最近の研究では、「タウフニッツ版」という早刷りの歴史が明らかになった。その版は、タウフニッツという商人が賄賂によりテキストを入手して早刷りした版で、最終校正前のバージョンであった。この版と現代に読まれている版を比較するのは編集者にとって大切な仕事であるし、「早刷されていた」というコンテキスト自体が重要な情報である。テキストの研究、批評、解釈をする際に、オリジナル版を現代の感覚で読むことは意味が異なる。コンテキストを追求することは長い時間を要するだろうが、重要な作業なのでくじけてはいけなと、著者は今後の展望を明るく締めくくっている。

### 第6章：電子テキストのじめじめした貯蔵室

冒頭でセオドア・レトキの「貯蔵室」の詩を引用している。その詩は「じめじめした貯蔵室」は快適なものではないが、カビという生命が息づくことを賛美したものだ。しかしここで著者はその「じめじめした貯蔵室」をネットの世界、そして「カビ」を「誤りの多い電子テキスト」に例えている。レトキの詩では「じめじめした貯蔵室」を肯定的にとらえているが、学生たちが誤りのある電子テキストの正確さや出所を吟味することなしに利用することには問題がある。詩人・ロッセティのコレクション編集の際、「客観的」に見えるデジタル・アーカイブズが提唱されたが、著者は印刷版から電子版を編集する行為の過程でその問題点に気付いた。電子テキストやナレッジサイトを構築する際には、「じ

めじめした貯蔵室」の「カビ」=誤りをできるだけ少なくするよう、掃除や見張りによって誤りを見つけることが必要である。それゆえ、編集者の仕事は古い学術編集版を大胆かつ率直に編集して、新しい学術編集版を補うことであり、それは次の世代へテキストを繋ぐことであるという。

## 第7章:編集文献学の競合する目的を

### 調和させることについて

本章では「ロス」という表現を用いて、学術版の編集過程で失われた要素について考察している。1960年代にはポジティブな編集方針、つまり存在しているテキストから作家の最終的な意図を確立することなどが積極的に強調されてきた。しかし、そのようなポジティブな編集は常に学閥争いや読者からの批判にさらされることになり、編集目的までも見失うことに繋がってしまった。そのようなトラブルを避けるためにも、損失に対して寛容になることが重要で、編集には必然的に損失が含まれることを受け入れるべきだと著者は主張する。例えば、電子テキストにしてしまえば紙やインクの質感は絶対に再現できないし、テキストに作品の改変について注釈を入れればその作品における唯一無二感は失われてしまう。損失について以上のように考えることで、編集者が学術版を編集する際の目的を見誤ることはないし、特定の目的のために編集された学術版に対して読者も寛容になれるだろうと、ある種言い訳のように述べている。

## 第8章:聖人崇拜、文化のエンジニアリング、 モニュメントの構築、 その他の学術版編集の機能

この章では学術版の編集を行う動機について述べている。電子テキスト化以前の時代には文学者に対する聖人崇拜があったため、テキ

ストを文化遺産として保存し、復元することにその目的があった。しかし現在は、利用者にテキストへのアクセスを提供することが主な目的になっており、「文化のエンジニアリング」(文化を編集文献学者が作る)という動機は自己欺瞞だと著者は考えている。「文化のエンジニアリング」という動機を捨て去り、編集文献学者が「完全な」学術版をあきらめると何が残るのか。この答えは、誰もテキストの考察を行わなくなるだろうと著者は予測している。また、仰々しい動機を捨て去ると編集者の荷が軽くなって大胆な解釈が可能となる。学術版に編集者の洞察や批評が入ることは避けられない。これに対して、学術版テキストが主観的になりすぎるという批判がある。しかし、一方で「客観性」を追い求めると、個人の判断が全く介入できなくなり不十分な学術版になるとも考えられる。学術版とは、作品を解釈する際にテキストの歴史が非常に重要であることを証明するものであり、それを様々な分野の学者にアピールしていかなければならない。

## 第9章:審美的な対象――

### 「私たちの喜びの主題」

ここでは英米系とドイツ系の編集文献学者の学術編集版に対する認識の違いを、作家、出版文化が負ってきた歴史的背景を中心に比較している。両者には学術編集版について誤解や認識の相違があり、その相違とは審美的対象への態度の違いである。作家が考える審美的対象の構築を試み、学術編集版で「オーソライズ」(権威を保証)するのが英米系である。これに対してドイツ系は、前者のような構築の仕方ではどうしても個人的解釈が入ってしまうため、ドキュメントをテキストとして読者に提供するための学術編集版を生み出す。このアプローチの違いは、英米系は手稿が残っていないシェイクスピア作品の編集の仕事で

あったのに対して、ドイツ系はゲーテ本人が出版に関わった作品の編集の仕事であった、というその対象をめぐる歴史的背景の違いによるものだと著者は推測している。そして「オンライン」するテキストについても、英米系は作家が明白な指示を出した部分だけと考え、ドイツ系は作家の手が入ったドキュメントすべてと認識している。これらの違いにより、将来の研究者に対して学術版編集に関する影響を与え続けているだろうと著者は述べている。

### 第10章：文学研究における無知

最終章では学問の「無知」について考察している。文学研究の「無知」とは、テキストの「ノイズ」ともテキストの誤りとも言える。ノイズは電子テキスト編集に限って現れる現象ではなく、印刷時代から存在している。このノイズによって論文が台無しになった例を著者は見ている。しかし学問において、無知からくる好奇心は必要なものである。著者は本章の中で「無知」を細かく分類した。しかし、これらの根絶は不可能である。その理由は2つあり、1つは知識にノイズはついてまわるということ。もう1つの理由は、私たちが知る事実は私たちがどのような立場を取るかに依存し、変化するからである。学問の世界から無知を根絶できないからといって絶望する必要はなく、常に違う立場の意見に耳を貸し、探究心を持ち続けなくてはいけない、と締めくくっている。

### 3 ——— まとめ

さて、ここで気になった点をいくつか指摘しておきたい。

まず1点目は用語の難解さである。特に第4章で、学術版出版を電子的インフラストラクチャーとして構築するための問題が描かれているが、「ASCIIファイル」や「CASE 準拠簡

略コード」など、一般の読者にはなじみが薄い言葉が頻出する。本書の内容は編集文献学について広く浅く解説しているので専門的な用語が出てくるのは当たり前であるが、もう少し説明を加えてもいいのではないだろうか。また、同じく第4章ではナレッジサイト構築のノウハウについて説明しているが、すべてを文章で説明しようとしていてわかりにくい。実際のウェブサイトの画像や図を用いて説明すれば、読者はイメージが捉えやすく、すんなりと読むことができるだろうと感じた。

また、本書の中で当たり前に使われている「編集文献学」や「学術版編集」といった用語は、日本の読者には馴染みがない言葉である。「訳者あとがき」の中でその定義や用法の難解さを明星氏が語っているが、冒頭でもう少し明瞭な定義を提示すれば一段とわかりやすいものになったのではないだろうか。

2点目は編集文献学者とアーキビストの果たす仕事の役割についてである。本文中の以下の文章に、著者の編集文献学者とアーキビストに対する認識が端的に述べられている。

アーキビストは、実物、すなわち手稿や本といったものの現物を保存する。一方、編集者は、テキストを過去から生き返らせるか、少なくとも生き返らせたように見せかけるという奇跡のような仕事を行う。(4頁)

著者の主張によると、編集文献学者は学術版編集の電子サイトを構築する際に、編集者の存在・介入を積極的に読者に提示するように求めていることが、以下の文章からわかる。

印刷版に続き、電子版においても、学術編集版の理想の編集者像は変わったのだ。最終的にはプロジェクトから自らの存在をはっきりと大胆に明言したうえで、読者にも、編集行為は批評行為なのだとして理解するように求めるような編集者へと。(200頁)

一方でアーキビストの仕事については、「ライブラリアンやコレクターやアーキビストがテキスト性の物質的な実体を保存するという重要な仕事」(19頁)、「一見真に客観的に見えるデジタル・アーカイブ」(199頁)などのように、単に「資料を保存する」だけの仕事と受け取れる表現が見られるが、果たしてそうなのだろうか。

ここで私が主張したいのは、著者のアーキビスト観に異議を唱えることではない。アーキビストが資料のレファレンスに対してどのように対応するのか、という利用者への提供方法の問題だ。資料提供時におけるアーキビストの資料解釈は、本書で著者が主張している「編集者の介入」にあたる。電子テキストを提供するために、オリジナルテキストに対して積極的に意見を加えていく編集者。利用者に対して、オリジナル資料を提供するアーキビスト。どちらも資料に対するアクセス権を利用者に保証しているが、その提供の方法が異なっていると言える。

具体的には、レファレンスを受ける際に資料解釈までアーキビストが導いてよいのだろうかという疑問がある。もちろんそれはレファレンスする側(利用者)の見識にもよるだろうが、アーキビストのマインドの違いが確実に影響するのではないか。それは取り扱う資料の性格に大きく影響されるものでもあるし、職業観の違いもあり得るだろう。

編集作業をすることは「村をあげての仕事」(126頁)と著者が例える通り、さまざまな職業の人と関わる。そこでアーキビストが果たし得る役割とは単に資料を利用者に提供するだけでいいのか、それともある解釈を提示することまで関わるのか。アーキビストはその資料に精通しているので、時には「編集者」にもなり得るだろう。また、学術版を構築する際には、デジタル・アーカイブズとも深く関係する。著者は本書の中で再三、学術編集版は見えない

コンテキストまで提供することが使命だと述べていて、前述のようにデジタル・アーカイブズは「客観的に見える」という含みを持たせている。これらのことから、編集文献学者もアーキビストも、それぞれの仕事のゴールをしっかりと見定めるべきだと感じたし、アーキビストの職業観について考えさせられる内容であった。

今回、編集文献学をアーカイブズ学と絡めて本書を紹介してきたが、全体を通して感じたことは、両者ともまだまだ発展途上段階であるということだ。そう感じた理由は『ゲーテンベルクからグーグルへ』というタイトルと関係する。このタイトルが示す意味は、「ゲーテンベルクが開発した印刷技術によって多くの市民が本を容易に手に入れられるようになった過去から、「Google」で手軽に電子テキストの本を探ることができる現在へと変化する歴史の流れである。編集文献学の電子テキスト化は始まったばかりで、電子版学術編集の方法について試行錯誤を重ねている。アーカイブズ学も同様に、デジタル・アーカイブズの分野では、技術革新の流れに対応するために常にあわただしく研究している状態だ。そんな時代の中で、本書は文学や編集文献学にどっぷりつかっている人だけでなく、これからアーカイブズ学ともっと深く関わろうしている人にも必要な要素が書かれていると感じた。本書は私が研究テーマとする「文学アーカイブズ」が発展途上な日本において、ガイドラインのような役割を示す一冊となることを期待する。

1—— 明星聖子「文学研究資料の未来をめぐる一考察——編集文献学とアーカイブズ学の狭間で」、『アーカイブズ学研究』第11号、2009年、97頁

2—— 同、98-99頁

報告

---

report

# 1

[2013年度入試説明会講演 | 働きながらアーカイブズ学を学びませんか? — 1]

## アーカイブズ学専攻で学んだこと<sup>[1]</sup>

Let's Study Archival Science: From a Graduate — 1

[報告 | report]

坂口貴弘 | Takahiro Sakaguchi

### 1 — はじめに

私は2008年4月、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻(以下「専攻」)の博士後期課程に第1期生として入学しました。2011年に単位取得退学した後、京都大学大学文書館に就職し、京都大学の歴史に関する資料の受入れ、評価選別、目録データ整備、公開審査、レファレンスなど、アーキビストとしての職務に日々従事しております。ここでは、博士後期課程に在学していた者の立場から、大学院生活を振り返りつつ、専攻への入学を考えている皆さんに何らかのヒントとなるお話ができれば幸いです。

### 2 — 大学院入学まで

私は学部生の頃、大学史担当部署でのアルバイトなどを通じて、自らが在学する大学の歴史に関する資料の整理に関わった経験から、アーキビストとして現代の記録を次代に伝える仕事に携わりたいと思うようになりました。しかし、次第にこの職業をめぐる厳しい現実を知ることになります。

すなわち、日本には専門のアーキビスト養成機関といえるものは存在せず、アーカイブズ学を専門的に学んでから

アーキビストになった方もほとんどいらっしゃらないのが当時の状況でした。また、アーキビストの公募採用はほとんど例がなく、地方自治体の文書館等でも、多くは学芸員、司書、学校教員、あるいは一般の公務員等からの転任者が職員となっているため、アーキビストになりたければまずこれらの職に就く方が早いかもしれない、ということでした。

とはいえ、私がアーキビストを志した頃は、ちょうど日本のアーカイブズをめぐる潮流が変わりつつあったように思います。2003年には『アーカイブズの科学』(柏書房)が刊行され、翌年には日本アーカイブズ学会が誕生しました。また、同じ2003年に内閣府に設けられた「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会」は、公文書管理制度の見直しにつながる端緒となったものであり、6年後の公文書管理法制定につながっています。このように、従来は限られた関係者の間でのみ知られていたアーカイブズという言葉とそれに関する研究、人材養成、法制度等をめぐる課題が次第に広く認識され、その改革が進みつつありました。このような時期にアーキビストへの道をスタートできたことは、とても幸運であったと感じています。

その後、大学院在学中よりいくつかの大学や研究機関等で資料整理のアルバイトなどを経験し、国文学研究資料館

アーカイブズ研究系(当時)で非常勤の研究員として勤務していましたが、2007年、日本で初めての本格的なアーカイブズ学の大学院課程が学習院大学に設置されるとのニュースに接しました。それまでも自分なりに試行錯誤しながらアーカイブズ学を勉強してきたつもりではありましたが、今後この分野の中心拠点の一つとなるであろうアーカイブズ学専攻で本格的に学びたいと考え、博士後期課程の入学試験を受けたところ、合格することができました。

なお、入試対策については、私たち1期生が入試を受けた時は、いわゆる「過去問」はなかったのですが、現在は数年分の過去問が学習院大学のアドミッション・センターで閲覧できます。また、応募書類には入学後の研究テーマについて記入する欄もあります。大学院の場合、限られた年数で一定レベルの研究論文を仕上げるのが求められます。自らが勉強したいことと専攻で学べるのが一致するのか、慎重に検討することが不可欠だと思います。入試説明会に参加し、あるいは専攻の先生方とコンタクトをとって一度相談されることをおすすめします。



### 3 — 大学院生活について

#### 3-1: 授業

専攻の授業の大部分は平日の夕方か、土曜日に開講されます。そのうち、土曜日午後の「アーカイブズ学演習」(ゼミ)には、博士前期・後期を問わず専攻の院生全員が出席することになっています。そこでは主に、院生各自の研究計画や学位論文執筆計画についての報告と質疑応答が行われます。もともと、ゼミでの報告が回ってくるのは1年に2回程度ですので、修士論文や博士論文の指導は、授業時間外に主査の先生方との個別面談の場で主に行われることになります。

#### 3-2: 修士論文・博士論文

専攻を修了するには、所定の単位を修得するなどの他に、学位論文(修士論文・博士論文)の提出が必要です。修士論文については、6月頃の中間発表会、11月頃の最終報告会を経て、翌年1月初旬に提出というスケジュールになっています。

修士論文の執筆に際しては、研究テーマはできるだけ早めに絞り込むよう指導されていました。そのためにも、抽象論ではなく、具体的なアーカイブズ資料や機関といった研究素材を決め、その調査・分析に基づいて論を展開すべきことが強調されました。とはいえ、特定の資料や機関の個別事

例を取り上げて事足りたりとするのではなく、それらがアーカイブズ学全体の中でどのように位置づけられるのかを明確にした上で、分析・考察することが必要になります。

博士後期課程の場合は、単位取得退学者が3年以内に博士論文を提出し、口述試験に合格すれば、課程博士の学位を授与されることになっています。博士論文の提出締切は毎年9月末となっており、専攻では提出の約1年前に中間報告会、約4か月前に最終報告会が開催されます。私の場合、2013年9月に博士論文「米国型記録管理システムの形成とその日本的展開」を提出し、翌年2月の口述試験を経て、「博士(アーカイブズ学)」の学位をいただくことができました。

博士論文の執筆に際しては、研究の「獨創性」「国際性」「応用性」という3つの要素を明確にすること、という指針が示されました。このうち獨創性と国際性はアーカイブズ学への学術的貢献を意味し、必ず盛り込むべき要素ですが、応用性はアーカイブズ活動への実務的貢献にあたり、テーマによっては必ずしも該当しない場合もあります。私の場合、単位取得退学後に首都圏以外の地で就職したこともあり、主査の安藤正人先生の研究室にうかがって直接指導を受ける機会はあまり多くもてませんでした。最終段階では、論文

## アーカイブズ学専攻で 学んだこと

坂口 貴弘

学習院大学大学院 アーカイブズ学専攻入試説明会  
2011年10月26日

### 大学院生活について

- 研修旅行(国内、海外)
- 特別講演会・講義
- 海外での研究発表
- 授業
- 自主的勉強会
- 修士・博士論文

### 米国アーキビスト協会大会(2009年)

- 学習院から院生4名、助教(当時)が参加
- 会場:テキサス州オースティンのホテル
- 参加者数:約1200名(各大学の院生含む)
- Research Forumで発表(口頭・ポスター)
- 学習院からの海外発表奨励金を活用



### 一つの事例

- 米国型記録管理システムの形成とその日本の展開
  - 「アーカイブズ後進国」であった20世紀前半の米国で文書管理とアーカイブズの連携が実現した要因は何か
  - 米国ではなぜ記録管理の専門職が成立したのか
  - 米国国立公文書館はいかに評価選別権限を獲得したか
  - 米国型記録管理システムの本質は日本では的確に理解されてきたのか
- 国内外の一次資料調査
  - 米国の7機関で資料閲覧
  - 撮影画像約9300枚



時並行で進めることで、時間の有効な使い方を学び、また研究と実務の双方に生かせる新たな視点をもつことができたように思います。

### 3-3:米国アーキビスト協会大会での発表

これは専攻の正規のプログラムではありませんでしたが、2009年には院生仲間や助教の先生と一緒に、米国アーキビスト協会(SAA)の年次大会(於:テキサス州オースティン)に参加し、研究発表を行いました。海外のアーカイブズ関係の学会等で研究成果を発表できる機会を探していたところ、毎年夏に1週間にわたり開催される米国アーキビスト協会の大会期間中、リサーチ・フォーラムというプログラムがあることを知りました。シンポジウムや分科会のように特定のテーマが定められているわけではなく、各発表者の研究成果を口頭発表やポスターの形で発表できる場で、米国国外からも参加できるようでした。

当初は1人で参加するつもりだったのですが、3人の院生仲間が関心をもってくれ、各人がリサーチ・フォーラムでの発表に応募した結果、幸いなことに全員が採択されました。また、助教(当時)の森本祥子先生に引率していただき、現地では前年来日されたテキサス大学のD・グレイシー先生が歓迎して下さいのおかげで、1人で参加した場合よりもはるかに楽しく充実した経験をすることができたと思います[2]。多様性の向上を標榜する米国アーキビスト協会にとっても、日本からの5名の参加者は珍しかったようで、私や他の院生たちの写真が、協会が発行する*Archival Outlook*誌の大会特集号(2009年9・10月号)に掲載されました。

米国アーキビスト協会の大会は約1200名(2009年の場合)が一堂に集う大規模なイベントで、世界のアーキビスト仲間の広がりを感じるとともに、米国のアーカイブズ学の水準を直接知る機会ともなりました。海外で研究発表をする院生に対しては、学習院大学から助成金も支給されます。専攻に入学された院生の皆さんには、ぜひとも在学中に世界のアーキビストと直接触れ合う機会を多くもっていただければと思います。

### 3-4:自主的勉強会

在学中は正規の科目履修とは別に、Archival Science Lab.(略称ASL)という名の自主的勉強会をつくっていました。これは、当時の博士後期課程の院生や、他大学の院生なども含めた6名で、ほぼ月1回開催していたものです。専

の1章分の草稿を書き上げるたびに電子メールで送信し、いただいたコメントをもとに修正をしていく、という作業を繰り返していきました。

論文の執筆は、アーキビストの実務とは異なる種類の努力を要する仕事です。先行研究を収集・分析し、研究対象と向き合い、独創性ある成果と考察を生み出すには一定の時間的余裕が求められるため、特に働きながら2年あるいは3年で学位論文を書き上げるのはやはり大変なことであると思います。とはいえ、周囲の環境や人的ネットワークを活用しながら、期限の定められたプロジェクトを計画的に遂行するという点では、他の仕事と共通する部分もあるかもしれません。実際、私も職場の仕事と博士論文執筆を同

攻では、博士前期課程と後期課程の間で履修できる科目にほとんど違いはないのですが、前期課程に比べて修了要件の単位数が少なく、既に各自の研究テーマをもっている後期課程の院生には、ゼミ等とは別に研究面で切磋琢磨できる場が必要だと感じていました。

そこで2009年の1月、土曜日のゼミ終了後に共同研究室を借りて、自分の研究テーマの発表や文献紹介・書評を行う会を始めました。勉強会の水準を維持すべく、メンバーを固定・限定して毎回参加を原則とし、2回に1回は必ず発表の順番が来るようにしました。日常の仕事などに追われる中で着実に研究を進めていくには、研究発表せざるを得ないような機会を自分に課していくことが効果的です。大学院とはただ受動的に講義を聞き、与えられた課題をこなすだけの場所ではありません。現在の専攻でもサブゼミ等の活動が行われているとのことですが[3]、このような院生同士の自主的・積極的な取り組みこそが、大学院での研究の成否を決定づける大きなカギとなるように思います。

#### 4 ——— さまざまな入学の動機

さて、アーカイブズ学専攻に入学することのメリットはいろいろ考えることができますが、ここでは端的に「就職できる」「キャリアアップできる」「研究できる」の3点を挙げてみたいと思います。

##### 4-1: 就職できる

いうまでもなく、専攻に入りさえすればアーキビストとしての就職が保証されているわけではありません。ただ、特にアーカイブズ関係の実務経験をもたない人がアーキビストになりたいと思った場合、専攻への入学はそのための一つの近道となることは間違いのないでしょう。

近年、文書館等の職員を公募するにあたり、応募資格要件の中に「アーカイブズ学」という文言が含まれるケースが増えつつあります。私が気づいた範囲でも、国立公文書館、人事院、宮内庁書陵部、東京都公文書館、福岡共同公文書館、広島市、高松市、法政大学大原社会問題研究所が、歴史学など他の学問分野とともに、アーカイブズ学を学んだ人材を募集していました。このような求人はいまだ多いとはいえませんが、約10年前にアーキビストの就職口を探していた私にとっては、それでも隔世の感があります。学習院にアーカイブズ学専攻が開設され、この分野の人材を養成する教育課程ができたこと自体が、このような求人を増やしている一

つの要因だと思います。

学習院大学のアーカイブズ学専攻は、アーカイブズ学を標榜する日本で唯一の大学院課程ですので、関係者の間で注目されていることは間違いありません。専攻の院生というだけで関心をもってもらえるのは、修了生が少ない今のうちだけです。各種の関係学会・研究会や調査会などに積極的に出かけていき、懇親会で名刺を交換すれば、きっと顔と名前を覚えてもらえるでしょう。専攻の看板を利用できる間に利用して人的ネットワークを広げていくことが、アーキビストへの道を切り拓いていくはずですよ。

さらに、専攻に寄せられるアーカイブズ関連の求人情報は専攻用の掲示板に貼られており、これらの情報が入手しやすい環境であることは確かです。また、ご存じのとおり、専攻の単位を履修することで、日本アーカイブズ学会登録アーキビストの認定を取得しやすくなることも、就職のための武器となるかもしれません。

##### 4-2: キャリアアップできる

既にアーカイブズ関係の仕事に就いているが、さらにキャリアアップしたいという人にも、専攻は格好のチャンスを提供してくれます。社会人が大学院に入ることで得られる成果の一つは、新たな人脈であると思います。専攻の先生方や講師の方々、実習先などでお世話になるの方々、そして院生の仲間たちとのかけがえのないつながりは、現在の仕事を進めていく際にも、さらに転職やキャリアアップを目指す場合にも、大きな力になっていくでしょう。

そもそも、他のアーカイブズ機関の内部で2週間も実習したり、海外のアーカイブズ機関を見学したりという機会は、通常の仕事をしているだけではまず経験できないものです。また、他機関の調査や関係者への詳細なインタビューなども、学位論文執筆のためという大義名分があれば、受け入れてもらえる可能性が高まるでしょう。これらの経験や専攻の講義を通じて得た人脈と知識は、専門職としてきちんと評価されるアーキビストを目指すには欠かせないものだと思います。加えて、修士や博士の学位がとれること、日本アーカイブズ学会登録アーキビストの認定を受けやすくなることも、キャリアアップのために有効でしょう。

##### 4-3: 研究できる

アーカイブズ学の道を究めたい、あるいはこれまでの研究や経験をまとめた発展させていきたいという方にも、専攻はもちろ

ん役立ちます。

研究というのは、どうしても孤独に自分自身と向き合わなければならない要素がありますが、それをサポートしてくれる様々な環境が、研究を成功させる上で欠かせない要素であることも事実です。例えば奨学金、留学の機会、文献資料、研究仲間です。

専攻には院生のための様々な研究助成制度が用意されており、経済的負担を軽減できるとともに、研究資料の購入や調査旅費などに充てることができます。また、国内外での研修旅行への参加に際しても、院生の負担額は低廉に抑えられています。また、専攻は韓国の明知大学校やベトナム国立大学との学術交流協定を締結しており、希望するならば海外の大学でアーカイブズ学の研究を深めることができるでしょう。

また、アーカイブズ学関係の図書・雑誌の充実については特筆しなければなりません。伝統ある他の学問分野に比べれば、アーカイブズ学関連の研究書や論文はいまだ多くはありませんが、海外のものや類縁分野も含めれば、参照されるべき先行研究の蓄積は相当にあることも確かです。ただ、国内の大学には本格的なアーカイブズ学の大学院課程が長く設置されていなかったこともあり、この分野の文献を豊富に所蔵する図書館はほとんどありませんでした。専攻の閲覧室・書庫では、諸外国のアーカイブズ学関連雑誌や国内外のアーカイブズ機関発行物のバックナンバーから最新号までが揃っており、和書・洋書とともに院生は自由に閲覧できるようになっています。また、電子ジャーナル化された雑誌 (*Archival Science* 誌、*Records Management Journal* 誌など) の論文については、大学の情報システムにログインすれば無料でダウンロードすることが可能です。

最良の「研究環境」は、何といっても専攻の先生方、先輩・同級生・後輩の存在でしょう。アーカイブズへの理解、特にアーカイブズ学という学問分野に対する理解がまだまだ広く浸透していない中で、アーカイブズへの思いを共有できる人々と深い議論を交わし、鋭い指摘を受け、切磋琢磨することは何よりの貴重な経験となるはずです。自分の研究を他人に説明してみることで自身の理解がクリアになり、今までの思い込みが独り善がりなものであったことに気づく場合もあります。数多くの授業課題や仕事との両立は困難も多いですが、落ち込むことがあっても励ましあう中で、修了後につながる人間関係ができることこそ、大学院で学ぶことの最大のメリットではないでしょうか。

## 5 — おわりに

そもそも専門職とは、一面からみれば、人任せではなく自分自身で勉強をし、自分の頭で考え、自分で決断を下していくことができる人のことではないでしょうか。専門職としてのアーキビストの一人一人には、仕事をする中で様々な課題に直面したときに、単に慣れ親しんだやり方だからとか、他所でこうしているからとかではなく、より望ましい解決法とは何か、ありとあらゆる手段を用いて調査し、分析し、検討する姿勢が求められます。

特に、アーカイブズに関する理論と方法論の蓄積が浅く、頼るべき先例も多くない現在の日本においては、それはなおさら不可欠な能力です。幸か不幸か、『これさえ読めばあなたも今日からアーキビスト』とか『猿でもわかるアーカイブズ』というような便利な本は存在しません。

アーキビストの養成が、専門学校やオン・ザ・ジョブ・トレーニングではなく、大学院で行われることの意義の一つは、将来アーキビストとして働く中でぶつかる数々の難問を、自ら主体的に学ぶことによって解決していける力をつけることにあるのではないのでしょうか。大学院の講義も、授業での発表やレポートも、実習を受けることも、学位論文を書くこともすべて、最終的には自分でアーカイブズ学の調査や分析ができるようになるための練習であり、トレーニングなのだろうと思います。

日本にはもっと多くのアーキビストが必要です。アーカイブズ学専攻のOBの一人として、実力ある本格派のアーキビストが、この目白の杜から陸続と巣立っていくことを願っております。

1 — この報告は、2013年10月26日(土)に開催された入試説明会に伴う講演会「働きながらアーカイブズ学を学びませんか? — アーキビストを目指して」の記録である。なお、部分的に加筆修正した。報告者は2011年3月に博士後期課程を単位取得退学し、2014年3月に博士(アーカイブズ学)の学位を取得。

2 — この大会については以下の2本の報告も参照されたい。清水恵枝「アメリカンアーキビスト協会2009年大会参加記」、『記録と史料』20号、2010年、53-59頁。森本祥子「これからのアーキビスト養成の課題についての一考察:アメリカの現状をふまえて」、『学習院大学文学部研究年報』vol. 56、2010年、227-246頁

3 — 橋本陽「2012-2013年度自主ゼミ活動報告」、『GCAS Report』Vol. 3、2014年、104-106頁

# 2

[2013年度入試説明会講演 | 働きながらアーカイブズ学を学びませんか? — 2]

## アーカイブズ学を現場に活かす<sup>[1]</sup>

Let's Study Archival Science: From a Graduate — 2

[報告 | report]

土屋昌子 | Masako Tsuchiya

### はじめに

ただいまご紹介いただきました土屋昌子と申します。本日は学習院大学大学院アーカイブズ学専攻の入試説明会ということでお招きいただきました。修了生の事例紹介ということで、大学院で学んだことや、その後それをどのように活かしているかなどについて、皆様にお話しするようこのことでございます。このあと、入学の動機についても少し申し上げますが、私の場合はいわゆる社会人入学です。短期大学卒業以来、長く母校である恵泉女学園という学校に勤務しております。在学中も現在の職場で働きながら、都合4年間、ここに通いました。従いまして、大学院修了後の進路などについて就職活動をした経験はありません。そういった意味で、いま学部で学んでおられる方や、そのほかさまざまな背景をお持ちの皆様に対して、適切なお話ができるかどうかわかりません。お聞き苦しいところがありましたらお許しくださいますようお願いいたします。

これからお話しする内容ですが、大枠で4項目です。まず大学院への進学の動機について、アーカイブズ学と出会うことになった直接のきっかけについてお話します。次に恵泉女学園の史料室について、私はここでぶつかった疑問、悩みの

ゆえに、アーカイブズの世界に足を踏み入れることになり、修士論文のテーマにもつながりましたので、そのあたりのことについて簡単に触れさせていただきます。3つ目としてアーカイブズ学専攻前期課程(修士)での学びについて、そして最後に現在の仕事において、それがどのように活かされているかをお話させていただきます。

### 1 — アーカイブズ学との出会い

わたしはアーカイブズとは関係のない分野で、20年ほどの職歴があります。出身は理系の短大で園芸学を学んで卒業しました。卒論を書きましたが、生化学の実験で植物体のアスコルビン酸の酵素作用に関する内容でした(エンゲイは「吉本系」ではなく、花や野菜を育てるほうです)。母校の実験助手として就職し2年間務めた後、進学の希望があり受験準備のために辞めました。数カ月後学校からお話があり、再び元の職場に戻り短大の女子寮に勤めることになりました。しかし、いつかどこかで勉強の機会を得られたときのためにという思いがあり、英語などの勉強を続けていました。その後、慶應義塾大学の通信教育で哲学を履修し、イギリスの園芸における色彩論の論文で美学の学位を取得しています。



史料室が、年史編纂だけでなく、もともと学園の歴史的な史料を収集し、学園内外の教育活動や研究活動に役立つよう整理、保管するという本来の目的を持った組織だということに気づいたので。最初に仕事を教わった女性は、アルバイトの職域の方でしたが15年のベテランで、閉架式の書庫のどこに何があるのを知っており、データベースを準備し、キーワードから史料を検索していました。

それからいろいろ史料を眺めたりしているうちに、この史料室は20年以上の歴史があり、設置されてから関わってきた人々がその存続に誠実に努力し、全員がパートタイムとして関わりながら、専任のアーキビスト(専門家)の着任を望んでいるということもわかってきました(その方々の史料室の仕事に対する姿勢は創立者に対する敬意と母校に対する信頼と感謝に由来しています)。そのような室員のなかには日本史専攻で教員だった方もあり、安藤正人先生の著作を通してアーカイブズ学を学び、記録史料を扱う専門家の仕事に対して、理解を持っている方がいらっしゃいました。

そういう環境のなかで、2007年の秋に研修に出ることになりました。これが私のアーカイブズ学との最初の出会になります。企業史料協議会の主催する研修講座で、全7回。テーマは「経営記録を確実に保存・利用する手法を学ぶ」。研修費用が高く、たしか6万円位だったため、二人のスタッフが一講座ずつ交代で行かせてもらうことにし、研修報告やおしゃべりを通して、内容を分かち合いました。麴町の厚生会館で殺風景なビルでしたが、木曜日の午後が楽しみな2ヶ月でした。

これは、おもしろい講座でした。講座名、講師陣は、現学習院大学の安藤正人先生、お茶の水女子大学の小風秀雅先生、記録管理学会の小谷允志先生、麗澤大学の佐藤政則先生、そして国文学研究資料館の青木睦先生、フェリス女学院大学の大西比呂志先生と、今改めて眺めても、アーカイブズ学の最先端の授業を聞いているような、ぜいたくな内容でした。そしてこの研修のなかで、翌年の4月に学習院大学の大学院にこのアーカイブズ学を学ぶことのできる専門大学院が発足すること、働きながら学べるような仕組みになっているという情報を得て、心が動かされることになりました。ちなみに、大学院の入試まであまり日がなかったわけですが、受験勉強はこの講座内容と付録についていた文献目録「アーカイブズ学に関する主な図書・研究誌」が大いに役に立ちました。

転身のきっかけは2005年に、勤めていた短大の寮がなくなり、異動の辞令が出て史料室に配属されたのが始まりです。学校は、短大の廃止にあたって、戦後50年続いた短期大学の年史編纂を行うことでした。編纂委員会ができ、通史、資料編を含む50年誌が刊行されたのが2009年です。3年の予定で始まったプロジェクトでしたが2年延び、創立80年を迎える年に出版されることになりました。

この間、わたしは実務を担当し、はじめの2年間は資料整理、後半は資料集の作成に当たりました。はじめは事務仕事の延長くりに考えて始めたのですが、やっていくうちにいろいろと仕事が見えてくると、資料の整理というのはどうも一般的な知識だけでは足りない、と思うようになりました。

一方で編纂委員会の方針に納得のいかないこともいろいろと出てきました。例えば通史は、二つの学科があったため、それぞれを二人の先生方が執筆されることになったのですが、この二人の先生の執筆スタイルがまったく違うのです。プロジェクトのなかから年史編纂という事業に対して失望してしまいました。はじめの2年間にせせと整理した資料はお蔵入りで、なんとなく傷ついた気分でしたのですが、編纂事業も終わりが見えてきた頃、もともと史料室員の方たちが別の資料の整理のため戻っていきました。それを見て、この

## 2 — 恵泉女学園史料室

次に恵泉女学園の史料室の概要についてお話しします。学校は、東京都世田谷区に中高一貫校、多摩市に大学・大学院があります。創立者は1877年生まれの日本人キリスト者で、河井道みちといひます(外国人のミッションボードから宣教師がきて学校を建てたいわゆるミッション系の学校とは違い、一人の日本人女性が、女性の自立と平和な社会をめざして設立したキリスト教主義の学校)。中高1200名、大学・大学院含めて約4000名の小規模の私立学校です。

史料室は、創立50周年の年史編纂事業の前に、資料収集を目的とした委員会の発足をもって始まります。史料室を作った第3代学園長秋田稔が、河井道の学校設立以来、学校のよってきたる流れ、これを歴史と言い換えてもよいと思いますが、これを分かち合っていく、確認しあっていくという思いをこめて次のような言葉「時代によってみえにくくなったりもしているが、流れをきちんととらえよう。恵泉の新しい歴史に加わる生徒達に、学生達に、先生たちに、職員たちに、流れを伝えていくのではないか」を残しています。

主な活動は、史料保存利用機関としての一般的な業務があり、史料の調査、収集、整理、保管、管理、レファレンス、展示、と多様です。そのほか年1回の「史料室だより」の発行、座談会や講演会を企画しています。小さな刊行物を発行することもあり今年の4月には、河井道の歿後60年を覚えて、書籍集を出版しました。

人員構成は、専任1名、アルバイト(週4日から2日まで)3名が実働人数です。年3回運営委員会が招集され、各学校の代表者、総務部長、運営委員長である学園長を交えて、8名で史料室の運営について、基本的な方針を話し合っています。

次に史料室が保管している史料の例を挙げます。学園の記録は定期的な移管はされていません。理事会記録など永年保存の範囲の書類は、総務課が管理し、学籍簿や成績など学校の法令で保存が決められているものは学生課や中高事務室の管理になっています。しかしこれまで校舎の改築などを契機に、部分的に重要な文書の移管は行われており、公文書綴りや創設期の職員会議録、会計簿、学園日誌などを保管しています。河井道関係文書、史料は河井道の歿後、「河井記念室」に保管されていたもので、今も整理作業が続けられています。

学校でのレファレンスの一例をあげると、創設者と関わり

記録を守り、記憶を伝える  
学習院大学大学院人文科学研究科  
**アーカイブズ学専攻 入試説明会**

日時  
**10月26日(土) 14:00~16:30**

会場  
**中央教育研究棟 303 教室**

PROGRAM

**第1部 働きながら、アーカイブズ学を学びませんか？**  
—アーキビストを目指して—  
講演者：土屋 昌子さん(恵泉女学園史料室)  
坂口 貴弘さん(京都大学大学院文書館)  
アーカイブズ学専攻で学ぶ意義、仕事と研究の両立について、修了後に現場で働いたことなど、修了生が共有します。

**第2部 受験案内・個別相談会**  
どんな授業があるの？ 働きながら学べるの？ 修了後の進路は？  
など、皆さんの疑問に教授と現役学生、修了生が個別にお答えします。

2012年度入試説明会

平成26年度 春期入学試験 入試日程

出願期間：2014年1月14日(火)~16日(木)  
試験日：2014年2月20日(木)・21日(金)

科目等履修書も掲載しています。  
(2013年度 科目等履修書数：13名)  
詳細は、後日大学ホームページをご覧ください。  
<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/adm/adm/main.html>

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻  
〒171-8588 東京都豊島区目黒1-5-1  
Tel:03-3986-0221 E-mail:gcas-off@gakushuin.ac.jp  
※詳細はホームページをご参照ください。  
<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-hum/arch/>

GCAS  
Graduate Course in Archived Science  
Gakushuin University

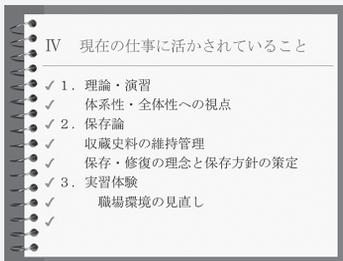
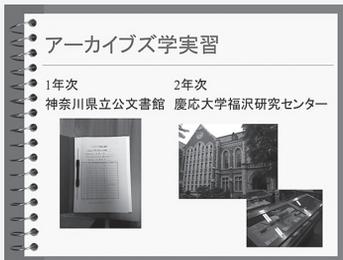
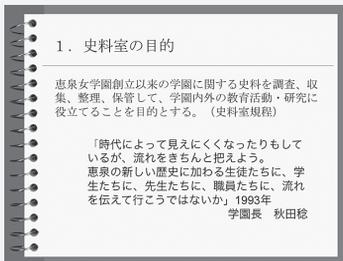
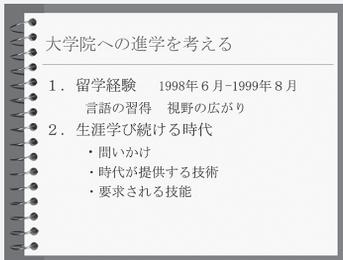
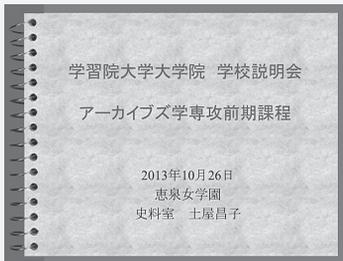
のあった井上準之助、日銀総裁や大蔵大臣をつとめた人物ですが、河井宛の書簡(1931年)が遺されています。この書簡を先日、日本史の先生が、授業のなかで高校生に紹介したいと来室されました。総合授業などでも生徒が史料室を頻繁に利用しています。

## 3 — 専攻での学び

続きまして、3番目の内容(本題)として、アーカイブズ学専攻についてお話しします。カリキュラムの詳細は、ご関心のあるところに沿って、配布資料を見ていただくと、学生の立場から大雑把に2年間を振り返ると、次のような流れになります。

4月に入学するとあっという間にGWですが、ここでいくつかの資料調査への勧誘があります。こういった調査に参加する機会は貴重です。なるべく多くの現場に足を運ぶことをお勧めします。私自身は当初、資料調査に対して関心が薄い者でした。

GWが終わると5月にはアーカイブズ機関実習の案内が始まり、夏休み前に宿泊を伴う国内研修があります。初年度はおおよそ夏休み期間中に、機関実習が行われます。期間は10日から2週間程度で、初年度は割り当て、2年次は



修士論文の内容に合わせて自己開拓する例が多いと思います。秋には国外での研修旅行があり、1年生には費用の補助があります。年度内には修論のテーマを決めます。

2年次は、6月に中間報告、11月に最終報告、1月の冬休み明けに論文提出。このスケジュールで、間に機関実習があります。実感としてかなり忙しく、この間の授業で課せられる課題やレポートは、できる限り修論のテーマに結び付けていくなどの工夫が必要です。

次にアーカイブズ機関実習についてです。私は、1年次に神奈川県立公文書館、2年次は自己開拓で慶應義塾大学の福澤研究センターで行いました。写真(左スライド5枚目)は提出した実習日誌ですが、12日間の出勤簿が表になっています。左側は三田キャンパスで、センターが入っている旧図書館と、高校の図書館にある『学問のすすめ』の初版本などが展示されているコーナーです。それぞれ、実績の豊富な歴史ある組織による受け入れて、緊張し、時間と労力を要しました。大変でしたが、非常によい経験をさせていただきました。

資料調査に関しては、在学中に参加できた調査活動のうち、島根県と広島県の県境に近い、島根県飯南町の調査が印象深い経験でした。これはアーカイブズ学専攻が島根大学、飯南町役場と協力して数年をかけて調査しているもので、各学校、団体から学生や役場の職員のボランティアが集まり、合宿形式で行われています。私が参加した2011年度が初年度で、まず旧役場の蔵から史料を選び出すところから始まり、4日目に内容目録を採るところまででしたが、史料の扱い方や目録の採り方などの基本的な作業から、数年がかりの調査の計画全体をアーカイブズ学専攻の院生がリードを取って行うなど、調査の進め方まで、ひとつひとつがよい勉強になりました。

これらの、実習や調査の経験は、アーカイブズ学の理論に裏づけされて行われていること、あるいはそれに照らして考え直してみることが重要で、そのことによって、単なる技術論にとどまらず技術の裏づけとなる理論を構築していくことができるものだと考えます。

次に修士論文についてです。修士論文は、そのような具体的な資料群を前に、その公開・利用までの過程について、様々な切り口から理論化して行く作業だと思います。わたしは入学時に提出した論文テーマを変更し、2年目から職場で取り扱っている史料を対象として取り組みました。業務との兼ね合いで悩むこともありましたが、結果的には自分が直接手で

触れられる資料を修論のテーマにしてよかったと思います。

(修士論文テーマ)

私立学校における記録史料の保存と活用 ― 短大史編纂を契機として

演習や、調査、実習を通して具体的な資料群の整理をいくつか経験するなかで徐々にわかるようになったことですが、まだまだ普遍的な理論が構築されているわけではありませんから、修論の執筆にあたっては試行錯誤するしかないという状況があると思います。また、ひとつの結論を導こうとする際にも、暫定的な推論として書くしかなく、論の構築は長いスパンで取り組んでいくというような修了生も多いと思います。先が見えずに苦むこともあります、取り組む価値のあるチャレンジです、そのことが日本のアーカイブズ学の底上げにつながっていくと感ずることができるのも、学習院ならではの醍醐味ではないでしょうか。

#### 4 ― アーカイブズ学を大学院で学ぶ

最近同じ職種の人々との会合などに出ると、「学習院で学んでどうでしたか」と聞かれることが多くなりました。アーカイブズ学に対して関心が高まっていることを肌で感じます。「実際に立つことはありますか?」とやや否定的に尋ねられることもあります。しかし、答えに窮することはありません。保存などの技術的な話はわかりやすいので、そのような内容で答えることもあります、改めて自分自身に問い直してみると、次のようにまとめられるでしょうか。

現在の仕事に活かされていること

1. 理論・演習  
体系性・全体性への視点
2. 保存論  
収蔵資料の維持管理  
保存・修復の理念と保存方針の策定
3. 実習体験  
職場環境の見直し

まず第一に強調したいのは、全体性への視点が身についたということです。これは、実際にいろいろな調査に取り掛かる場合に、まずは段階的な調査を想定するわけですが、それを行う前提として大切なことです。各論は様々ありますが、アー

カイブズ学の視点として、組織、あるいは個人の活動の全体を幅広く捉え、体系性と全体性の担保が必要であることを理論的に学んでいることは財産となっていると思います。

第二に、理論としてよりも技術的なところですが、収蔵資料の維持管理に関する実際的な知識と、計画性、方針をもった資料管理の考え方は、予算申請などの具体的なところで話に説得力を持たせる力となっています。

第三に私の場合、あちこちの資料保存機関に見学に行くと、そのことが職場環境の見直しにつながります。各々の機関は人数や予算などサイズも様々ですが、目の付け所やちょっとした工夫に気がつくと嬉しいものです。現場の日常業務のなかでは、もう少し研究を進めて、資料保存を公開までのシステムとして確立させて行く努力が必要とされているところです。

まだ少し時間に余裕があるので、大学院への進学について少し考えているところをお話したいと思います。私は30代の半ばで1年間留学の機会がありました。学校の職員として在職しながら国外研修に出していただいたのですが、それによって視野が大変広がりました。多様な国々からの留学生との交流、特に南米や東欧の学生との交流はかけがえのない経験となりました。またこの間、不十分ながら語学の習得ができたことは大学院への進学を後押ししています。現代社会は、技術革新をはじめ様々な形で変化を続け、若い人のみならず年齢を重ねても、職場においてそれらを活用するために、また変化する時代に対応するために、研修や学びが日々要求されています。職場を離れた場面でも人生を問い、役割や生きる意味を求めて思索することも必要でしょう。現代は、個人が学校を卒業してからも生涯学び続ける意識を持つことが必要な時代ではないでしょうか。職場が提供する研修などの機会もありますが、自分なりの人生の歩みにおいて、出会うチャレンジに勇気をもって取り組んでみることも、意味のあることだと思います。それによってひとりひとり、より豊かな人生を目指していくことができるのではないかと思います。

長い時間、ご清聴いただき、ありがとうございました。

1 ―― この報告は、2013年10月26日(土)に開催された入試説明会に伴う講演会「働きながらアーカイブズ学を学びませんか? ―― アーキビストを目指して」の記録である。報告者は2012年3月に博士前期課程を修了。

# 3

## 日本建築学会によるレコード・サーヴェイを分析する

アーカイブズ学の観点から

An Analysis of Record Survey by Architectural Institute of Japan: From a Perspective of Archival Science

[報告 | report]

齋藤歩 | Ayumu Saito

日本建築学会建築歴史・意匠委員会は近現代建築資料全国調査特別ワーキング・グループ(以下WG)を設置し、2013年度に全国を対象としたレコード・サーヴェイ(記録群の所在調査)を実施した。この調査は、2013年に開館した国立近現代建築資料館の委託事業であり、公募を経て一般社団法人日本建築学会の建築歴史・意匠委員会が受託したものである。その成果として800件を超える記録群の情報がリストにまとめられ、2014年3月に事業報告書が作成された。同年9月の日本建築学会大会では、その経緯と成果をめぐってパネルディスカッションが開催され、筆者はアーカイブズ学の立場から調査結果を分析して今後の課題について述べた[1]。本報告は、その口頭発表をもとに成稿したものである。

アーカイブズ学のコミュニティへのこの現状を投げかけることは、それ自体が特別な意味を持つ——。1990年代後半以降の日本建築学会によるいくつかの試みはアーカイブズ学の実践に接近しており[2]、その知見が生かされるチャンスもあった。それにもかかわらず、共同すべき両者が継続的に接点を持つことはなかった。したがって建築学に向けてアーカイブズ学に基づく考え方を披露するだけでなく、アーカイブズ学の研究者と現状を共有することにも、この活動が

大きく発展するきっかけが潜んでいるはずであり、本報告は両者の橋渡し役でもある。

### 1 —— 調査の目的

本調査の目的をあらためて確認することからはじめたい[表1]。ここでは「近現代建築資料(図面や模型等)」に関して、第一に「全国的な所在情報の調査」、第二に「属性・種別の包括的把握」、第三に「情報管理方法の提案」を目的に掲げている。調査対象機関への協力依頼状には「全国の近現代建築資料の保管状況を網羅した全国的な基礎台帳を作成することを第一の目的」とも記している。したがって、初めに目的として挙げた三つの段階を経て、最終的には「全国的な基礎台帳」を作成することがこの事業の目指す到達点と理解できる[図1]。

以上を前提として、本稿ではとくに第二段階以降——「属性・種別の把握」と「情報管理」——について検討し、「基礎台帳」の作成について方策を示すことを目的とする。そのためにアーカイブズ学に基づいて今回の調査結果を分析・考察する。その際の調査結果とは、当該調査の報告書として作成された『平成25年度文化庁委託事業：我が国の近現代建築資料の

事業名	我が国の近現代建築資料所在情報の概要把握と情報管理方法の提案
事業目的	我が国の近現代建築資料(図面や模型等)について、大学、建築関係諸団体との連携を図り、各地域で情報交換会を開催すること等によって全国的な所在情報の調査を行う。各地域の状況を概要把握するとともに、近現代建築資料の我が国特有の属性・種別を全国的に包括把握することによって情報管理方法の提案を行うことを目的とする。
事業期間	2013年7月29日～2014年3月31日
事業内容	(1) 全国的な近現代建築資料の所在情報調査を企画する。 (2) 各地域(北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州・沖縄)において情報交換会(シンポジウム等)を開催する。 (3) 各地域の大学、建築関係諸団体等との連携を図り、近現代建築資料(図面や模型等)の現況の概要把握を行い、概要リスト(属性、種別、量など)を作成する。 (4) 近現代建築資料の我が国特有の属性・種別を包括的に把握する。 (5) 上記(4)の資料属性の包括把握に基づく所在情報管理方法を提案する。
事業実施者	一般社団法人日本建築学会

所在情報の概要把握と情報管理方法の提案 調査研究報告書』(日本建築学会、2014)[3]に掲載された情報とする。

## 2 — 調査結果の分析

『報告書』に収録された「調査成果一覧表」には814件の記録群の名称が並ぶ[4]。その項目は「①調査シート整理番号」「②資料名称」「③資料の所蔵先」「④所蔵先種別」「⑤公開状況」「⑥展覧会の実績」「⑦整理状況/整理方法」「⑧所蔵状況(資料総量の概要)」「⑨含まれる主な作品等」である。ここでは③④⑧を中心に分析して、所蔵機関と記録群の種別(タイプ)について考察する。

### 2-1: 所蔵機関タイプ

(分析対象:「③資料の所蔵先」「④所蔵先種別」)

「③資料の所蔵先」は『報告書』をまとめるにあたって七つのタイプに分類された。「④所蔵先種別」はこの分類に準じており、判断は機関名(和文)による。よって、国立近現代建築資料館(National Archives of Modern Architecture)であれば「博物館・資料館」に分類されることになる — Archivesだからといって「図書館・文書館」ではない。

このような方針で分類された所蔵機関タイプの件数をまとめた[表2]。公開と非公開の列が「調査成果一覧表」の情報で、ここまでの合計が814件となる。『報告書』に記載はないが、これ以外に未調査機関がある。日程の都合などで調査を見送った機関であり、これらも含めると調査終了時点でWGとして把握している記録群は1,150件となる。

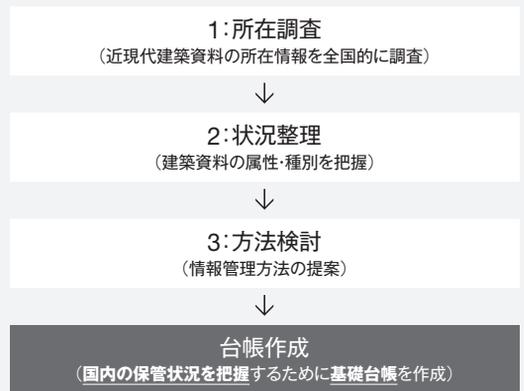


図1 — WGによる調査・研究の三段階

表2 — 所蔵機関タイプと数量

(数値は記録群の件数。太枠内が「調査成果一覧表」の掲載内容)[5]

	公開	非公開	未調査	合計
1. 設計事務所	45	18	18	81
2. 研究教育機関	140	25	58	223
3. 博物館・資料館	149	24	75	248
4. 図書館・文書館	60	5	18	83
5. 行政・公的機関	149	25	63	237
6. 企業・団体	87	27	95	209
7. 個人	38	4	9	51
8. 無記名	18	0	0	18
合計	686	128	336	1,150

これらの情報を検証するためにグラフをいくつか作成した。図2は公開情報のみの分布を示す。図3はさらに非公開と未調査を加えたグラフである。配分の序列は変わらないものの、「企業・団体」の割合増加が目立つ[6]。さらに、公開率を算出すると全体が約60%なので、「企業・団体」「設計事務所」が大きく下回っていることがわかる[図4]。企業の法令遵守により、建築主の情報を公開できないという事情が反映された結果と考えられる。日本においては特定秘密保護法との関係で機密情報の取り扱いがアーカイブズ学のトピックになっているが、ここにも「組織の機密をいかに把握・管理するか」という昨今のアーカイブズ学の大きな課題が見て取れる。

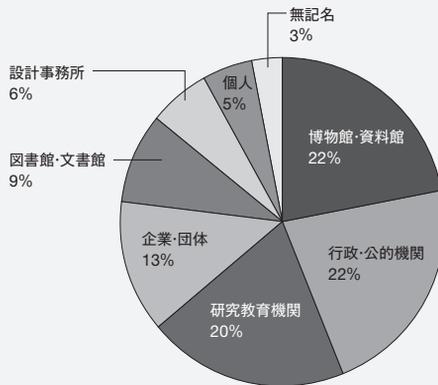


図2 — 機関タイプの分布(公開のみ)

### 2-2: 資料タイプ(分析対象:「⑧所蔵状況」)

今回の調査で使用された「調査シート」を見ると[図5]、調査のポイントを知ることができる。そのうち「資料の種類」には、あらかじめ18種のタイプが示されている。資料タイプは、前項の機関タイプとは違って調査前に定められており、その内容の一部は、「調査結果一覧表」の「⑧所蔵状況(資料総量の概要)」に反映されている。しかし、語彙統制が不十分なうえに、分量の単位もまちまち(棚、キャビネット、冊、箱、図面ケース、ファイル、畳など)なので、この項目を定量的に整理することは難しい。ただし、18の分類に対して調査担当者がどのような解釈を下したのかを知ることができる。そこで、調査者が記入した用語を整理した[表3]。ここでは、調査で使われた表現の揺れを例示することに主眼を置いているため、用語の抽出に関して網羅性は担保していない。また、「資料タイプ」と「調査者による表現」の関係は筆者による推測である。

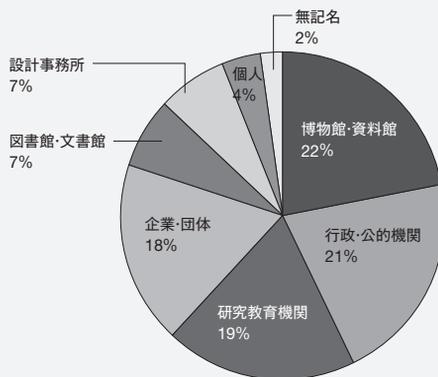


図3 — 機関タイプの分布(総合)

## 3 — 考察

以上の記録群についてアーカイブズ学の観点から考察し、「情報管理」のヒントを示したい。

### 3-1: 所蔵機関タイプからわかること

#### 「建築レコード」という考え方

今回は調査方針の多くを調査者や各地区に委ねたうえに、時間の制約があり候補とされながらも見送られた機関もあった。そのため、この集計結果が日本の現状をありのままに反映したものとは言い難い。しかし、限られた時間のなかでできることから調査対象を定めていくことによって、散在

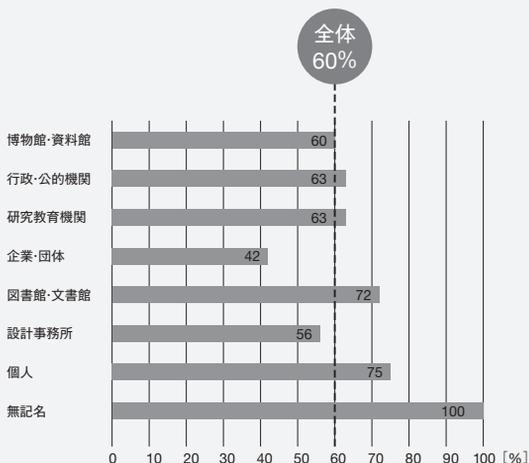


図4 — 機関タイプ別の公開率

近現代建築資料所蔵状況調査 調査シート

整理番号	/				調査年月日	年 月 日	
					調査員		
資料の名称							
収蔵場所・室名				所在地			
収納用品	簡・図面ファイル	図面ケース	書架・棚	段ボール	その他 ( )		
管理責任者	氏名:				氏名:		
	役職:				連絡担当者	役職:	
					TEL:		
調査結果公開の可否	可	不可	部分的に可 (公開の項目: )				
資料の所有形態	寄贈	寄贈時期:					
	寄託	所有権保持者:					
	当初から所蔵						
	その他						
資料の収蔵時期							
以前の保管場所							
移管の経緯							
資料の総量							
整理の進捗状況	終了	一部終了	未整理				
整理方法	資料目録作成	図面デジタル化	図面マイクロ化	データベース	その他 ( )		
廃棄した資料							
資料整理の経費							
公開の状況	公開	主な公開資料:					
	非公開	非公開の理由:					
展覧会の実績	有り	展覧会の名称:					
	なし	開催時期:					
カタログ・冊子の制作	カタログ	名称:					
	冊子	名称:					
資料の種類	図面 (原図)	青焼き図面	スケッチ	実測野帳	工事関係書類	模型	
	写真	手紙	日記類	フィルム・乾板	動画	カタログ	
	部品・サンプル	解体部材	書類ファイル	書籍 (和綴じ)	書籍 (洋書)	古文書	
	その他						
資料の範囲							
含まれる主な作品							
特記事項							

※資料の保管方法に関する詳細調査 (管理場所図面、収納方法毎の個数、サイズなど) は、別添え書類 (PDF) にまとめ、添付すること。

図5 — 調査シート[7]

表3 — 資料タイプと一覧表内の表現

資料タイプ	調査者による表現 (例)
01 図面 (原図)	CADデータ、卒業設計作品
02 青焼き図面	ブループリント、縮小製本図面
03 スケッチ	スケッチブック
04 実測野帳	調査図面
05 工事関係書類	設計書、契約書、確認申請副本、見積書、積算書類
06 模型	建築模型、石膏模型
07 写真	アルバム
08 手紙	書簡、絵はがき
09 日記類	講義ノート、取材ノート、スクラップ・ブック

資料タイプ	調査者による表現 (例)
10 フィルム・乾板	マイクロフィルム、スライド
11 動画	カセットテープ、音声データ
12 カタログ	建材総合カタログ、釉薬発色見本
13 部品・サンプル	大工道具、カメラ
14 解体部材	建具、家具
15 書類ファイル	簿冊、文書ファイル
16 書籍 (和綴じ)	雑誌、報告書
17 書籍 (洋書)	蔵書
18 古文書	複写古文書

する記録群の全体像を現時点で認識されている限りにおいて描こうとはしている。そう考えると、表2と図2～4は、今回の調査にあたった専門家たちがこれまでに頭のなかで漠然とイメージしてきた全国の所在状況の可視化(数値化)と理解できるだろう。

博物館、資料館、図書館、文書館、設計事務所、企業、行政機関、研究教育機関、個人——。機関タイプは多岐にわたることが示された。この段階で注目すべきは、分類が必要なほどに機関が多様性に満ちていることである。すなわち、確固たる「建築アーカイブズ」なるものが存在するのではなく、むしろ社会のいたるところに記録が存在している実態が明らかになった[8]。

じつはこうした特徴はすでに把握されており、アーキビストや研究者のあいだでは国際的に理解の共有が進んでいる。そのためアーカイブズ学における建築分野の研究では、機関ではなく、記録自体に注目する傾向がある。そうした研究領域は「建築レコード(Architectural Records)」と呼ばれ、古くからアーカイブズ学における議論の対象となってきた[9]。この分野の記録管理を牽引してきた米国アーキビスト協会のコミュニティは、建築レコード・ラウンドテーブル(Architectural Records Roundtable)と呼ばれているし、国際公文書館会議内にも、建築レコード部門(Section on Architectural Records)が設置されている。他方、「建築アーカイブズ(Architectural Archives)」は、機関名を示す固有名詞にとどまる。たとえば、テキサス大学オースティン校アレキサンダー建築アーカイブ(Alexander Architectural Archive, the University of Texas at Austin)などがある。

建築レコードという考え方を採用して目指すべきは、アーカイブズ機関の確立だけでなく、さまざま機関が所蔵している建築レコードを機関同士の連携によって面的に保存する分散管理体制の構築でもある。ひとつの建築の実現に多くの職能が関与するために、このような考え方は建築レコードを管理するためには原理的に不可避であり、必ずしも今日的な課題ではない。たとえば、米国では1970年代以降のアーカイブズ学に基づく試みのなかで、建築レコードの分散的な管理はすでに試行されてきた[10]。また、複数の機関が連携する方法は、アーカイブズ学においてジャンルを問わず実践される戦略のひとつでもある[11]。

建築レコードは遍在することが特徴のひとつであるため、われわれが想像もしなかったかたちで建築レコードが残されている可能性がある。そうした未知の存在の発見によ

て、自らの現状認識の限界が明らかになることすらあるかもしれない。視野を広く保つことはいうまでもなく、調査が継続することで、機関タイプの項目や分布がどのように変化するかにも注目すべきだろう。

3-2:資料タイプからわかること——「検索手段」の構築へ  
建築レコードとはなにを指すのか。また、今回の調査でシートに記入された資料種別はどのように整理していけばよいのだろうか——。調査の最終的な目的は「基礎台帳」の作成であった。関連して次に検討したいのは、所在の全貌を把握するための目録の作成手法、すなわち編成(archival arrangement)と記述(archival description)についてである。

### 3-2-1:編成——なにが「建築レコード」なのか

カリフォルニア大学バークレー校環境デザイン・アーカイブズのウェイヴェリー・ロウエルらは、2000年に「スタンダード・シリーズ」を発表することで建築レコードを編成するための標準的なモデルを示した[12]。ここのポイントは、建築レコードが私文書(paper)と業務記録(record)を含んだ8種類の記録群からなることにある[表4]。このモデルは記録タイプの具体例も示しており、おもに設計プロセスで作成される建築レコードの特徴を端的に表現することに成功している[13]。

ここで示した記録タイプは一例に過ぎず、建築レコードの豊かさを制限するものであってはならない。建築が成立するための創造的なプロセスの再現を阻むことにもつながるからだ。同様にスタンダード・シリーズは記録群を編成するための絶対的なモデルでもない。アーカイブズ学における「出所」や「原秩序尊重」の原則は踏まえたうえで、記録の背景が不明瞭な場合に限り参照する指針である。

今回の調査結果と比較すれば、1～3の私文書にあたる部分は「建築資料」が広くとらえられていきっかけになるのではないか。日常的な「個人文書(personal papers)」や教育機関における「教員文書(faculty papers)」は日本における「建築資料」の旧来のイメージからは逸脱するかもしれないが、設計者や技術者の活動を学び建築物の背景を理解するうえで極めて重要な情報となる。建築がつくられていくなかで直接的な影響は明らかではないとしても、このような私文書が残す情報の意義を否定する必要はないだろう。

### 3-2-2:記述——機関を横断する「ガイド」

アーカイブズ学における記述は「検索手段(finding aid)」を

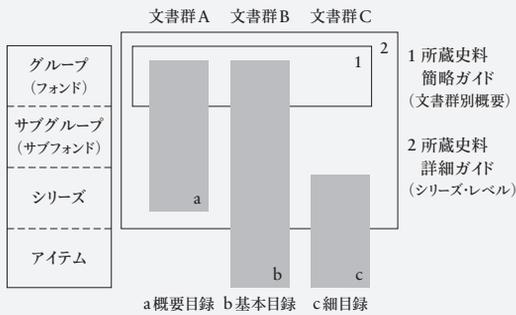


図6 — 検索手段の対象範囲。カタログ(a-c)とガイド(1,2) [14]

構築する作業と言える。検索手段には図6で示すようにさまざまな種類があり、目的に応じて異なるレベルと範囲の記述が必要となる。

たとえば、記録群毎の検索手段は「カタログ」と呼ばれ、a～cに該当する。作成方法や情報の精度は千差万別だとしても、目録というかたちですでになんらかのカタログを所持している機関は多いだろう。翻って、1と2は「ガイド」と呼ばれ、各機関がどのような建築レコードを所蔵しているかを横断的に把握するためのツールである。『報告書』に掲載された「調査成果一覧表」は日本全国を対象としたガイドの一種と位置づけられる。

近年では、電子カタログをウェブサイトで公開している機関も多い。同様に多くのアーカイブズ機関等を横断して検索できる電子ガイドも存在する。後者のひとつに「ArchiveGrid」[15]がある。ここでの記述項目は「記録群名」「機関名」「分量」「おもな種別(表5で示したシリーズまたはサブシリーズレベルの情報)」と、限られた情報でコンパクトに記録群の概要を示している。検索結果ではこれらの情報とともに、各機関が作成した詳細なカタログへのリンクを配している。あるいは、スミソニアン協会ほどの大規模組織であれば、

組織内を横断するガイドを作成して管轄毎のカタログへ導く体制を採る。このガイドは「SIRIS」[16]と呼ばれ、「記録群名」「作成者」「分量」「種別」「所在地」「年代」「概要」等の情報を持ち、それ以上の詳細情報は専門組織のカタログを参照するかたちになっている。こうした事例は、今回の調査で掲げられた第三の目的「情報管理」のヒントともなるだろう。このようなガイドは、古くは冊子体で作成されており、電子媒体は利便性が向上したに過ぎない。つまり媒体が違っても基本理念は同じなのでこちらも参照の価値は高い[17]。

### 3-3:「基礎台帳」とはなにか——利用をめぐる

再び調査・研究のプロセスを確認したい[図1]。三つのステップのさきには全国の建築レコードの所在情報を記した「基礎台帳」の作成を見据えている。最後にこの「基礎台帳」について検討する。

本調査では「基礎台帳」を「全国の大学・公的機関、民間建設企業、建築設計事務所、また資料の所蔵が期待される個人を含め、調査対象を幅広く設定し、全国の近現代建築資料の保管状況を網羅した全国的な基礎台帳」[18]と位置づけている。全国を対象に所在情報を求めている点で、本稿でガイドと定めた「調査成果一覧表」と同じ検索機能ではある。しかしそれ以上の詳しい用途を明示していない以上、アーカイブズ学の用語を一律にあてはめるにはリスクをとまなう。たとえば、「土地台帳(land register)」から「レジスター」を連想したとしても、アーカイブズ学の用語としてのレジスターは「アイテムレベルの項目(entries)を含むリスト」[19]であり、直ちにここでの「基礎台帳」と結びつけるまでには至らない。なにをもって「資料の保管状況を網羅した」と評価するかは議論の余地が残されている。

今回の調査で作成されたすべての「調査シート」[図5]は、調査委託者である文化庁長官官房政策課へ納められ

表4 — 「スタンダード・シリーズ」による八つのシリーズ構成

シリーズ	おもなサブシリーズ
1. 個人文書	略歴、日記、書簡、学生時代の作品、旅行記録、写真、家族文書、徴兵関係、スケッチブック、スケジュール帳、著作物
2. 専門文書	書簡、著作物、プレゼンテーション、専門団体および委員会、アワード、調査ノート、資料ファイル、コンサルタント、審査、教員文書、写真、特許
3. 教員文書	管理、教材、調査ノート、資料ファイル、学生の作品、学内委員会
4. 会社記録	管理、書簡、財務、広報、写真、プレゼンテーション、スクラップブック、予定帳、クリップブック、製品カタログ、模型、顧客
5. プロジェクト記録	プロジェクト一覧、ファイル、写真、図面、仕様書、報告書、模型、報告書
6. 大規模プロジェクト	ファイル、写真、図面、仕様書、契約書、模型、報告書
7. 美術品、工芸品	
8. 追加寄贈資料	

ており、実質的にはこれらのシート群が現時点での「基礎台帳」と考えられる。そのうち外部への公開を前提としない機関の情報は公開を避けることになった。そのため「調査成果一覧表」は、「調査シート」の情報を編集して『報告書』で公開されたのである。公開に段階が設けられたことは情報の公開率(約60%)に表われているし、本事業の最終報告会でも「近現代建築資料をめぐる情報公開の問題点」として議論の対象ともなった[20]。

建築レコードを所有しているからといって公開が原則とは限らないし、利用にさまざまな制限を設けている場合もあるだろう。遍在する建築レコードを調査するために「調査対象を幅広く設定する」ことは、利用をめぐる多様性と向き合うことを意味する。本事業で期待される「基礎台帳」は、少なくとも閲覧制限が付与された検索手段といえる。「調査成果一覧表」と「基礎台帳」の境界はここにある。調査結果の公開方法——広く一般の利用者に向けられるか、組織内部の利用を前提とするか、公開にあたり編集が施されるか——によって、情報提供側の対応も変わるはずである。したがって、今後の調査をより網羅的に進めるためには、情報の公開/非公開について——必要に応じて初年度の成果物を見せながら——明快に説明することが不可欠となる。

#### 4 —— 今後の課題

2014年度の継続事業も同WGが受託し、すでに追跡調査が始まっている[21]。今後は、所在情報の整理だけでなく、個々の現場における物的な修復方法の確立や保存環境の整備も必要になるだろう。また、電子記録の取り扱いも早い段階で視野に入れておかなければならない。しかし、幸いなことに多くの課題に対しては国際的な検討がなされており、すでに指針が示されているケースも少なくない。よって、しかるべき事例へいつでもアクセス可能な体制を継続的に確保できるかが次のステップへの鍵となるだろう。

米国におけるレコード・サーベイから始まった1970年代以降のCOPARの取り組みや、英国の19世紀前半以降の王立英国建築家協会による建築図面の収集と保存。そうした伝統ある取り組みに並ぶ活動が日本でもついにスタートした。その第一歩として今回の調査・研究を位置づけるとすれば、そこで必要とされるアーカイブズ学の創造力は未踏の地である日本やアジア地域でなかに実現するだろうか。さらなる展開に胸が高鳴る。

1 —— 齋藤歩「日本の『建築資料』の属性と特徴——アーカイブズ学に基づく分析」(2014年度日本建築学会大会 建築歴史・意匠部門パネルディスカッション「近現代建築資料の現状と今後の課題——近現代建築資料全国調査特別WGを受けて」、神戸大学、2014年9月13日)。

2 —— 日本建築学会の試みは以下にまとめられている。山崎綱介「近現代建築資料所蔵状況全国調査」の目的と課題「近現代建築資料の現状と今後の課題——近現代建築資料全国調査特別WGを受けて」(日本建築学会建築歴史・意匠委員会、2014)12-15頁。

3 —— 本稿において特別の断りがない限り『報告書』とする。

4 —— 公開情報は686件。一方「リスト非公開130件」と記されているが、実際には128件。出典=『報告書』24頁。

5 —— ヒアリングやリストを参照した調査は、「無記名」としてひとつにまとめた。「未調査」の件数は、国立近現代建築資料館所蔵の調査シート(非公開)を参照した。

6 —— ここで断っておく必要があるのは、これらは記録群の数であり、記録(アイテム)の数ではない点である。万が一、アイテム数を数値化できるならば、作成元である「企業・団体」「設計事務所」が上位となるだろう。

7 —— 「近現代建築資料の現状と今後の課題」15頁。

8 —— 関連して、資料タイプの用語の不統一は機関タイプの多様性に起因すると考えられる(たとえば、書籍に対する「雑誌」「報告書」などの詳細な分類は図書館に多く見られる)。

9 —— 日本においてアーカイブズ学に基づく建築分野の記録管理を検討する場合、現時点では国外で繰り返されてきた建築レコードの先行研究を参照せざるをえない。そのこともあり、日本においてはまだなじみが薄いことは承知しながらも、筆者は研究を進めるうえで積極的にこの用語を使うことにしている。

10 —— 1973年に設立した米国のCOPAR(Cooperative Preservation of Architectural Records=建築レコードの共同保存)は州や地域ごとに建築レコードの保存と管理にあたる専門家集団である。

11 —— ヘレン・サミュエルズらによって1980年代に「ドキュメンテーション戦略」が提唱され、組織を横断した記録管理が志向された。

12 —— Kelcy Shepherd and Waverly Lowell, *Standard Series for Architecture and Landscape Design Records: A Tool for the Arrangement and Description of Archival Collections*, Environmental Design archives, University of California, Berkeley, 2000/ 2010.

13 —— 「スタンダード・シリーズ」や編成については以下を参照。齋藤歩「建築レコードの目録編成モデル——『スタンダード・シリーズ』から考える」(『GCAS Report』Vol. 3, 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ専攻, 2014)20-41頁。

14 —— 安藤正人『記録史科学と現代——アーカイブズの科学をめざして』(吉川弘文館, 1998)175頁。

15 —— 'ArchiveGrid'. URL=<http://beta.worldcat.org/archivegrid/>

16 —— 'SIRIS'. URL=<http://www.siris.si.edu/> 以上URLは2014年9月30日最終確認。

17 —— 代表的なガイドとして、サンフランシスコ湾岸地域を対象とした *Architectural Records in the San Francisco Bay Area: A Guide to Research* (Garland, 1988) や王立英国建築家協会の *Architecture in Manuscript, 1601-1996: Guide to the British Architectural Library Manuscripts and Archives Collection* (Mansell Pub., 1998) などがある。前者は機関タイプを①建築事務所、②レポジトリ、③行政機関に分類して建築レコードの所在情報をまとめている[表5]。後者はコレクション名と概要等が記されている[表6]。

18 —— 『報告書』6頁。

19 — A Glossary of Archival and Records Terminology, Society of American Archivists, 2005, p. 149, 338.

20 — とくに笠原一人氏による以下の発言はこのことを端的に示している。「調査シートの記入欄について気を使ったのが、『調査成果公開の可否』の欄である。資料調査に際して、先方が気にするのは多くが調査成果の公開についてであった。調査シートをそのまま公開するのではなく、内容を抜粋して報告書に載せるということを説明すると、先方の対応が柔和になったケースがあった。ここは調査シートを見るだけではわからず、説明が必要で、なおかつその程度が不透明である。調査成果の公開については、デリケートに扱っていただきたい」。出典 = 『報告書』38頁。

21 — 2014年度の業務実施課題は以下の4点。

- (1) 未調査地域および必要な事例に対する追加調査と近現代建築資料概要リストの充実
- (2) 我が国における近現代建築資料の特徴に関する分析・研究と保存に向けた提案
- (3) 近現代建築資料の保管や調査を行っている機関との連携体制構築の推進
- (4) 近現代建築資料の劣化、散逸、海外への流出などを防ぐための手法の企画・実施

表5 — Architectural Records in the San Francisco Bay Areaの構成

所蔵機関タイプ(掲載件数)	記述項目
①建築事務所(148)	記録群名
	沿革
	主要業務
	記録種別
	アクセス(目録の有無など)
②レポジトリー(97)	機関名
	住所
	担当者名
	部局
	範囲
	記録種別
	アクセス(目録の有無など)
	開館時間
	複製物
③行政機関(42)	機関名
	住所
	電話
	担当者名
	記録種別
	アクセス(目録の有無など)
	開館時間
複製物	
索引	
建築家名	
事務所名	
行政組織名	

表6 — Architecture in Manuscript, 1601-1996の構成

記述項目(1,568件)
コレクション名
来歴
分量
記録種別
管理番号
索引
人名
地名
主題名

# 4

[報告 | report]

## 日本の舞踊アーカイブズ

慶應義塾大学アート・センターの事例

Dance Archives in Japan: A Case of Keio University Art Center

朱宣映 | Sun-Yung Joo

### 1 — はじめに

本報告は2013年4月から2014年3月までの1年間、協定留学生として学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻に在籍し、日本の舞踊アーカイブズを対象におこなった研究の一部である。当時、「舞台芸術分野へのアーカイブズ学的手法の適用および事例研究——舞踊を中心に」というテーマで、日本各地にある「舞踊アーカイブズ」に該当する機関の訪問調査を行った。日本のアーカイブズ学では古文書や公文書、私文書のような紙資料を対象とした研究は盛んであるが、最近になって文化・芸術分野でもアーカイブズ学を取り入れた研究手法が目目されてきている。しかし、舞台芸術はアーカイブズの対象となる公演がその場限りで失われてしまうという特性をもっているため、公演が行われるまでに生産される記録物をどのように記録し、収集・保存し、サービス提供するのか、という一連の過程が重要である。私は、舞台芸術の中でも学部時代の専攻であった舞踊に、アーカイブズ学的な視点を取り入れようと試みた。

調査した機関の代表的な例は以下の通りである。まず韓国でも注目していた慶應義塾大学アート・センター（以下

KUAC)から調査を始めた。KUACには日本における舞踏を創始した土方巽ひじかたつみに関する「土方巽アーカイヴ」<sup>[1]</sup>があり、世界から舞踏研究者たちが訪れる機関となっている。担当者への6回にわたるインタビューと、土方巽資料の収蔵状況を調査した。夏休みには国立劇場おきなを訪問して、組踊の伝承のための伝承者養成研修を見学し、公演資料の収集、保存方法について調査した。また冬休みには、日本の現代舞踊の先駆者である石井漠いしいぼくに関する資料を保存・展示している、秋田県三種町山本ふるさと文化館を訪れた。ふるさと文化館では、担当者へのインタビューを踏まえて、収蔵資料3箱と展示資料の目録作成、写真撮影を行った。

今回は日本にある舞踊アーカイブズのうち、KUACを紹介する。本報告では、「土方巽アーカイヴ」の担当者である森下隆氏、本間友氏へのインタビューと、KUACの紀要『Booklet』、ニュース・レター『ARTLET』、ウェブサイトを参考とした。

### 2 — 慶應義塾大学アート・センター (KUAC) について

- 設立: 1993年
- 場所: 〒108-8345 東京都港区三田2-15-45

- ・開室時間：9:00-17:00(月曜から金曜まで/土日祝日は閉室)
- ・職員：6名(キュレーター:1名、事務:2名、所員:3名、アルバイト:若干名)
- ・来訪者数：5-10人/週
- ・施設：1階・ギャラリー、2階・事務室、閲覧室、収蔵庫
- ・活動：展覧会(年1回、1階のギャラリーで展示)、コンサート、講義など

1993年に慶應義塾大学の新しい研究所として開設されたKUACは、総合大学の特徴を活かした領域横断性、すなわち様々な学問分野の成果を総合する立場から、現代社会における芸術活動の役割をテーマに、様々な理論研究と実践活動を広く展開している。多様で多価値な新しい時代にふさわしい文化的・芸術的感性の醸成と表現活動の可能性とを追究し、撥刺とした文化環境の創出に寄与することを目的としている。また、文化に関する情報が本来もつべき役割と意義を検討し、公共財やアーカイブズなどについて新しい提案を行うことも基本理念のひとつに掲げている[2]。



写真1 — 慶應義塾大学  
アート・センター(2013年5月撮影)

現在KUACでは、以下の7つを主な事業として行っている[3]。

- (1) 芸術関連の講演・ワークショップ・展示などの企画・開催
- (2) 慶應義塾大学アート・スペースの運営
- (3) アーカイブの構築
- (4) 芸術関連の調査および研究の企画ならびに実施
- (5) 慶應義塾の文化財管理
- (6) アート・マネジメントに関する研究、教育および実践
- (7) 出版広報活動事業

特にアーカイブズに関する事業内容は、以下の通りとなっている。

- (1) アート・アーカイブの実践的な構築と運営  
KUACは、各アーカイブを共同研究の拠点として構築し、運営している。
- (2) アーカイブ構築の方法論の公開とサポート

現代芸術の研究に関する一次資料と二次資料を兼ね備えた共同研究拠点構築の理論と、資料のデジタル・アーカイブの方法を含むノウハウを確立する。

### (3) 新たなアート・アーカイブの創出

既に存在する資料ではなく、芸術の現場を独自に記録、撮影、録音などして、芸術研究と芸術的行為それ自体の伝承に寄与する。また、このように作られたものを活用・サービス提供することにより、文化および芸術を広めていくことを意図している。

### (4) アーカイビングの思想的基礎付け

「集合的記憶」としての歴史が生成する現場としてのアーカイブの存在および形態について研究し、アーカイブ構築の際の作業方針を導く思想的基盤を築く。

### (5) アート・アーキビストの養成

日本の芸術研究にとって基礎となるアーカイビング作業を行うことのできる人材を各領域に提供する。

### (6) MLA 構想に向けての準備作業

Museum, Library, Archivesという3つの装置が、物品・物質レベルにおいても、デジタルの次元においても、有機的に連携し合うことによって研究と教育に大きな実をあげることができるという発想である[4]。

KUACで研究しているアーカイブズは、「土方巽アーカイヴ」が1998年4月にスタートしたのをはじめ、「瀧口修造アーカイヴ」「ノグチ・ルーム・アーカイヴ」「油井正一アーカイヴ」「西脇順三郎アーカイヴ」などがある。その中で、本報告では舞踊アーカイブズである「土方巽アーカイヴ」について取り上げる。

## 3 — 「土方巽アーカイヴ」

### 3-1: 土方巽について

土方巽(ひじかた・たつみ、1928年-1986年)は、秋田県出身。1948年に初上京した後、秋田と東京を行き来し、浮浪の10年を経て「舞踏」を発見する。そして、ジャン・ジュネへの共感と、ジュネの影響がももなった作品「禁色」の発表(1959年)を契機にモダンダンスと訣別、アヴァンギャルドとエクスペリメントを標榜し、「暗黒舞踏」として公演活動を展開する。そして1960年代のアンダーグラウンド芸術の先駆者として、また「肉体の叛乱」以降には劇映画に出演したり、雑誌や新聞などのメディアにも登場したりと、広く文化的

な関心を集めた。1970年代には、革新的なメソッドの構築とともに、土方の舞踏は「舞踏譜の舞踏」として深化を遂げる。さらに土方による、日本的身体や東北の風土を特徴づける新たなスタイルの創造とともに、多様な「舞踏」がダンス表現として展開され、1980年代における海外への舞踏の流出を促した。彼は日本が生んだ世界的な舞踏家、振付家でありながら「暗黒舞踏」という新しい舞踊形式を確立した人物で、解体され衰弱に向かう肉体の一生に美しさを見出した[5]。

### 3-2: 舞踏とは

舞踏の始まりは、1959年の土方巽の作品「禁色」といわれている[6]。当時はまだ「舞踏」という言葉はなかったが、この作品の発表が舞踏の発火点となったと言える。土方が「舞踏」という言葉をいつ使い始めたのかは定かでないが、1966年7月に行った公演「性愛恩懲学指南図絵—トマト」に際し、「暗黒舞踏派解散公演」と謳っている。前年の「バラ色ダンス」の公演では「暗黒舞踏派公演」となっており、少なくとも1965年までには公に「暗黒舞踏」と称していたのである。「舞踏」という言葉が、いつ、どこから出てきたのかはともかく、「暗黒舞踏」と「暗黒舞踏」には、実質的に連続性があるとみて差し支えないだろう。

舞踏評論家である市川雅<sup>いちかわみやび</sup>は、「暗黒舞踏は3つの時期に分類される」と述べている[7]。第1期は「禁色」(1959年)、「ディヴィエヌ抄」(1960年)の西洋風のエロティシズム時代である。第2期は「あんま」(1963年)、「バラ色ダンス」(1965年)、「四季のための二十七晩」(1972年)といった、近代に失われた日本の風土をもとにした動きの回復時代である。そして第3期は第2期後半から現れてくる、重心を低くとり、ガニマタで踊る独特の様式の完成である。作品「白桃房」(1999年)がこの時期に当たる。舞踏が革新的だったのは、西洋の舞踏の文脈とは全く違ったところから動きの発想があったことである。世界中のどんなダンスもまず、「正しい立ち方」から入るものだが、舞踏の場合、「立てない」というところから始まる。土方の有名な言葉に、「舞踏とは命がけて突っ立った死体である」というのがあがるが、懸命に立とうとして立てない、その様がすでに舞踏であるというわけである[8]。

### 3-3: 「土方巽アーカイヴ」の運営実態

現代芸術に関する「研究アーカイヴ」構築の試みであった「土方巽アーカイヴ」は、土方巽の舞踏資料を調査・保存・

公開することを目的として、1998年、KUACに設立された。1960年代に前衛芸術家としてさかんに活動していた土方の舞踏は、日本の現代芸術を代表するアーティストたちとのコラボレーションを通じて生み出され、単なるパフォーマンス・アートの領域には収まらない「横断性(トランス)」を特徴としており、この点においてKUACの「研究アーカイヴ」のパイロット・モデルとして最適の素材であった。以上のような理由により、土方巽記念資料館(旧アスベスト館、以下アスベスト館)が以前から保存・整理していた資料を基礎に、先駆的、実験的なアーカイブズを構成した。その後、KUAC自ら資料収集を続けながら、保存や公開のためのデジタル化を進めたり、既存の資料を活用して新たな創造活動を行っている。「土方巽アーカイヴ」は、研究文献(二次資料)の収集・蓄積および研究情報検索の具体化を図る「研究アーカイヴ」であることと、これに加えて多様なデジタルメディアやシステムを活用するデジタル・アーカイブとして位置づけることを目指している。それゆえ、一次資料の整備を基本としつつ、資料のデジタル化を積極的に行っている[9]。

#### [収集]

土方巽の資料は、彼が活発に活動を行っていたアスベスト館で保存・整理していたものを、彼の妻であった元藤輝子<sup>もとふじあきこ</sup>から、1998年に寄託もしくは使用を許可されたものを発端とする。その後、元藤が亡くなり、彼女の遺品の中から土方に関する資料が2003年に再度寄託された。それ以外に、KUACの研究者が土方の弟子や専属フォトグラファーなどの知人たちに呼びかけ、「委託」(研究目的の利用は可能だが、出版や放送などの商業目的の場合は所有者の許諾が必要、契約の更新は5年に一度)という形で収集した資料がある。この資料は、委託者の名前をつけたコレクションとして構築している。土方の知人たちがKUACに資料を委託した理由は、「土方巽アーカイヴ」を担当している森下隆氏の力によると思われる。森下氏はアスベスト館の時代から土方と行動を共にしていた人物で、「土方巽アーカイヴ」を構築する際に専門家としてKUACに招かれた。森下氏の存在によって土方巽研究が進展するだけでなく、これまでの人間関係を活かして貴重な資料の収集が可能になったものと考えられる。

#### [整理・分類]

アーカイブズの所蔵資料としては、舞台で使われた音楽や公演・語りなどの音声資料(オープンリール式テープ、カセットテー

ブ、舞台の記録や稽古風景、雑誌の取材などの写真資料（ネガ、ポジ、紙焼き）、公演などの一過性資料（ポスター、チラシ、チケット）、公演の際の印刷資料（パンフレット、プログラム）や美術資料、土方巽の蔵書となる書籍・雑誌、土方の手が入った書写資料（舞踏譜、舞踏ノート）、公演の記録や劇場映画の映像（16mmフィルム、8mmフィルム、ビデオ、DVD）などがある[10]。この資料を単に整理・分類するだけでなく、土方の作品やイメージ世界の「解釈」に向け、表現活動の生成過程（ジェネティクス）にまで踏み込んだシステムを構築しようと模索している。

最初の段階で収集した資料は、図書・雑誌・新聞記事などの書籍類5,250点、「舞踏譜」を含む原稿・画稿などの遺稿類50点、公演資料250点、写真・映像資料4,250点などで、その総数は概算1万点に及んだ。現在は、2万点以上の資料を所蔵している。この資料を、一次資料と二次資料に分け、さらに細かい分類項目が設けられている。一次資料は土方の作品や公演、活動に直接に関連する資料、二次資料は作品や公演、活動に関する情報資料であり、当初は表1のような分類となっていた[11]。

しかし、作品を中心とした分類方法では限界があるというこ

表1——土方巽資料分類表(初年度)

土方巽資料	大分類	中分類	小分類
一次資料群		舞踏譜	
		公演記録	カタログ、パンフレット、チケット、チラシ
		作品資料	舞台芸術、音楽、衣装など
		公演記録	写真、画像、映像
		言語メディア	書簡、ノート、原稿、文献、音声など
		映像	
		二次資料群	
	作品情報	作品カタログ・レゾネ	
	公演情報	作品カタログ・レゾネ	
	他の活動情報	活動カタログ・レゾネ	
	研究書	書籍	
	研究論考・公演評	雑誌記事、論文など	
	報道記事		
	インタビュー	言語、画像、映像	
	展覧会記録		
	講演・シンポジウム	言語、画像、映像	

表2——土方巽資料分類表(現在)

土方巽資料	大分類	中分類	小分類
一次資料(出所:土方巽)		公演記録	パンフレット、プログラム、チラシ、ポスター、チケット、インビテーション
		舞台作品資料	美術、衣装、音楽
		公演記録資料	写真、映像
		創作資料(舞踏譜)	スクラップブック、模造紙、大学ノート
		文献資料	単行(土方巽著作、土方巽筆記) 雑誌(土方巽著作、土方巽筆記)
		記録資料(土方巽)	写真、映像、音声
		筆記資料	生原稿、書簡
二次資料(出所:土方巽以外)		公演資料	パンフレット、プログラム、チラシ、ポスター、チケット、インビテーション
		文献資料	書籍、雑誌、新聞
		公演記録資料	写真、映像
		創作資料	舞踏譜、舞台美術ノート
		筆記資料	生原稿
		記録資料	音声
		研究資料	映像、写真、音声、テープ起し原稿
	公演記録資料	写真、映像	



写真2 — 研究スペース(閲覧室)



写真3 — 収蔵庫前室

とで、アーカイブズ学の「出所原則」を取り入れ、土方が創作・収集したものを一次資料、土方以外を出所とする資料を二次資料とした。現在の分類は表2のようにになっている[12]。

#### [保管・保存]

「土方異アーカイヴ」の資料はすでに2万点を超えており、大型の舞台装置や衣装などは館内で収蔵できなくなっている。そのため、山梨県大月市と神奈川県横浜市に倉庫を借りて保管している。館内2階へ上がって事務室を抜けると研究スペース(閲覧室)があり、予約すれば誰でも資料を閲覧することができる。検索用のパソコンやテレビもあるので、映像を見ることが出来る。研究スペースの奥には収蔵庫があり、前室では未整理資料の整理事業が行われている。収蔵庫には24時間温湿度管理の設備が完備されており、事務室や研究スペースとは別に管理されている。資料を閲覧提供する際には、可能な限り予約時に閲覧を希望する資料リストを事前に提出してもらい、搬出入時の急激な温度変化で資料が痛まないよう注意を払っている。また、研究スペースは事務室と同じ空間に配置されているため、職員と利用者の距離が近く、管理しやすい環境になっている。

#### [サービス・再活用]

(1)「イバレットネクスTM」を使った舞踏譜のデジタル化、「土方異アーカイヴ」における資料デジタル情報化の出発点は、1998年度にスクラップブック形式の「舞踏譜」16点を1頁ずつ撮影し、デジタル化したことである。オリジナル資料は1頁内に多数の貼付図版が折り込まれたり、図版裏への書き込みなどが含まれている。書き込みがあちこちにあるため、テキストで記録しておくだけでは情報として不十分であったという。そこで「イバレットネクスTM」というツールを使って記述することにした。このデジタル化の主な目的として、閲覧にデジタル画像を提供することにより、オリジナル資料へのアクセスを最小限にとどめ、これ以上の劣化を防止することがあげられる。将来的には、インターネットを通じてこのシステムを公開し、地方や海外の研究者がアクセスして新しい研究成果を創造できるような環境を目指している[13]。

#### (2)『舞踏譜 — 舞踏花伝』、本とDVD制作

「動きのアーカイヴ」プロジェクトの一環として、舞踏の「動き」を映像化し、その過程の記録を『舞踏譜 — 舞踏花伝』に収めた[14]。土方異は、いわゆる「舞踏譜の舞踏」を構築的に成立させる過程で数多くの「動き」を創造した。ここでいう「動き」とはムーブメント、モーション、ポーズの総称を指し、その数は5000を優に超えると思われる。土方異は膨大な数の動きを開発、創造し、それらを自在に組み合わせることで作品を作っていた。その動きはひとつひとつ名付けられることで記号化され土方のスクラップブックやメモ、それに弟子である舞踏家たちのノートに残され、いわゆる舞踏のノートーションとなっている[15]。その概要は以下の通りである。

- (1) 土方異が創造した「動き」の分類(記号化)
- (2) 舞踏譜による土方舞踏の「動き」の解説
- (3) 舞踏譜による舞踏の方法と構造の解明

「土方異アーカイヴ」は、単に資料を整理・保存することにとどまらず、デジタル化や関係者との連携をはかり、資料を再活用する事業を数多く行っている。

#### 4 — おわりに

KUACの特徴は、大学附属機関という利点を活かして慶

慶應義塾大学の卒業生や教員の資料を収集することはもちろん、特に教育に力を入れ、アート・マネジメントやアーカイブズ構築のために必要な講座や事業を行っている。文化・芸術分野においてアーカイブズ学の手法はまだ適用されておらず、これからの研究が何より欠かせない。「土方巽アーカイヴ」も、はじめは研究を行いながらアーカイブズの構築を行っていたが、いまや土方巽や舞踏に関する資料の保存機関として国内最大規模となっている。また、KUACは土方の弟子たちの協力を得て、出版やDVD制作を行っている。これは舞台芸術アーカイブズの共通する特徴で、寄託や寄贈だけでは収集資料の範囲に限られるからである。芸術家が自分の芸術活動や世界を理解してくれる人々と密接に関係していることに着目し、資料を受け入れる段階から土方や舞踏に関する専門的な知識を持っている人物を

専門家として採用しているのも特徴の一つである。文化・芸術アーカイブズは、その文化・芸術が始まった当時から現在まで活動している人々との関係を築いている専門家や、アーキストが力を発揮し、貴重な資料を収集し、その資料を活用して新たなものを生み出したりする。

協定留学生として1年間、舞踏に関する資料館、博物館、図書館等の様々な機関を訪問し、調査した。そして、この1年間の調査を踏まえて、「ダンスアーカイブズの記録物収集方策に関する研究」<sup>[16]</sup>というテーマで修士論文を執筆し、2015年1月に韓国・明知大学校記録情報専門大学院へ提出した。内容は、これまでの資料の収集方法は寄託・寄贈が多くを占めており、資料の質と量に限界があった。そこで資料の収集戦略として、「一括型」、「企画型」、「参加型」の3つの方策を提案している。第一の「一括型」は、これまでによく使われた方法で、同じ出所から資料を収集するため、所有者や情報提供者たちとの関係形成が何より重要である。また、聞き取りによる口述記録などを同時に作成すれば、新しい記録物を得られるメリットがある。第二の「企画型」は、収集企画のテーマを決める最初の段階で、文化・芸術分野の流れや歴史をよく知る専門家やアーキストが中心になり、様々な出所から同じテーマに関する資料を収集する方法である。そして、記録の生産という重要な作業を行う。先に述べたように、舞台芸術の分野では寄託・寄贈によるだけでは資料収集に限界があり、記録物の生産も重要な収集方策の一つであると主張した。第三の「参加型」は、舞踏公演を行う際に公演を企画する機関や組織、参加する団体や人々が協力し、公演の制作段階に沿って資料を収集する方法である。これは公演の企画段階から資料を収集し始め、公演にかかわる団体や人々の資料を加えつつ、観客や評論家が生産する資料までを含むものである。

今回の修士論文では、舞踏の資料を様々な方策によって収集することで、その領域を拡大する戦略を提案した。今後は、アーカイブズの整理、分類、保存、活用、サービス提供などに関する研究が進み、文化・芸術分野でのアーカイブズ学が社会にもっと広まることを願いながら、これからも頑張っていきたい。日本での研究を支えてくださった、アーカイブズ学専攻の先生方、学生のみなさん、そして何度も調査に訪れた私を快く受け入れてくださった慶應義塾大学アート・センターの方々にこの場を借りて感謝を申し上げたい。



写真4-6 —— 帰国報告会(2014年2月21日)

1 — KUACではアーカイブズを「アーカイヴ」と表記する。本稿では固有名詞として用いられている場合には、そのまま使用する。

2 — 前田富士男「アート・センターの開設」、『塾』、慶應義塾、1994年、3-30頁

3 — KUACウェブサイト「事業概要」、<http://www.art-c.keio.ac.jp/about/overview/>(2014-09-30アクセス)

4 — 糸川麻里生「『パスポート』の記録——人文学アーカイヴ構築の意義とその先に来るべきもの」、『平成21年度文部科学省人文学及び社会科学における共同研究拠点の整備の推進事業 芸術創造資源のための対話型アーカイヴ構築推進プログラムキックオフ・シンポジウム 対話型アーカイヴの可能性』、慶應義塾大学アート・センター、2010年、20-21頁

5 — KUACほか主催「土方巽舞踏大解剖VI HIJIKATA '68-'70-'72」(2011年8月6日)上映会チラシ

6 — 以下の記述はKUACウェブサイト、「舞踏について」、<http://www.art-c.keio.ac.jp/old-website/archive/hijikata/about/butoh.html>を参照した(2014-09-30アクセス)。

7 — 乗越たかお著・チェ・ビョンジュ訳『コンテンポラリー・ダンス徹底ガイド HYPER』(韓国語版)、BOOKSHOW COMPANY、2007年、205頁

8 — 乗越たかお「ダンスバイブル：コンテンポラリー・ダンス誕生の秘密を探る」、河出書房新社、2010年、131頁

9 — KUACウェブサイト、「土方巽アーカイヴについて」、<http://www.art-c.keio.ac.jp/archive/hijikata/>(2014-09-30アクセス)

10 — KUAC「土方巽アーカイヴ」チラシ

11 — 前田富士男「芸術的制作行為の再構築——“土方巽アーカイヴ”と研究アーカイヴ・システム」、『バラ色ダンスのイコノロジー：土方巽を再構築する』、慶應義塾大学アート・センター、2000年、39-41頁

12 — KUACでは現在、新たな分類方法とシステム連携を試みてデータベースをリニューアル中である(2014年10月17日現在)。

13 — 村井丈美「土方巽アーカイヴ「舞踏譜」解折支援ツール開発の試み」、『文部科学省「オープン・リサーチ・センター整備事業(平成13年度～平成17年度)研究報告書 国際シンポジウム パフォーミング・アーツ・アーカイブの現在』、慶應義塾大学デジタルアーカイブ・リサーチセンター、2004年、11頁

14 — 和栗由紀夫『舞踏譜——舞踏花伝』、ジャストシステム、1998年

15 — KUAC「土方巽アーカイヴ」チラシ

16 — ダンスアーカイブズの「記録物」とは、舞踊の行為過程で生産された記録で、公演そのものの記録にとどまらず、公演を支援する行政の資料、公演に関わる個人や組織に関連する資料、公演の記憶を拡大し、集合的な行為のコンテキストを保存するため意図的に記録した、有機的なつながりをもつ資料すべてを含める。本報告では「資料」と同じ意味として使用している。

[補記]

朱宣映さんは、本専攻と韓国・明知大学校記録情報科学専門大学院との間で2010年3月に締結された学術交流協定に基づき、2013年4月～2014年3月の1年間、協定留学生として本専攻に在籍した。在籍期間中は博士前期課程1年生として、専攻の授業はもとより、7月の国内研修旅行(宮城県仙台市)、11月の海外研修旅行(ベトナム・ハノイ)など、専攻行事にも参加した。

留学中に行った調査研究の成果報告として、2014年2月21日に「留学生研究報告会」を行った。本原稿はその際の報告を基にしている。



彙報

---

miscellany



2013年度修了式[3月20日]



2014年度入学式[4月8日]



修士論文中間報告会[6月7日]



任眞嬉先生来日[6月16日-29日]



紙資料補修実習[8月20日]



入試説明会・講演会[10月25日]

## 2013年度

- 1月10日 修士論文提出締切日  
 1月18日 授業検討会  
 2月5日 博士論文口述試験  
 2月15日 修士論文口述試験  
 2月20日、21日 大学院入学試験(春期)  
 2月21日 協定留学生(朱宣映さん)研究報告会、送別会  
 2月28日 アーカイブズ機関実習検討会  
 2月28日 『GCAS Report:学習院大学大学院人文科学研究科  
 アーカイブズ学専攻研究年報』Vol.3 刊行  
 3月20日 修了式

## 2014年度

- 4月8日 入学式および入学者ガイダンス  
 4月12日 新入生懇親茶話会  
 4月26日 非常勤講師打合せおよび歓迎会  
 5月31日 博士論文最終報告会(報告者:1名)  
 6月7日 修士論文中間報告会(報告者:6名)  
 6月16日-29日 任眞嬉(イム・ジンヒ)先生来日  
 6月19日 任眞嬉先生・特別授業1  
 「ソウル特別市における業務と記録の分析による情報公開基準の策定」  
 (参加者:21名)  
 6月21日 任眞嬉先生・講演会  
 「韓国におけるオープンソース・ソフトウェア記録システムの普及活動:  
 〈記録文化〉を浸透させるために」(参加者:37名)  
 6月27日 任眞嬉先生・特別授業2  
 「韓国国家記録院における電子長期保存のための  
 DRAMBORAに基づくリスクマネジメント研究」(参加者:25名)  
 7月18日、19日 国内研修旅行(静岡県静岡市、沼津市)  
 8月3日 入試説明会  
 8月20日 紙資料補修実習(参加者:14名)  
 9月6日-9日 島根県飯南町旧町村役場文書調査  
 9月20日、21日 大学院入学試験(秋期)  
 10月1日 国立公文書館アーカイブズ研修III 受入  
 (公文書館専門職員養成課程受講生来訪)  
 10月25日 入試説明会・講演会「私のアーカイブズ学研究」(講演者:松山龍彦、矢野篤)  
 10月25日 博士論文中間報告会①(報告者:1名)  
 11月1日-4日 海外研修旅行(台湾・台北)  
 11月5日 デボラ・ノリス教授特別講義「国際的課題としての写真の保存」  
 (アーカイブズ・マネジメント論研究III)  
 11月8日 修士論文最終報告会(報告者:6名)  
 11月8日 博士論文中間報告会②(報告者:1名)  
 11月10日 資料保存器材見学(アーカイブズ・マネジメント論研究III)  
 11月13日、14日 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(全史料協)全国(福岡)大会  
 ポスター展示  
 11月18日 日本近代文学館見学(アーカイブズ・マネジメント論研究III)  
 11月22日 博士論文中間報告会③(報告者:4名)

アーカイブズ学専攻では毎年、国内研修旅行(1泊2日)と、海外研修旅行(3泊4日)を実施している。国内研修旅行は、教職員・学生が原則として全員参加し、都道府県のアーカイブズ機関を中心に見学するとともに、専攻内の交流を深める場としても位置付けている。海外研修旅行は、アジア諸国のアーカイブズ機関の見学と、アーキビスト教育課程をもつ大学との研究交流を目的として、主として各課程1年生を中心に実施している。



静岡県庁 [7月18日]



静岡市文書館(産女書庫) [7月18日]



久能山東照宮 [7月19日]



沼津市明治史料館 [7月19日]

国内研修旅行(静岡県静岡市、沼津市)

2014年度の国内研修旅行は、7月18日(金)、19日(土)1泊2日の日程で、静岡県へ赴いた。参加者は、学生19名、教職員6名、の計25名であった。

7月18日

[午前] 静岡県経営管理部  
総務局法務文書課  
(〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6)

[午後] 静岡県立中央図書館  
歴史文化情報センター  
(〒420-0853 静岡市葵区追手町9-18  
静岡中央ビル7F)

[午後] 静岡市総務局行政管理部  
行政管理課(文書館)  
(〒421-1221 静岡市葵区産女953番地)

7月19日

[午前] 駿府城公園、久能山東照宮

[午後] 沼津市明治史料館  
(〒410-0051 沼津市西熊堂372-1)

初日は午前中から午後にかけて、静岡県庁と静岡県立中央図書館歴史文化情報センターを見学した。まず、静岡県法務文書課の担当者から静岡県における公文書の取り扱いについてレクチャーを受けた後、「文庫」(書庫)を見学した。静岡県では法務文書課で現用段階から「歴史的文書」までを一貫して保存・管理しており、情報公開制度とは別に歴史的文書の閲覧制度を設けている。その後、県庁隣のビルにある歴史文化情報

センターで資料の公開について説明を受けた。同センターは静岡県史編さん事業で収集した資料を公開する県立図書館の施設であるが、上記の歴史的文書公開の窓口ともなっている。

その後、静岡市の公文書を保存する「文書館」(産女書庫)を訪問した。静岡市行政管理課の担当者からレクチャーを受けた後、書庫の見学を行った。静岡市は2003年に清水市と、その後も周辺自治体と合併を重ねており、合併前の文書については旧庁舎等に分散保管されている。現在は2004年に施行された静岡市公文書管理規則によって管理されているが、少数ながら職員の方が大変に熱心に取り組んでいた。

2日目は午前中に駿府城公園と久能山東照宮を見学した。午後は沼津市へ移動し、沼津市明治史料館を訪問した。沼津市の偉人・江原素六を中心とし、静岡藩の藩校沼津兵学校などの歴史を紹介する博物館施設である。展示を見学後、学芸員の方から所蔵資料について説明を受け、書庫を見せていただいた。同館では個人文書だけでなく、旧村役場文書などの古い公文書類も収集・保存している。

今回の研修旅行では、静岡県や静岡市といったアーカイブズ機関をもたない自治体における公文書管理の実際の現場や運用について学ぶことができ、大変貴重な経験となった。また、日本の公文書管理について改めて考える機会ともなった。



左:静岡県庁[7月18日] | 右:歴史文化情報センター[7月18日]



国立政治大学[11月2日]



国立政治大学[11月2日]



国史館[11月3日]



檔案管理局[11月3日]



中央研究院近代史研究所[11月4日]



中央研究院台湾史研究所[11月4日]

海外研修旅行(台湾・台北)

2014年度の海外研修旅行は、2011年度に引き続き台湾を訪れた。参加者は学生8名、教職員6名の計14名であった。

11月1日

[午後] 国立歴史博物館  
総統府

11月2日

[午前] 国立政治大学台湾史研究所との  
学生研究交流会  
[午後] 順益台湾原住民博物館

11月3日

[午前] 故宮博物院図書文献館  
[午後] 国史館  
檔案管理局

11月4日

[午前] 中央研究院近代史研究所、  
台湾史研究所

1日午後台湾に到着し、まず国立歴史博物館を見学した。次に、年12回ある一般開放日にあたった総統府を訪れ、普段は開放されていない部分を見学したり、旧台湾総督府時代からの歴史や資料について学ぶことができた。

2日午前は国立政治大学と学生による研究交流会を行った。当日の報告は以下の通りである。

[国立政治大学との研究交流会]

「檔案運用と台湾史研究」研究会

- 阿久津美紀(D1)「The Present Issue and Utilization of Social Welfare Archives in Japan」(日本における社会福祉アーカイブズの現状とその有用性)
- 運沼素子(D3)「The Great East Japan Earthquake and Cultural Heritage Rescue」(東日本大震災と文化財レスキュー)
- 余慶俊(博士課程)「蒋介石文書、陳誠文書の運用事例：1949年の新台幣改革を巡る蒋介石、李宗仁及び陳誠の関連について」
- 陳世芳(博士課程)「台湾総督府外事単位の変遷及びその刊行物(内外情報)」

報告の後、討論会を行った。政治大学側か

らは、日本のアーカイブズ制度や特定秘密保護法について詳細な質問が生まれ、日本の公文書管理が国外からも注目されていることを感じる事ができた。

午後は順益台湾原住民博物館を見学した。台湾に14ある原住民の歴史と民俗が豊富な展示物とともに紹介されていて、大変に勉強になった。

3日の午前は故宮博物院図書文献館を訪れ、貴重な清朝期の古典籍である「四庫全書」の原本や、その他の歴史資料を見ることができた。午後はまず国史館で資料収集と編成記述、デジタル化の実務に関するレクチャーを受けた。その後、台北郊外の新北市新荘区に移転したばかりの檔案管理局を訪れた。檔案管理局では、こちらから出した質問に対して答えていただく形で討論が進行し、最後に閲覧室を見学した。

最終日の4日は、午前に中央研究院近代史研究所を訪れた。施設や所蔵資料の概要について説明を受けた後、書庫見学を行った。外交や経済関係の文書が数多く保存されているとともに、デジタル化も進んでおり、館内のパソコンで簡単に閲覧できるようになっていた。最後に同じ敷地内にある台湾史研究所を訪れ、国際標準に基づいた資料の編成記述法に関するレクチャーを受けた。

海外研修旅行では、海外のアーカイブズ機関を見学することによって、その国のアーカイブズ制度を学ぶことができるのはもちろんのこと、日本の公文書管理やアーカイブズ制度についても客観的に捉えることができるという意義があるだろう。今回の研修旅行では2011年度に続き、本専攻の修士生である東山京子さん(中京大学)に、訪問先との事前交渉から現地でのコーディネート、通訳に至るまで大変お世話になった。最後に、記して感謝申し上げる。

## 研究テーマおよび研究成果[教員]

氏名	分類	研究テーマ/研究成果
安藤正人	研究テーマ	アーカイブズ調査・整理記述論、アーカイブズ史
	研修	長期研修(2014年度)
入澤寿美	研究テーマ	アーカイブズと情報処理
高埜利彦	研究テーマ	日本前近代の記録史料学
	著書	『近世の朝廷と宗教』(吉川弘文館、2014年2月)
	著書(編著)	シリーズ日本人と宗教・第1巻『将軍と天皇』(春秋社、2014年9月)
	講演	『江戸時代の宗教と朝廷の役割』(学習院史学会大会、2014年6月14日、東京)
武内房司	研究テーマ	東アジアの記録史料学
	著書(編著)	『戦争・災害と近代東アジアの民衆宗教』(有志舎、2014年3月)
	著書(共編著)	『中国の民族文化資源:南部地域の分析から』(風響社、2014年3月)
保坂裕興	研究テーマ	アーキビスト教育論、デジタル・アーカイブズ論
	報告	「共同研究プロジェクト概要 情報基盤としてのアーカイブズ制度を構築する戦略的研究」 〔学習院大学人文科学研究科〕2013年度版、2014年3月、31-34頁
	出演	NHK「クローズアップ現代 公文書は誰のものか:問われる1400万件の管理」(2014年10月20日放映)
	報告	「大仙市アーカイブズに期待するもの:世界と日本のアーカイブズから」 (大仙市公文書館設置シンポジウム、2014年11月8日、秋田)
	社会活動	内閣府独立行政法人評価委員会委員(国立公文書館分科会委員)
	社会活動	内閣府公文書管理委員会委員
青木祐一	研究テーマ	古文書学からアーカイブズ学へ
	報告	「日本における民間資料の現状とこれからの課題」 (「GCAS Report:学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報」Vol.3、2014年2月、94-97頁)
	講演	「地方自治体における公文書管理、地域資料の保存とアーカイブズ」(公文書保存・利用研究会、2014年8月25日、高知)

## 研究テーマおよび研究成果[学生]

学年 氏名	分類	研究テーマ/研究成果
D3 宇野淳子	研究テーマ	音声記録のアーカイブズ資源化に関する基礎的研究
	論文	「柴田常恵の大正13年気仙郡調査について:現岩手県陸前高田市域を中心に」 (「國學院大學研究開発推進機構学術資料センター プロジェクト研究報告 人文科学と画像資料研究」第7集、2014年2月、103-120頁)
	研究ノート	「宮地直一旧蔵絵葉書と盛岡・石割桜」(「学術資料センター絵葉書資料目録(青森・岩手・宮城・福島): 宮地直一旧蔵資料・神道資料館所蔵資料」、國學院大學研究開発推進機構学術資料センター、2014年2月、170-172頁)
	書評	神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター編『「地域歴史遺産」の可能性』 (「アーカイブズ学研究」第21号、2014年12月、124-130頁)
D3 松尾美里	研究テーマ	デジタル情報の長期保存について:マイグレーションのための保存メタデータ
D3 橋本陽	研究テーマ	欧米における編成記述論の発展と日本
	論文	「個人文書の編成:環境アーカイブズ所蔵サリドマインド関連資料の編成事例」 (「レコードマネジメント」No.66、2014年3月、42-56頁)
	報告	「消失から救われた記録:私宅に保管されていた戦時期村役場文書とその利用へと至る道」 (「GCAS Report 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報」Vol.3、2014年2月、98-101頁)
	報告	「2012-2013年度自主ゼミ活動報告」 (「GCAS Report 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報」Vol.3、2014年2月、104-106頁)
	学会発表	「段階的整理のルーツとアーカイブズ処理の再検討:編成と記述の逆転」 (日本アーカイブズ学会2012年度研究大会自由論題研究発表会、2014年4月20日、東京)

学年 氏名	分類	研究テーマ/研究成果
D3 松村光希子	研究テーマ	議会文書の保存についてのアーカイブズ学的考察
D3 元ナミ	研究テーマ コラム 見学記 見学記 学会発表	韓国と日本における地方公文書館制度に関する研究 「なぜUNHCRで資料整理のボランティアをするの?」 (大西愛編『アーカイブ・ボランティア:国内の被災地で、そして海外の難民資料を』、大阪大学出版会、2014年6月、177-178頁) 「札幌市公文書館見学記」(『RMSJ 記録管理学会 News Letter』No.67、2014年7月、13-14頁) 「カタルーニャ自治州政府プレジデント・アーカイブ見学記」 (『RMSJ 記録管理学会 News Letter』No.68、2014年10月、12-13頁) 「韓国における地方公文書館設立とそのプロセス:ソウル特別市の事例を中心に」 (日本アーカイブズ学会 2014 年度大会自由論題研究発表会、2014年04月20日、東京)
D3 久保田明子	研究テーマ 資料翻刻(共著) 参加記 報告	近代日本における自然科学研究者の研究資料アーカイブズの諸問題 資料翻刻(共著)「大鶴正満訪中日誌(1957年)」(2)(『青山史学』第32号、2014年1月) 参加記「科学史・医学史とアーカイブズ/ 2014 年度日本科学史学会生物学史分科会・夏の学校」参加記 (『アーカイブズ学研究』第21号、2014年12月、116-122頁) 報告「研究機関における自然科学系研究資料のアーカイブズ的様相:医学・物理学・原爆について」 (2014年度日本科学史学会生物学史分科会・夏の学校「科学史・医学史とアーカイブズ」、2014年7月5日、宮城)
D3 齋藤柳子	研究テーマ 参加記 執筆協力 学会発表 学会発表 講演 報告 報告	日本におけるレコード・マネジメントの導入とアーカイブズ進展への考察 参加記「2014 年度日本アーカイブズ学会大会参加記」(『RMSJ 記録管理学会 News Letter』No.67、2014年7月、24-25頁) 執筆協力『アート・アーカイブ・キット』(公益財団法人東京都歴史文化財団・東京文化発信プロジェクト室、2014年3月) 学会発表「アートプロジェクトにおける記録管理のしくみ」(記録管理学会 2014 年研究大会、2014年5月24日、北海道) 学会発表“Records Management Greases the Wheels of Organizing Art Project”, Research Forum Poster Presentation, SAA (Society of American Archivists) Annual Meeting, Aug 12, 2014, Washington DC 講演「情報セキュリティを徹底させるには」 (公益財団法人東京都歴史文化財団・東京文化発信プロジェクト室、2014年7月15日・22日、東京) 報告「薬害訴訟団体事務所の記録管理:現状調査報告」(平成25年度厚生労働科学研究費補助金・法政大学金慶南研究室 「薬害に関する資料等の調査・管理・活用に関する研究」、2014年1月24日、東京) 報告「薬害を学び再発を防止するための教育:事件の生の記録を残すために」 (平成26年度厚生労働科学研究費補助金・法政大学金慶南研究室「薬害に関する資料等の調査・管理・活用に関する研究」、 2014年11月18日、東京)
D3 蓮沼素子	研究テーマ 報告 報告	地元文化遺産の継承と活用:地方自治体におけるまががアーカイブズ 報告「香港のアーカイブズの現状と課題:香港調査報告」(第62回日本近代史研究会、2014年4月19日、東京) 報告「The Great East Japan Earthquake and Rescuing Cultural Heritage」 (臺灣政治大學研究交流会、2014年11月2日、台湾・台北)
D2 齋藤歩	研究テーマ 論文 報告 報告 報告 報告	アーキビスト再考:建築レコードの評価選別と編成記述から考える(参加)の意義 論文「建築レコードの目録編成モデル:『スタンダード・シリーズ』から考える」 (『IGCAS Report 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』Vol.3、2014年2月、20-41頁) 報告「アーカイブズ学に基づく建築レコードの記述について: DACS の記述項目をもとに目録を分析する」 (日本アーカイブズ学会 2014 年度大会自由論題研究発表会、2014年4月20日、東京) 報告「アーカイブズ学に基づく近現代建築レコードの記述に関する考察: 記述標準 DACS をとじて目録を分析する」(2014 年度日本建築学会大会学術講演会、2014年9月13日、兵庫) 報告「日本の『建築資料』の属性と特徴:アーカイブズ学に基づく分析」 (2014 年度日本建築学会大会建築歴史・意匠部門パネルディスカッション 「近現代建築資料の現状と今後の課題:近現代建築資料全国調査特別WGを受けて」、2014年9月13日、兵庫) 報告「アーカイブズ学に基づく建築レコードの『ドキュメンテーション』:記述標準の分析と目録の読解」 (2014 年度アート・ドキュメンテーション学会第7回秋季研究発表会 企画セッション「建築と空間のドキュメンテーション」、 2014年11月22日、東京)

学年 氏名	分類	研究テーマ/研究成果
D1 阿久津美紀	研究テーマ	社会福祉施設アーカイブズの確立とその有用性
	報告	「権利があるけど記録はない!?!:自らのルーツを探す人々のために今するべきこと」 (日本子ども家庭福祉学会特別企画シンポジウム, 2014年3月22日, 東京)
	報告	「社会福祉施設における資料整理とその資料の有用性:社会福祉施設アーカイブズの確立を目指して」 (社会事業史学会第42回大会, 2014年5月10日, 長崎)
D1 大木悠佑	研究テーマ	レコードキーピングにおける機能分類論に関する研究
	論文	「田中家文書の概要と調査歴:編成記述試論のために」 (『枚方の鋳物師2:古文書編』, 枚方市, 2014年3月, 13-27頁)
D1 倉方慶明	研究テーマ	利用促進を前提とした収集理論の考察
	翻訳(共訳)	「[全訳]国民議会内規」 (八尾師誠・池田美佐子・粕谷元編『全訳イラン・エジプト・トルコ議院内規』, 東洋文庫, 2014年3月, 63-101頁)
	解題	「東京外語会資料解題」 (『東京外国語大学文書館 資料調査報告書2:東京外語会資料』, 東京外国語大学文書館, 2014年3月, 3頁-16頁)
	報告	「東京外国語大学文書館の設立経緯と展示活動」 (『大学アーカイヴズ』第51号, 全国大学史資料協議会, 2014年10月, 4-5頁)
	パンフレット	『東京オリンピックと外語の学生たち』(東京外国語大学文書館企画展パンフレット, 2014年10月)
	講演	「東京外国語大学文書館の設立経緯とその活動」, 「東京外国語大学文書館における展示活動の実践」 (第90回全国大学史資料協議会東日本部会研究会, 2014年7月17日, 東京)
M2 澁谷梨穂	研究テーマ	アーカイブズの普及活動:次世代を担う子供たちを対象として
M2 小池真理子	研究テーマ	民間所在資料を対象とした資料調査についての考察:星野家文書の調査来歴を事例として
M2 金甫榮	研究テーマ	イギリスと日本におけるビジネスアーカイブズ戦略及びその基盤としての登録簿構築に関する研究
	書評(共著)	渋沢栄一記念財団実業史研究情報センター編『世界のビジネス・アーカイブズ』 (『GCAS Report 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』Vol.3, 2014年2月, 74-80頁)
M2 清水ふさ子	研究テーマ	企業資料におけるアーカイブズの存在意義と国際標準適用による記述の試み: 資生堂企業資料館の昭和期資料を事例として
	書評(共著)	渋沢栄一記念財団実業史研究情報センター編『世界のビジネス・アーカイブズ』 (『GCAS Report 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』Vol.3, 2014年2月, 74-80頁)
	書評	企業史料協議会編『企業アーカイブズの理論と実践』(『記録と史料』24号, 2014年3月, 68-70頁)
	研究テーマ	社会学調査資料のアーカイブズ・プログラムの構築とその課題
M2 白種仁	研究テーマ	日本の地方自治体における公文書管理条例の制定過程についての研究
M2 渡邊健	論文(共著)	「記録管理の国際標準「ISO 30300」への期待と和訳試案」(『情報管理』Vol.57No.5, 2014年8月, 315-322頁)
	書評	平井孝典『公文書管理と情報アクセス:国立大学法人小樽商科大学の「緑丘アーカイブズ」』 (『GCAS Report 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』Vol.3, 2014年2月, 68-73頁)
	書評	布川玲子・新原昭治編著『砂川事件と田中最高裁長官:米解禁文書が明らかにした日本の司法』 (『アーカイブズ学研究』No.20, 2014年5月, 137-142頁)
	書評	佐藤元英、武山眞行、服部龍二編著『日本外交のアーカイブズ学的研究』 (『レコード・マネジメント』No.67, 2014年12月, 153-155頁)
	報告	「レコードマネジメント/アーカイブズ全国大会を振り返って～アンケート結果を中心に～」 (『Records & Information Management Journal』第25号, 2014年2月, 49-53頁)
	報告	「特定秘密保護法関連のバブコメとその後:公文書管理の視点を中心に～」 (第1回現代行政アーカイブズ研究会主催公開検討会, 2014年9月27日, 東京)
	報告	「公文書管理条例制定15団体調査について」(第2回公文書管理条例研究会, 2014年10月25日, 東京)
M1 前田信吾	研究テーマ	境地の伝承における記録の貢献、電子記録の長期保存
M1 和田直大	研究テーマ	個人アーカイブズの事例研究
M1 渡辺彩香	研究テーマ	文学資料アーカイブズの構築

## 論文題目 [2013年度]

年度	分類	氏名	題目
2013	博論	坂口貴弘	米国型記録管理システムの形成とその日本的展開
2013	修論	松山龍彦	キリスト教結社好善社文書の調査・編成記述・資源化に関する基礎的研究
	修論	簀口愉花	アーカイブズにおける資料の多角的有効利用

## 授業 [2014年度]

[凡例]

授業名

教員

概要

### アーカイブズ学演習

[アーカイブズ学研究法]

石原一則、保坂裕興

個人研究や共同研究を通じて学生の研究能力を開発し、専門職として実践的な問題解決能力を育成する

### アーカイブズ・マネジメント論演習 I

[アーカイブズ整理記述論]

加藤聖文(国文学研究資料館助教)

アーカイブズ資料の構造やコンテキストを科学的に研究し、適切な方法で整理・記述するための実践的訓練を行う

### アーカイブズ・マネジメント論演習 II

[アーカイブズ情報処理論]

入澤寿美

コンピューター情報処理の基礎とともに、アーカイブズ分野における情報技術やネットワークシステムについて学ぶ

### アーカイブズ実習

石原一則、保坂裕興

アーカイブズ機関実習と事前学習および事後の発展研究

### アーカイブズ学理論研究 I

[アーカイブズ学基礎理論研究]

保坂裕興

情報理論、レコード・コンティニウム論、法制度論、専門職論などアーキビストに必要な知識と技法を学ぶ

### アーカイブズ学理論研究 II

[日本及び海外アーカイブズ史]

高橋実

世界と日本におけるアーカイブズの発展過程をたどり、民主主義を支える根幹システムとしての将来を展望する

### アーカイブズ学理論研究 III

[海外アーカイブズ学文献研究]

平野泉(立教大学)

海外の研究動向を概観するとともに、優れた英語文献を講読することによって国際水準の研究を学ぶ

### 記録史料学研究 I

[前近代の組織と記録]

高埜利彦

前近代日本の様々な組織体の構造と機能について記録システムを中心に研究し、アーカイブズ学の対象としての記録史料について学ぶ

### 記録史料学研究 I

[基礎講読]

青木祐一

アーカイブズ学に関する論文、活字資料など基本文献の講読を通じて、アーカイブズ学を研究していく上での基礎的素養を身につける

### 記録史料学研究 II

[近現代の組織と記録(国・地方自治体等)]

熊本史雄(駒澤大学教授)

国、地方自治体等の組織体構造と機能について記録システムを中心に研究し、アーカイブズ学の対象としての記録史料について学ぶ

### 記録史料学研究 II

[近現代の組織と記録(企業等)]

小風秀雅(お茶の水女子大学大学院教授)

経済・企業関係の記録について記録史料学的に検討し、日本の企業社会および経済社会の文化的特質を解明する

		2012年度	2013年度	2014年度
博士前期課程	1年	4名	5名(1名は協定留学生)	3名
	2年	7名	6名	6名
博士後期課程	1年	5名	1名	3名
	2年	3名	5名	1名
	3年	6名	7名	8名
委託生(国費留学生)				1名
科目等履修生		14名	12名	9名

### 記録史料学研究 III

[中国近世・近代における記録史料]

武内房司

近世・近代の中国を中心に記録と記録システムの歴史を研究し、中国社会における記録史料の意味と特質を考える

### 記録史料学研究 III

[デジタル・アーカイブズ論]

保坂裕興

風間吉之、寺澤正直(国立公文書館)  
コンテンツ管理システム、電子記録管理とアーカイブズ資源化、インターネットとリアル空間での複合・編成という観点からデジタル・アーカイブズを検討する

### アーカイブズ・マネジメント論研究 I

[現代アーカイブズ管理論]

石原一則

システム設計から調査論、評価論、検索論まで、アーカイブズを科学的に管理、保存活用する現代的方法を考える

### アーカイブズ・マネジメント論研究 I

[記録管理法制論]

早川和宏(桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授)

アーカイブズに関わる現行法制度の正確な知識を身につけるとともに、法的思考力を鍛え、アーカイブズに関わる法制度を創造する力をつける

### アーカイブズ・マネジメント論研究 II

[公文書管理としてのアーカイブズ管理]

中島康比古、荒木一彦、

小原由美子(国立公文書館)  
公文書管理法下における公文書のライフサイクル管理の一環としてのアーカイブズ管理について、国立公文書館の事例を中心に学ぶ

### アーカイブズ・マネジメント論研究 II

[レコード・マネジメント論]

古賀崇(天理大学准教授)

レコード・マネジメント(記録管理)とアーカイブズとの密接性という観点から、レコード・マネジメントの理論と実践について理解する

### アーカイブズ・マネジメント論研究 III

[記録史料保存論]

安江明夫

紙媒体から電子記録まで、様々なアーカイブズ資料を物理的に保存・管理していくための科学的な考え方と方法を学ぶ

### アーカイブズ・マネジメント論研究 III

[視聴覚アーカイブ論]

児玉優子(放送番組センター)

映画・テレビ番組・録音資料などを保存してきた視聴覚アーカイブの歴史と現状、機能の概要を学び、アーカイブズ機関における視聴覚資料/記録について考える

### 情報資源論 I [図書館情報学研究]

水谷長志(東京国立近代美術館)

情報資源の保存活用という点で共通性を持つ図書館情報学について学び、アーカイブズ学との連携を考える

### 情報資源論 II [博物館情報学研究]

水嶋英治(筑波大学教授)

情報資源の保存活用という点で共通性を持つ博物館情報学について学び、アーカイブズ学との連携を考える



保坂裕興  
Hirooki Hosaka

昨年1月と今年1月、ロンドンのTNA: The National Archivesで資料を閲覧する機会をえた。なんといっても強く印象付けられたのは、多種多様な資料が速やかに提供され、存分に閲覧できることである。検索室や閲覧室等の各要所には専門職員たるアーキビストが配置され、研究テーマから探したい資料までをじっくり聞いて対応してくれる上、パソコンで閲覧請求をした後は、割り当てられたロッカーの中に資料が入られるのを待ち、閲覧が終了するまで連日資料とロッカーを使い続けることができる——独自の文書貸出・回収方式(DCS: Document Collection System)である——。そのような充実した利用環境のためか、広い閲覧室はいつも幾分込み合っていて、どの利用者もやや興奮気味に資料の閲覧、写真撮影に没頭している。

食堂に行って周りを見わたすと、どんな人たちが来ているのかがだいたい分かる。エクセルで統計グラフの出来映えをながめている者、親子とおぼしき老若等、ルーツ調べに来ていると思われる人たち、何かの証拠調べをしているような深刻な表情の人物、何かの研究テーマで調査に来ている学生や研究者等々。多様な目的のために様々な利用者が訪れているようである。

一方でTNAは、先のDCSを2005年の「情報自由法2000」施行とともにはじめた。これは多くの利用者が資料カウンターの前で

待機するなか、資料を借り出さなければならない状況を回避することができる上、連日の資料利用を保障するものでもある。利用者の不満の声に応じて、開発した方式だという。また政府は2010年、それまで30年でTNAに移管し公開していた方式を20年に短縮し、より速やかに重要な公記録をアーカイブズとして利用できるようにすることを決定した(「憲法改革及び統治に関する法律2010」)。いわゆる「20年原則」の開始である。これはTNAにとっては大変なことで、例えば2013年には、1983年と1984年に完結した30年保存文書を受け入れて処理し、以後毎年、2年分ずつを処理し続け、約10年をかけて「20年原則」がようやく完全に実現されることになる。

このような制度改革は、近年に始まったことではない。1838年の公記録館法(Public Record Office Act)にはじまるTNAの歴史は、数度の法律改正及び役割・権限の変化、並びに2003年の合併・名称変更(Public Record OfficeからThe National Archivesへ)等を経てきた。また近年では「公文書館事業認定制度」を主導した。ここでは詳述するいとまはないが、かりにそれらをTNA職員数の変化で見ると次のような具合である。1838年創設時に38名でスタートし、1851年の公記録館開館以降、職員が増加して1878年には100名のオーダーにのる。次の画期は第二次世界大戦後であり、記録の急激な増加と利

用要求の増大に伴い、顕著な増加傾向を示す。それを直接に押し上げたのは、二段階の評価選別と行政機関への〈記録管理官〉配置等を勧告した1954年の「グリッグ・レポート」、及びそれを実現した「公記録法1958」である。そのピークは1979年に436名で迎える。その後約20年は増減を繰り返すが、上述の合併・リニューアルのち2005年には548名に達し、2015年現在、614名を擁するのである。

こうしてみると、イギリスのアーカイブズ制度は、ずいぶん昔から、遅くとも第二次大戦後からは、〈知識情報社会〉を先駆けて拓くように、発展してきた様子が窺える。私がか実感した利用環境の充実ぶりや、利用者側・アーカイブズ機関側双方の熱情のようなものの背景には、このような継続的な制度改革があったことをお伝えしたい。

少し気が早いかもしれないが、2016年3月が「公文書等の管理に関する法律」のいわゆる5年見直しの期限である。私がかかわる人文科学研究所共同研究プロジェクト「情報基盤としてのアーカイブズ制度を構築する戦略的研究」では、去る12月20日、日本アーカイブズ学会等と協力してこれに関する合同研究集会を開催した。この5年見直しは、現在想定できる同法等改正の最大のチャンスである。法の傘下にある多くの団体・機関の職員の方々が、最も具体的にその強みと弱点を

承知されているのだろうが、一般的には声を上げにくい面があるらしい。その意味でも、学会・専門家団体、法律家、国会議員が連携をとり、なんとか法制度上の前進を図りたいものである。その実現のために、本専攻が一つの拠点となって、様々なことに挑戦し続けることになるだろう。

さて、本年度の専攻の活動で特筆すべきは、6月、学術交流協定を結んでいる明知大学校記録情報科学専門大学院(韓国)から、任眞嬉(イム・ジンヒ)先生を客員研究員として招聘し、講演会と2度の特別授業(公開形式)を成功させたことである。本誌に収めた講演録をご覧いただければ、その様子が知られるはずである。また10月、中国から李華瑩さんを国費留学生として迎え入れた。これまでの専門はと尋ねると、“Back Up!”首をかきげると“Cloud Archiving”と応えてくれた。いずれ、おもしろいことが起こるにちがいない。

また本年度は安藤正人先生がサバティカルで離れたが、そのぶん高埜先生たちに格段のご尽力をいただき、年度末を迎えようとしている。青木祐一助教にもこまごまとした負担が廻ったが、人並みはずれたがまん強さと勤勉さにより助けられた。新人副手の高橋さんは、厳しく険しいが欠くことのできない〈副手業務〉の勘所をつかみ、自分らしいやり方で専攻をやさしくつつむようになった。新しい1年、心を澄まして、前に進もう。

# GCAS Report

学習院大学大学院

人文科学研究科

アーカイブズ学専攻研究年報

## 投稿規程

### 1 — 発行

[1] 発行者は、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻とする。

[2] 発行に関わる事務は、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報編集委員会(以下、編集委員会)が行うものとする。

[3] 本誌は、年一回刊行する。

[4] 掲載原稿は、インターネットにより公開する。

### 2 — 投稿資格

[1] アーカイブズ学専攻の教員および元教員

[2] アーカイブズ学専攻の学生および修了生(但し、博士後期課程単位取得退学者を含む)

[3] その他編集委員会が適当と認めた者

### 3 — 投稿原稿とジャンル

投稿する原稿は、アーカイブズ学に関する未発表の完成原稿とする。

ジャンルは次の4種類とする。

①論文/②研究ノート/

③書評(文献紹介を含む)/④報告等

### 4 — 形式と分量

[1] 原稿は、Microsoft Wordにより作成されたものを原則とする。図および表はMicrosoft ExcelまたはMicrosoft PowerPointで作成したものとし、画像はJPEG形式とする。

[2] 原稿は、A4横書きで、1ページにつき40字×30行とし、図表等を組み入れた完成原稿を提出する。著者校正は、原則として初校のみとし、誤字・誤植の修正に限る。

[3] 投稿原稿は、以下の各字数を上限とする。ただし、字数には、本文、図表、注、およびスペースを含むものとする。

①論文(24000字)/②研究ノート(16000字)/

③書評(8000字)/④報告等(8000字)

[4] 論文および研究ノートについては、以下の①～⑥を別添として提出する。

その他のジャンルは、①～④を別添として提出する。

①題目:和文および英文

②執筆者名:和文および英文

③所属

④連絡先:郵便番号、住所、電話番号、E-mailアドレス

⑤キーワード:5語以内

⑥論文要旨(和文および英文):和文は400字以内、英文は200ワード程度

[5] 執筆形式は、原則として以下の通りとする。

①本文は簡潔で分かりやすい文章とする。

②日本語の文章は、約物(句読点、疑問符、括弧等)を含めてすべて全角を用いる。

③句読点は「、」「。」を用いる。

④英数字は、特別な場合を除き半角を用いる。

⑤漢字は常用漢字を用いる。

[6] 本文中の書名、誌名は二重かぎ括弧(「」)、雑誌論文名、記事名はかぎ括弧(「」)でつづむ。欧文書名及び誌名はイタリック体とする。

[7] 注は、本文中の当該箇所の末尾に[1]、

[2]のごとく示し、提出原稿では本文末にまとめて掲載する。なお、参考文献を一覧にする方式は採らず、使用した文献はすべて注に含める。

[8] 使用した文献の記載事項とその順序は下記の例に従って示す。

①単行本の場合:著(編)者名、書名、出版社名、西暦刊行年、引用部分の頁数

②雑誌論文の場合:著者名、論文題名、雑誌名、巻(号)数、西暦刊行年、引用部分の頁数

③電子ジャーナルの場合:著者名、論文名、雑誌名、巻(号)数、西暦刊行年、引用部分の頁数、入手先(入手日付)

④ウェブサイトの場合:著者名、「ウェブサイトの題名」、ウェブサイトの名称、入手先(入手日付)

[9] 図および表・写真は、種類別の通し番号及びキャプションを付すものとする。なお、掲載決定後に電子ファイルを提出するものとする。

### 5 — 投稿方法

すべての原稿は、その電子ファイルを電子メールに添付し専攻事務室へ送信したうえ、紙に出力したものを1部提出する。原稿は原則として返却しない。

### 6 — 発行スケジュール

[1] 原稿締切:9月末日

[2] 発行予定:2月末日

### 7 — 審査と採否

[1] 論文の審査は、一論文につき編集委員会が指名する3名の査読者により行う。その際、以下の基準に基づき審査する。

①先行研究の把握/②獨創性/③実証性/④論理性/⑤表記・表現

[2] 論文の採否は、[1]により行われる査読者の審査結果に基づき、3ヶ月以内に編集委員会が決定する。

3で定める他のジャンルの採否も、[1]に掲げる審査基準に準じて、編集委員会が審査決定する。

[3] 論文投稿者の氏名は査読者には公表しない。また、査読者の氏名は公表しない。

[4] 編集委員会は、投稿者に修正を依頼することができる。

### 8 — 著作権

[1] 掲載された論文等の著作権は、著者に帰属する。

[2] 上記の著作権者は、複製、公衆送信、翻訳や翻案等、出版、オンラインでの公開・配信、二次的著作物の作成・利用について、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻に著作権上の許諾を与えるものとする。

[3] 上記の著作権者は、論文等の電子化、学習院大学学術成果リポジトリへの登録、公開一般利用者の閲覧・ダウンロードについて、リポジトリを管理・運用する大学図書館に著作権上の許諾を与えるものとする。

[4] 論文等を投稿する者は、その論文等に引用する図版・写真等の著作権者から、電子化・オンライン上での公開も含めた、著作権上の許諾を予め得ておくものとする。

### 9 — 投稿・問い合わせ先

〒171-8588

東京都豊島区目白1-5-1

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻事務室

TEL:03-3986-0221(代表)

E-mail:gcas-off@gakushuin.ac.jp

[附則]

[1] 本規定の改訂は、必要に応じて、編集委員会が行うものとする。

[2] 本規定は、2011年7月28日より発効するものとする。2012年9月1日改訂。

執筆者一覧  
[五十音順]

青木祐一[あおきゆういち]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 助教

池永禎子[いけながさちこ]

総合研究大学院大学文化科学研究科地域文化学専攻 博士後期課程、  
学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 博士前期課程修了

任眞嬉[いむじんひ]

明知大学校記録情報科学専門大学院 准教授

元ナミ[うおん・なみ]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 博士後期課程

金甫榮[きむ・ぽよん]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 博士前期課程

齋藤歩[さいとうあゆむ]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 博士後期課程

坂口貴弘[さかぐちたかひろ]

京都大学大学文書館 助教、  
学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 博士後期課程修了

朱宣映[ちゆ・せんよん]

明知大学校記録情報科学専門大学院 博士前期課程

土屋昌子[つちやまさこ]

恵泉女学園、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 博士前期課程修了

中臺綾子[なかたけいあやこ]

東京レコードマネジメント株式会社、  
学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 博士後期課程単位取得退学

橋本陽[はしもとよう]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 博士後期課程

蓮沼素子[はすぬまもとこ]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 博士後期課程

保坂裕興[ほさかひろおき]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 教授

松山龍彦[まつやまたつひこ]

国際基督教大学、  
学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 博士前期課程修了

渡辺彩香[わたなべあやか]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 博士前期課程

[GCAS Report]

2014年度編集委員

保坂裕興

齋藤歩

大木悠佑

倉方慶明

前田真吾

和田直大

渡辺彩香

青木祐一(事務局)

Editorial Board 2014

Hirooki Hosaka

Ayumu Saito

Yusuke Ooki

Yoshiaki Kurakata

Shingo Maeda

Naohiro Wada

Ayaka Watanabe

Yuichi Aoki (Secretariat)

編集後記

2014年度の編集委員会に所属させて頂いた博士前期課程1年の渡辺彩香です。アーカイブズ学専攻に1年間在籍して一番驚いたことは、先輩方の研究テーマが様々な分野にわたっていることでした。そのため、「アーカイブズ学演習」ではアーカイブズ学の多様性について学ぶことができましたし、先輩や先生方から修士論文執筆に向けてのアドバイスを頂くことができました。『GCAS Report』には学生や修了生、先生方の研究の成果が表れていますので、どうぞじっくりご覧下さい。執筆者の皆様、また編集委員会の皆様、本当にお疲れ様でした。ありがとうございます。  
[編集委員:渡辺彩香]

『GCAS Report』Vol.4をお届けします。前任の森本祥子さんから引き継ぎ、Vol.2-4を担当しましたが、本誌は専攻の研究活動の柱であり、編集業務は苦勞が多いものの大変やりがいのある仕事でした。本号も文化資源論や編成記述論、書評や報告のバリエーションも本専攻ならではの内容となっています。これからも専攻とアーカイブズ学研究の多様性を示す研究誌であり続けて欲しいと思います。最後になりますが、お手伝いいただいた編集委員の学生のみなさん、また創刊以来、編集を担当して下さっているデザイナーの木村稔裕さんには大変お世話になりました。ありがとうございます。  
[事務局:青木祐一]

謝辞

研修旅行や史料調査の実施、および本誌の刊行には、一般社団法人テキストスタイル倶楽部より本専攻宛にいただいております指定寄付金を活用させて頂きました。ここに記して御礼申し上げます。

GCAS Report

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報 第4号

[発行日] 2015年2月28日

[編集・発行]

学習院大学大学院

人文科学研究科

アーカイブズ学専攻

〒171-8588 東京都豊島区目白1-5-1

TEL: 03-3986-0221(代)

<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-hum/arch/index.html>

---

[デザイン] 木村稔将

[印刷] 高速印刷株式会社

GCAS Report Vol. 4

2015-02-28

©Graduate Course in Archival Science,

Graduate School of Humanities,

Gakushuin University

Mejiro 1-5-1, Toshima-ku,

Tokyo 171-8588, Japan

TEL: +81 3 3986 0221

<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-hum/arch/english/>

---

Design: Toshimasa Kimura

Print: Kousoku Printing Co. Ltd.

ISSN 2186-8778

